

## 平成27年第2回粕屋町議会定例会会議録（目次）

### 第1号 6月5日（金）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	6
・発議の上程（第2号）	6
・発議に対する質疑	10
・発議に対する討論	14
・発議に対する採決	25
・会期の決定	28
・法令に基づく報告	28
・議案等の上程（第32号～第43号）	29
・議案等に対する質疑	33
・意見書案の上程（第1号）	33
・議案等の委員会付託	33
・発議の上程（第3号）	34
・発議に対する質疑	35
・発議に対する討論	35
・発議に対する採決	35

### 第2号 6月8日（月）

・一般質問	41
本田芳枝議員	41
1. 各種計画の事業展開、実施状況の把握について（特に子どもに関する部門）	41
2. こども館建設の運営について	51
太田健策議員	63
1. 給食センター建設について	63
2. 地方自治について	76
3. 粕屋ドームの維持管理について	79
田川正治議員	81
1. 新入学児童への援助の拡充と改善を	82
2. 国民健康保険税の引き下げを	87
3. 子ども・子育て新制度の問題点と対策は	91

木村優子議員	100
1. 町が取り組むがん検診及びがん対策について	100
川口 晃議員	114
1. 中学3年生卒業まで医療費を無料に	114
2. 阿恵橋の歩道の拡張は急務となっている	115
3. 須恵川を自然豊かな川に	118
4. 今年は終戦70周年	122
<b>第3号 6月9日(火)</b>	
・一般質問	137
福永善之議員	137
1. 粕屋町学校給食共同調理場PFI事業所選定委員会の優秀提案者の選定に至る経緯について	137
2. 因町長の町政運営について	150
久我純治議員	155
1. 町長の2期目に対する心づもり又は、決心について	155
2. 粕屋町の信号を歩車分離信号に出来ないのか	160
3. ボランティアセンターの機能を活かすには場所の移転を	162
小池弘基議員	166
1. 粕屋町の財政状況について	166
山脇秀隆議員	171
1. 水鳥橋について	171
2. 九大農場跡地利用について	179
3. 町長の出处進退について	185
<b>第4号 6月12日(金)</b>	
・発議の上程(第4号)	193
・発議に対する質疑	194
・発議に対する討論	197
・発議に対する採決	200
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	201
議案第32号 専決処分の承認を求めることについて	201
議案第33号 専決処分の承認を求めることについて	203
議案第34号 専決処分の承認を求めることについて	205

議案第35号	粕屋町教育委員会委員の任命同意について……………	206
議案第36号	粕屋町固定資産評価員の選任同意について……………	207
議案第37号	粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意について……………	208
議案第38号	第5次粕屋町総合計画基本構想の策定について……………	209
議案第39号	粕屋町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例につ いて……………	210
議案第40号	平成27年度粕屋町一般会計補正予算について……………	211
議案第41号	工事請負契約の締結について……………	214
議案第42号	町道の路線認定及び変更について……………	215
議案第43号	和解について……………	216
意見書案第1号	国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わな いよう求める意見書（案）……………	217
・閉	会……………	218

平成27年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成27年6月5日（金）

## 平成27年第2回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成27年6月5日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 発議第2号の上程
- 第3. 発議第2号に対する質疑
- 第4. 発議第2号に対する討論
- 第5. 発議第2号に対する採決
- 第6. 会期の決定
- 第7. 法令に基づく報告
- 第8. 議案等の上程
- 第9. 議案等に対する質疑
- 第10. 意見書案の上程
- 第11. 議案等の委員会付託
- 第12. 発議第3号の上程
- 第13. 発議第3号に対する質疑
- 第14. 発議第3号に対する討論
- 第15. 発議第3号に対する採決

### 2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進                      ミキシング      高 榎      元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	因 清 範	副 町 長	箱 田 彰
教 育 長	大 塚 豊	総 務 部 長	安河内 強 士
住民福祉部長	安 川 喜代昭	都市政策部長	吉 武 信 一
教育委員会次長	関 博 夫	総 務 課 長	石 川 和 久
経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	今 泉 真 次
社会教育課長	新 宅 信 久	学校教育課長	古 賀 博 文
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	堺 哲 弘
地域振興課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開会 午前9時30分)

◎議会事務局長(大石 進君)

本日は、開会に先立ちまして表彰状の伝達を行います。

糟屋地区議長協議会より、長年の議会議員としての功労に対し4名の議員、伊藤正議員、進藤啓一議員、因辰美議員、本田芳枝議員が表彰を受賞してあります。ここで、各議員さんへ伝達していただきますので、伊藤副議長、因議員、本田議員は前方へお願いいたします。議長もお願いいたします。

まず、進藤議長から伊藤副議長へ伝達をしていただきます。

◎議長(進藤啓一君)

表彰状、粕屋町伊藤正殿。

貴殿は、長期にわたり議会議員として地方自治の振興、発展に寄与せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。平成27年5月13日。糟屋地区議長協議会会長三角良人。代読。

(伊藤 正議員 表彰)

◎議会事務局長(大石 進君)

次に、因辰美議員、お願いいたします。

◎議長(進藤啓一君)

表彰状、粕屋町因辰美殿。

貴殿は、長期にわたり議会議員として地方自治の振興、発展に寄与せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。平成27年5月13日。糟屋地区議長協議会会長三角良人。代読。

(因 辰美議員 表彰)

◎議会事務局長(大石 進君)

次に、本田芳枝議員、お願いいたします。

◎議長(進藤啓一君)

表彰状、粕屋町本田芳枝殿。

貴殿は、長期にわたり議会議員として地方自治の振興、発展に寄与せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。平成27年5月13日。糟屋地区議長協議会会長三角良人。代読。

(本田 芳枝議員 表彰)

◎議会事務局長(大石 進君)

続きまして、伊藤副議長から進藤議長へ伝達をお願いいたします。

◎副議長(伊藤 正君)

表彰状、粕屋町進藤啓一殿。

貴殿は、長期にわたり議会議員として地方自治の振興に寄与され、特に大きな功績を残されました。よって、これを表します。平成27年5月13日。糟屋地区議長協議会会長三角良人。

(進藤 啓一議員 表彰)

◎議会事務局長（大石 進君）

それでは、ここで皆様を代表して、伊藤副議長より謝辞が述べられます。

◎副議長（伊藤 正君）

改めまして、おはようございます。

表彰を受けました議員皆様を代表いたしまして、僭越でございますが一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

ただいま糟屋地区議長協議会から表彰をいただきました。まことにありがとうございます。心から御礼を申し上げる次第でございます。これも町民の皆様初め、関係各位のご支援とご指導、ご鞭撻があったおかげだと思っております。これからも粕屋町民のため、粕屋町のために、今まで培った経験を生かして頑張っていく所存でございます。本日はまことにありがとうございました。

◎議会事務局長（大石 進君）

おめでとうございます。

議長及び表彰議員におかれましては、自席へお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、平成27年第2回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、2番川口晃議員及び4番太田健策議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、発議第2号を議題といたします。

本案は私の一身上に関するものであり、地方自治法第117条の規定により議長は除斥となりますので、議長を副議長と交代いたします。よろしく願いいたします。

◎副議長（伊藤 正君）



議長が除斥となりましたので、自治法第106条の規定により副議長が議長の職務を行います。

◎副議長（伊藤 正君）

発議第2号粕屋町議会、進藤啓一議長の不信任決議案についてを議題といたします。

それでは、粕屋町議会会議規則39条の規定により、提出者の説明を求めます。

5番福永善之議員。

（5番 福永善之君 登壇）

◎副議長（伊藤 正君）

それで、まず提案者をお願いをいたします。まず、不信任決議案の朗読をいただいた上で、思いを語っていただきたいと思います。

どうぞ。

◎5番（福永善之君）

皆さん、おはようございます。議員の福永善之です。

さて、議員の皆さん、お手元に配付の資料の81ページをごらんください。

傍聴者の皆様には資料の配付はなされてないようですので、皆様にもわかりやすくこの議案の提案の説明を行い、その後簡潔に本議案の提案理由を述べたいと思います。

発議第2号粕屋町議会、進藤啓一議長の不信任決議案について。

上記の議案を別紙のとおり、粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成27年5月7日。提出者、粕屋町議会議員福永善之。賛成者、粕屋町議会議員太田健策、八尋源治、本田芳枝、因辰美、久我純治、小池弘基、山脇秀隆、木村優子。

皆さんご存じのように、私たち議員は町民から直接に選挙で選ばれ、町民の代表者として現在15名の議員で粕屋町議会を構成しております。議会は、粕屋町の最高の意思決定機関であり、条例の制定、予算の決定、執行部の監視やチェックなどの権限を持つとされております。

さて、議員の皆さん、私たちの議会は執行部の監視やチェックをきちんとやっていると町民に自信を持って言えるのでしょうか。議員不要論や議会不要論を叫ばれる町民に対し、私たちは自信を持って議員必要論や議会必要論を納得させるだけの議会審議をしているのか。説得する力量が私たちにあるのでしょうか。議会運営や議会審議という議会の内部のことに関することは、町民の皆さんには見えにくく、実際に私たちは執行部からの議案の提案に対し、どのくらいの議案を修正もなしに原案を承認してるのでしょうか。議員の仕事とは何ですか。議会の仕事とは何です

か。私も明確な答えは出せませんが、議会人として思うことは、議論する風土をつくろう、このことが今粕屋町議会で大事なことに思えてなりません。

しかしながら、議会の議長である進藤議長には、そのような議論をしてから結論を見出していくような議会運営を期待できません。執行部からの議案を通すことを優先されてるように見受けられ、執行部には本当に都合のよい議長ではないでしょうか。執行部の議案を通すことを議論もせずに一議員として考えられていることは否定しません。しかし、そのような考えは公平、中立を求められる議会の議長の立場を離れてから言動に移すべきです。今のままでは、残念ながら粕屋町議会は執行部の追認機関と言われても私は否定できないと思います。それぐらい進藤議長の議会運営には、議論をする風土が欠落しております。

さて、私なりに議会運営で大事なことは議論する風土をつくることと申し上げましたが、ここに進藤議長の不信任に至った経緯を2つの事業に焦点を当てて説明いたします。

1点目は、給食センターの建て替え事業に関することです。昨年3月定例会において、執行部より給食センター建設運営費用として、粕屋町として初めてとなるPFI手法を取り入れた17年間に及ぶ債務負担行為68億円の予算が可決されました。執行部は議会に対して十分な説明もなく、議員の質問に明確に答えることなく、今この時期に議決を得ないと平成28年9月の供用開始に影響が出る、子どもたちに給食を提供できないと訴えました。そのような状況下で、議会として附帯決議をつけて可決に至りました。附帯決議の内容は、議会としては議決はしたが、今後十分な説明をすることを求めるものでした。その後、同年12月定例会に契約の議決を求める議案が提出されました。予算が可決してから契約の議案が出るまでも、幾度となく議員からの説明に明確な答弁がなく、12月定例会では議会として継続審査という結論に至りました。執行部は、12月の暮れの臨時会に継続審査の議案を再提出しましたが、議会は否決の意思を示しました。さらに、年明けの1月の臨時会では、議員採決では可否同数でしたが、議長判断で契約案件が可決に至りました。このとき私は、議長が下した判断は議会が3月定例会で苦渋の決断で附帯決議をつけて可決に至った議会の判断を重く受けとめられていないと感じました。説明も十分じゃないのに、町民から負託を受けられた議員の表決権を軽く考えておられるのではないかと感じました。給食センターの議題の議員全員協議会を仕切る進藤議長は、会議の場では議員の執行部に対する質問に対し議長自ら答弁したり、議員の発言を遮ったりという言動も見受けられました。私は、この給食センター案件での議会としての反省点として、なぜ議会として調査権限がある特別委員会を設置しなかったのかという心残りがあります。議員全員協議会は協議する場であり、決定

する場でありませんから、調査権限のある特別委員会でなく全員協議会で対応した議会の判断が執行部の独走を許した原因だと考えます。

次に、2点目は、こども館建設の事業に関することです。この建設費は、今年の3月定例会に補正予算として可決されました。子どもに関することは、議会の中では厚生常任委員会が所管となります。現在、粕屋町には築40年ぐらいの公立保育所が2園、老朽化対策として近年の懸案事項として所管の中で議論をされておりました。そのような中で、町長のトップダウンで施策に盛り込まれたのがこども館をつくることでした。厚生常任委員会の中では、今まで議論してきた老朽化した保育園の建て替えはどうするんだ、先送りするにも今後の資金計画と老朽化対策を提出するようにさんざん求めましたが、返答することなく、一方では執行部よりこども館の建設に多くの国の予算がついたから3月の補正で議決をお願いしたいと提案がありました。こども館のコンセプトも決まっていない、事業の中身も決定していない中で、この補助金を逃したら来年度以降はどうなるかわからないとの理由もあり、3月定例会の最終日に建設費を認める議案が可決されました。建設費は可決しましたが、運営方法は何も決まっていない状況下でしたので、私は給食センター事案の教訓を踏まえ、3月定例会の最終日に口頭による動議を提出いたしました。動議の内容は、こども館建設特別委員会の設置についてです。しかしながら、議長は動議が提出された後にすぐに議事を休憩され、議員全員の前で私が出した動議に関して、議会事務局職員に発言を求められました。発言の内容は、執行部からの議案がなければ特別委員会の設置はできないという内容で、ご自身も追認されました。また、議案もないのに特別委員会をつくって一体何をするのかと発言もされました。しかしながら、結果的に最終的には再動議を提出し、特別委員会を設置することが可決しました。あの休憩中の議論は一体何だったのか。議案がないと特別委員会が設置できないとの発言は何だったのか。議会として給食センター事案の反省はないのか。このとき、給食センター事業の教訓を生かそうともせず、また同じ過ちを繰り返そうとされる進藤議長の議会運営ではだめだと私は決心しました。この方は、どこまで執行部に都合のよい運営をなされるのだろうか。議論をしない、議論をさせない。これで果たして議会の権限である執行部の監視やチェックをしていると町民に自信を持って言えるのでしょうか。私は言えません。このように、議論もしない議会運営であるならば、私は議員は必要ない、議会も必要ないと考えております。私たちは、町民の皆さんの納めた税金から毎月決まった額の報酬を得ております。その報酬の中には、議会の権限として執行部の監視、チェックをきちんとやりなさいという名目もあるはずです。

さて、以上に説明したような流れで、この動議に絡む議長の妨害行為や、議論を

させない議会運営の進め方が今回の不信任の最大の理由であります。私は、独自に議案のあるなしにかかわらず、特別委員会設置の真意をさまざまな行政機関に確認をしました。福岡県町村議長会、全国町村議長会も、議案がなくとも特別委員会の設置は議会の議決でできると明確に答えられました。議長が議会事務局職員に指示されて、相談された2つの機関では設置はできないというようになっているようですが、私への返答と事務局への返答で真逆の返答になることが常識的に考えられるのでしょうか。あの空白の休憩中に、仮に議長の言葉をうのみにしていたら、特別委員会の設置はできなかったことでしょうか。この動議の休憩中の妨害行為や関係機関からの真逆の返答の真意に関しては、現在議会運営委員会預かりで近く検証結果を発表されることと切望いたします。

最後に、粕屋町始まって以来の議長不信任決議案の提案の理由を要約いたします。

進藤議長には、行政経験が長く、議会知識も豊富であり、当初は議会運営を期待していたところですが。しかしながら、進藤議長の議会運営のやり方は、会議の中で当局である執行部寄りの言動が多々見受けられ、議長の職として公平性、中立性に欠けております。そのような議会運営を続けられることは、執行部の議案等に対し議会の中で健全な議論ができず、残りの任期の2年間、議会として、また一議員として町民の負託を負いにくいと判断して、ここに進藤議長不信任決議案を提出するものであります。

最後になりましたが、町民の皆さんには、今回の不信任に関しては、短絡的には議会のごたごたをお見せすることになる責任を感じます。しかしながら、議会の統治、ガバナンスが改善される方向に向かうのであれば、長い目で見れば決して悪いことではありません。同僚議員の皆さん、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

(5番 福永善之君 降壇)

◎副議長（伊藤 正君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。

8番長義晴議員。

◎8番（長 義晴君）

私は、発議第2号議案提出についてお尋ねしたいと思います。

発議第2号進藤議長の不信任案決議は、賛成者の氏名、捺印がされて提出されたようですが、氏名に誤字があり、また賛成議員の中には捺印については押していないとの声も聞くなど、修正されて再提出されたようですが、発議提出者は、初回提出されたときには、賛成議員みずからの捺印をいただいて提出されたかどうか、お尋

ねしたいと思います。

◎副議長（伊藤 正君）

ただいま長議員のほうから質問ございました。回答をお願いします。

5番福永善之議員。

◎5番（福永善之君）

長議員のご質問にお答えさせていただきます。

この発議2号に関しましては、当初は私のほうから賛成者の皆さんに提出させていただきたいという了解をとっておりましたので、そのような感じで私のほうで一任を受けたということで提出をさせていただきましたが、ただ印鑑に関しましては、やはりご本人が押すことが今後の議会運営の中で適当だろうということになりましたので、再度ご本人さんに押していただいて提出っていう形にさせていただいております。

以上でございます。

◎副議長（伊藤 正君）

今お答えございました。

8番長義晴議員。

◎8番（長 義晴君）

今報告がありましたように、取りまとめの段階では、それぞれ賛成議員につきましてはそういった了解の中で進められると思いますが、やはり捺印をそういうふうな形で、了解なしに提出されたっちゃうことは非常に議員としていろいろ問題を感じるところでございます。

続いて、よろしいでしょうか。

◎副議長（伊藤 正君）

はい、どうぞ。

◎8番（長 義晴君）

提案理由で、さっきの説明がありましたが、ここの提案理由の説明以外でいろいろ説明が不十分、それから議員の意見を遮ったり、制止したり、それからいろいろ審議が不十分というふうなことで、このこども館にしても給食センターにしても、それこそ議員がいろいろ要求、要望した点については、それなりに執行部は回答なりされております。ただ、それが要するに、予算の範囲内とか、財政的なことで十分それに答えられないというのは、るる今福永議員が申されたようなことは、今日まであったっちゃうことは、私もそれについては異論はありませんが、今のいろいろなるる申される中で、こういった大型、それから今後施設の絡みで事業があるものについては、どこまで審議して、それに議員の、町民の要望に応じていくか

っちゅうのはあると思いますが、私は今の説明は、一部一方的な立場の違いの意見が大半ではなかったかと思います。特に、予算の関係につきましては……。

◎副議長（伊藤 正君）

質問のほうをお願いします。

◎8番（長 義晴君）

それで、そういったことで公平、中立性に欠いて、議長についてはいろいろ問題があるということをご指摘されておりますが、先ほども福永議員が言われたように、それぞれうちの事務局なり、県の事務局に問い合わせながら進められたということで、何も公平、中立性を欠いておったということは私は感じないわけでございます。そういうふうなことで、今後……。

◎副議長（伊藤 正君）

簡潔にお願いいたします。

◎8番（長 義晴君）

それで、その点福永議員にもう一度、そこいらを説明お願いしたいと思います。

◎副議長（伊藤 正君）

5番福永善之議員。

◎5番（福永善之君）

長議員のご質問にお答えいたします。

まず、私が提案理由の中で申し上げました議員の仕事は何ぞや、議会の仕事とは何ぞや、そこをまず私どもは考えないといけない。議会は何のためにあるのか。我々は、15名それぞれ町民の皆さんから負託を受けて、この議席を得ております。その中には、町から出される町民の皆さんが納めた税金の執行状況が本当にちゃんとされてるのか、むだ遣いはされてないのか、計画性を持ってされてるのか、そういうところを見ていかないといけないと思います。町から出てきた議案を議論もなしに進めるやり方と、町から出てきた議案をちゃんと調査権限のある特別委員会を設置してやるやり方と、それは人それぞれ考え方があっていいでしょう。ただ、今私たちが議会運営として非常にまずいと感じる点は、町から出てきた議案を議論もなしに進めていくようなやり方、これはまずいでしょうと。町民にちゃんと説明できるような状況、仕組みづくりをしながらやっていくのが議会の本来の姿ではないですかということを私は訴えてるわけです。そういうことでご回答よろしいでしょうか。

◎副議長（伊藤 正君）

ほかに。

7番田川正治議員。

◎7番（田川正治君）

福永議員がこの不信任決議を出したその趣旨として、こども館のときの特別委員会設置の問題の議長の取り扱いについてが重きを置いておるんですね。そして、先ほどの趣旨の説明のこの資料にある分は、そういうことが述べられとんです。このことだけでこの9名の人たちみんなが賛同して、この不信任決議として出したのかというのが非常に疑問なんです。それは何でかというたら、給食センターの問題あります。これは、賛成した人も反対した人も、この不信任の中へ出てるんですね。こども館の問題でもそうです。老朽化した保育所をどうするか、これについても、私厚生常任委員会ずっとやってきました。この新しい2年前の厚生常任委員会のメンバーになってからは、老朽化したのをどうするかというのが議題に上ってきました。その前の4年間は全く、私だけが厚生常任委員会では老朽化した対策をどうするかということを書いてきました。だから、そういうことも含めて全部、今福永議員が述べたことがこの不信任賛同者の中の意向として反映されてるということなのかどうかについて質問をしたいと。

◎副議長（伊藤 正君）

5番福永善之議員。

◎5番（福永善之君）

田川議員の質問にお答えいたします。

私の不信任の理由を述べてるのは、議会運営のあり方について述べております。また、これに関して賛同議員の皆さんにも賛同していただいております。私が、先ほど演壇にて提案理由の中で述べたのは、これは事例として2点、給食センターの案件、それとこども館の案件を述べさせていただきました。

以上でございます。

◎副議長（伊藤 正君）

7番田川正治議員。

◎7番（田川正治君）

今私が質問したことについて、福永議員は回答はされてないんですね。賛同者の人たちに今言った内容について、例じゃなくて、この議場で言った内容について、当然この不信任の理由の中に入ってる、含まれてる内容だと思うんですね。これを簡素化したのがこの文書として出ておると思います。そのことも含めて、そういう議員のいろんな意見の違いもあったと思うけど、中身としてそれもみんな一致してこの提案をされとるっちゅうことを確認しよんです。その趣旨が内容として含まれとんのかということについて回答をもらいたい。

◎副議長（伊藤 正君）

5番福永善之議員。

◎5番（福永善之君）

田川議員の質問にお答えいたします。

今お手元の、皆様、議案書の81ページをごらんください。

これは、公的に作成された議案書になります。その一つが発議第2号になります。私が提出者になって、8名の議員の皆さんが賛成者になっております。8名の皆さんが賛成者になっているということは、議長不信任に関して賛同されてるということですので了解いただければありがたいと思います。

以上です。

◎副議長（伊藤 正君）

よろしいですか。

7番田川正治議員。

◎7番（田川正治君）

ということは、いろんな理由はあるけど、議長不信任という点で一致してるということですね。私は、この内容について、説明されておる項目の公平性、中立性の問題、議会での運営の問題とかいろいろ言われてますけど、私は議員としては十分に今まで議会で必要なことは質問もし、意見も出し、執行部のほうの見解も回答も受けてしてきた。最終的には、それが賛否で議会で決まるわけですけど、そのことについて、この公平性の問題、中立性の問題をどういうふう……。

◎副議長（伊藤 正君）

田川議員、討論は後でございますので。

◎7番（田川正治君）

そのことも含めてもう一回ちょっと確認したい。

◎副議長（伊藤 正君）

よろしいですか。

◎副議長（伊藤 正君）

今の田川議員のは、ちょっと討論のほうになりますので、質問ではないというように思います。

ほかに質問のある方。

質問ありませんか。

（声なし）

◎副議長（伊藤 正君）

ないようですので、質疑は終了します。

これより討論に入ります。



まず、本発議に反対の方の発言を許します。

8番長義晴議員。

◎8番（長 義晴君）

発議第2号進藤啓一議長の不信任決議に対する反対討論をいたします。

議長不信任提出者の提出理由の中で、進藤議長は行政経験が長く、議会経験も豊富であると認識されておりました。しかし、先ほども説明の中にございましたが、3月議会、平成26年度補正予算審議や、こども館建設に伴う特別委員会設置と付託に関する動議が福永議員から提出された件については、先ほども言われた賛成、反対もありましたが、結果的には議案がなくとも特別委員会の設置は可能との結論になり、こども館建設等に伴う運営について、特別委員会で現在協議がされておるところでございます。

その特別委員会設置に関する一連の議長の議会運営が町側寄りの発言、言動であるとの認識ではないかと思いますが、議長は先ほども言いました町、県の議会事務局の意見を求めている議会運営であり、私たち議員も特別委員会設置については賛否が分かれており、特別委員会設置を提案されておりました議員におかれましては、否定議員を理解説得できる状況ではなかったことからして、何も進藤議長が町側寄りの議会運営を進めた根拠は何もなく、自治法や議会会議規則にのっとり、議長の役割を務められてこられました。立場の違いで議長不信任提出を軽々に言えるものではありません。ありませんし、今後粕屋町議会において禍根を残す要因となりますので、私は進藤啓一議長の不信任決議案に対する反対討論といたします。

以上です。

◎副議長（伊藤 正君）

次に、本発議に賛成の方の発言を許します。

11番本田芳枝議員。

◎11番（本田芳枝君）

私は、いつも遮られますので、今日は10分のところを5分にまとめてまいりました。これは本当に大変な作業で、短い時間でいかに皆さんの賛同を得るか。でも、今話を聞いていますと、伊藤副議長はとめられませんね。ところが、進藤議長は、私が発言している、例えば予算案に賛成なんだけれども、こういうことでこのことをお願いしますと言ったときに、必ずその直前で遮られます。給食センターのときもそうでした。私が多分、一番その被害を受けていると思います。先ほど10年生議員の表彰がございました。そのうちの一人を、私が議長という職を一生懸命にしておられると思う議長の不信任案に賛同するという事は、身を切られるような思いなんです。私は、粕屋町議会が平常にきちんと進んでいく市制を目指して、みんな

が一丸となってやっていく、そういう議会であってほしいと思っていましたので、自分のささいな気持ちは抑えてきました。そして、10年です。

それで、申し上げます、用意した原案を。それでは、本題に入って、議長不信任案の賛成討論を述べさせていただきます。

今回の不信任案の発議は、進藤議長が（仮称）こども館建設特別委員会設置問題で強く反対されたことにあるのですが、それくらいのことで不信任案まで出すのかと思われる行政職員、この議会の様子を後で知ることになる町民の皆さんへ一言お断りしたいと思います。

本当のきっかけは、先ほど福永議員が言ったように、P F I方式による給食センター建て替えの審議の際の議長の議会運営に違和感を抱き出してからで、その前段の流れがあって今回の不信任案賛同です。今、手元に平成26年1月24日に提出した要望書の写しがあります。これは進藤議長に渡した全員協議会に関する要望書で、私を含めて4人の議員の名前があります。附帯決議まで出した案件を要望書を出さないと開いていただけない全員協議会という会議、その中では執行部の意見、報告に終始し、質疑、提案など各議員が出したものへの誠実な回答が得られず、発言も時間がないから、これは本当に私はその中でどんなにつらい、苦しい思いをしたことか。打ち切られ、さんざんな思いをしました。締結まで途中でアドバイザーの業者が変わって、不審に思われることが多くなりました。実は、昨年3月議会前に全体の68億3,400万円の金額が妥当かどうかの根拠となる要求水準書が公表されず、3月議会では修正案まで出したのですが、泣く泣く高額と思われる債務負担行為の額を承認せざるを得ませんでした。競争原理が働いて、落札額はかなり低くなるという大方の予想に反して、この1月ではその差わずかほとんど業者が上げた金額だったのです。

その上、今でもどうしても納得できないのは、あろうことか、この要求水準書の公表は3月議会が終わってすぐの3日後だったんです。議会前に出して、債務負担行為の68億3,400万円の減額をさせたくなかったのだろうと思います。議会運営もその方向で進んだと私はそのとき確信しました。S P C特定企業に15年もの間、毎年4億5,000万円前後の予算を経費として渡さなければならない。これは、町民の皆さんからの税金なのです。その是非を問う審議が十分にできなかった理由は、特別委員会方式ではなく、議長主導の行政の報告の場でのやりとりに終始する全員協議会での質疑応答だったからで、それしかできなかった粕屋町議会の現状を私も含めて、深く反省しています。今では、このことを共有できる議員も日に追って増えてきました。

そういう流れが前提にあって、今回の不信任案の発議です。このこども館特別委

員会設置に関して、議長はあからさまに反対を表明され、議会事務局と嘱託職員である監査事務局の職員まで同席させ、そして発言させています。異常でした。日ごろ、中立、公平さを自負しておられる議長の本当の姿を見せつけられた思いで、残念で仕方がありませんでした。新しい酒は新しい革袋に盛れということわざがありますが、進藤議長には、今の議会基本条例のもとに議会改革を進めようとしている粕屋町の議会運営を任せるわけにはいきません。なぜなら、本来問題のないはずの特別委員会設置を県や国、議長会の名前まで出して、できないと抑えこまれようとされたからです。議案、付託案件がないから設置できないと議長、議会事務局、監査事務局の職員が言われたのに対して、私はその根拠を示してください、どこにその文書があるのですかと申し上げましたが、それに対する答えはなく、できない、できないの繰り返しです。そして、状況が不利と見るや、落としどころを考えて承認。その後、この件に関しての弁明は一切なし。私は、どうしても強行される根拠を知りたくて、議会事務局を通じて助言された県の町村会の事務局の方と直接お話をしました。できないということはどこにもなく、むしろ議会で必要であればできるとの回答でした。なぜこのような暴挙に出られたのか。3月議会終了後、ずっと考えた結果、進藤議長は元役場職員です。議会事務局も経験されています。議会運営にたけた方と置いていましたが、行政寄りの運営にたけた方ではないでしょうかという結論に達したのです。

粕屋町議会の変革のときは、まさに今です。先ほど新しい酒は新しい革袋に盛れということわざを申しましたが、新しい酒を入れても破れることのない新しいリーダーを迎えての革袋が必要で、そうすることで町民の皆さんの付託に応えることができるのだと強く考えるようになりました。

私の賛成討論は以上です。

◎副議長（伊藤 正君）

次に、本発議に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎副議長（伊藤 正君）

次に、本発議に賛成の方の発言を許します。

10番因辰美議員。

◎10番（因 辰美君）

それでは、議席番号10番因辰美です。進藤啓一議長の不信任案の決議に賛成討論をいたします。

先ほど本田議員も述べられましたように、とにかく2期目の進藤啓一議長は執行部と結託し、議会運営がおかしくなりました。議会運営は、住民の皆さんには非常

にわかりにくい議長不信任と思いますが、議員にとっては一番許せない行為であります。議会運営については、ほかの賛同議員がしっかりと詳しく説明をされると思いますので、私は住民にわかりやすい別の角度から、進藤啓一議長の不信任賛成の討論を行います。

私は、進藤議長と同期であり、2期目に厚生常任委員会でご一緒させていただきました。この委員会の4年間の中で、2度の進藤議長不信任を協議、検討をしたことがあります。その原因は、視察研修中の居眠りです。一度は前委員長から、視察先に非常に失礼になることから、二度としないようにと嚴重注意で事を納めました。それが全て間違いの始まりでした。

反省どころか、2度目はさらに最悪でした。議長1期目の4年目の厚生常任委員会の視察の出来事です。兵庫県稲美町で問題は起こりました。研修前の名刺交換中に、進藤啓一議長が先方の女性議長に、御町の副町長が自治大学の同期ということの説明されたので、稲美町の議長は、すぐに副町長に至急視察会場に来るように連絡をされました。副町長は、事務局に会議で出席できないと断られていましたが、議長がすぐに来るようにと再度同席を求め、副町長から歓迎の挨拶を受け、慌ただしく会議のために退席をされました。女性議長も熱烈な歓迎を述べられ、みずからも同席し、一緒に研修に立ち会われることになりました。研修が始まった数分後のことです。私の目の前に座られていた稲美町議長の形相が変わりました。にらみつけ、怒り心頭の様子です。隣を見ると、進藤啓一議長の居眠りが始まりました。余りの受講態度の悪さに、30分間ほど我慢をされていましたが、途中退席をされました。進藤議長は寝ておられましたので、険悪な空気に何も気づかず、目を覚ますと副町長に会いに行くと研修を中座されました。稲美町の担当者もあきれ顔で進藤議長の行動を見ておられ、私たちメンバーも大変申しわけなく、恥ずかしさでいっぱいでした。進藤議長は、名刺交換と友人に会うだけの視察であり、全く研修は受けていません。これでよいのでしょうか。

問題は、さらに続きます。研修中に昼寝をされているので、夕食時には元気になられます。少し酒が入れば、近くにいる女性たちにちょっかいが始まります。時間が経つにつれ、だんだんといやらしくなり、余りのしつこさに女性から頭をたたかれたこともあります。女性たちは大変迷惑をされているのに、酔っている進藤議長は女性は喜んでしていると勘違いされているようで、委員会のメンバーは同席することに非常に恥ずかしさを感じます。翌朝、余りにも……。

◎副議長（伊藤 正君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

いやいや、いいじゃないですか。

◎副議長（伊藤 正君）

ちょっと個人的な発言でございますので、その辺。

◎10番（因 辰美君）

いいですか、ちょっと待ってください。最後まで聞いてください。

翌朝、余りにも議長として品格がないので、先輩議員から一体何を考えているのかと注意をされても、謝ることもせず、朝からそんなに言わなくてもいいんじゃないかと逆ギレされ、反省の言葉もありませんでした。当然、二日酔いで頭が上がり、2日目の研修も無惨なものでした。粕屋町議会の顔でなければならない議長が余りにも品格や行動意識が欠落しており、非常に情けない状況でした。このときも、議長はあと半年だからと、粕屋町議会の品格を守るためにみんなで我慢したことが、つい昨日のこのように思い出します。進藤議長の自慢話に、失礼な話ですが、私は全国ほとんど視察に行かせていただきました。まだ行っていないのは小笠原諸島ぐらいですかねとよく言われます。本当に失礼な話です。納税者をばかにしていると思います。このような状況で、職員時代から議員まで何十年もの間、でたらめな視察が繰り返されていたかと思うと、とても許すことはできません。

今回、私が厚生常任委員長となりました。過去の経験から、視察で居眠りをしたら不信任を提出しますよと前もって念を押すと、別に用件があるからといって厚生常任委員会の視察には同行されませんでした。しかし、ほかの委員会視察には全て同行されていたようです。ちなみに、現在議長会での視察の様子を他町の方に聞くと、先ほど述べたとおり、全く同じことが繰り返し行われているようです。皆さんの貴重な税金がこのような使い方をされています。住民の皆さんは本当に怒るべきだと思います。

ここで、住民の皆さんに理解していただきたいことがあります。執行部の提案に全て賛成する議員がよい議員、その提案を追求する議員はおかしな議員と判断されていますように感じます。私たち議員は、住民の皆さんから行政のチェックを任されているのですから、おかしいところがあれば否決や修正をさせることは当然であり、逆に頑張っている議員であると思います。特に不適な予算があれば、絶対に可決するべきではないと思っています。このような議会の凜とした姿勢が、いわゆる抑止力が重要であると思っています。おかしいところがおかしいと追及することは、正直言ってきついですし、職員や住民の視線をととてもきつく感じます。執行部側について、何もかも賛成していればどれだけ楽かと思います。私だけならよいのですが、家族まで嫌がらせを受けるのではと、正直言ってとても心配で、心が折れそうになります。本当に私は、世渡りが下手な不器用な人間です。だから、信念は

曲げません。今回の議長不信任は、粕屋町の住民と世論への直訴です。町長は、以前私と同僚議員に議員など必要ないと言われましたね。私は、議決権があるのにそんなような態度でいいのですかと聞くと、責任もとらない議員など何も役にもならないと一蹴されました。今の議会を見ると、議長と執行部が結託して、議員の、ちょっと待ってください、真実ですよ。

◎副議長（伊藤 正君）

ちょっと今の……。

◎10番（因 辰美君）

ちょっと待って、もう少しで終わります。ちょっと待ってください。

◎副議長（伊藤 正君）

余りにも議長に対する……。

◎10番（因 辰美君）

ちょっと待ってください、もうすぐ終わりますから。最後まで言ってから聞きます。

皆さんが働いて納税した大切な税金です。議員だけではなく、住民もしっかりとチェックしていただきたい。それが大きな抑止力につながると思っています。今年1月の給食センターの質疑の打ち切り、採決のやり方、3月のこども館特別委員会の設置の動議に執行部と議長が協議をさせないために設置の阻止をしようとした行為は、議員として絶対許せる行為ではありません。今回、粕屋町議会が今までどおりに何も変わらないのであれば、粕屋町の将来はありません。今日は、多くのマスコミの皆様にも早朝から取材していただき、ありがとうございます。小さな町の大きな出来事です。このような状況は粕屋町だけではないと思います。多くの地方自治体のためにも、しっかりと世論に訴えていただきたいと願っています。

以上で、進藤啓一議長の不信任に賛成します。

◎副議長（伊藤 正君）

議員必携の中に、第5章発言という127ページに、議場の秩序を乱したり、品位を落とすものであり、個人のプライバシーに関する発言は許されるものではないという一項がございます。これは個人的なプライバシーの発言に値すると思います。その辺十分ご留意を願いたいと思います。

次に、本発議に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎副議長（伊藤 正君）

次に、本発議賛成の方の発言を許します。

4番太田健策議員。

#### ◎ 4 番（太田健策君）

4 番太田健策です。議長不信任に対する賛成討論を行います。

私は、進藤議長の議長選挙のときは議長を支持いたしました。その後も、進藤議長に協力して頑張っていきたいという気持ちを持っておりました。しかし、25年12月からの給食センター建設における一般質問において、私の質問した建設費の問題で、再三再四同じ質問をしたにもかかわらず、執行部のあやふやな返答に注意もせず、今になっても解決されていない。また、1月の臨時議会についても、12月の臨時会で否決されたにもかかわらず、全く同じ条件で提出を認められました。

また、採決はされたものの、このときに副議長は、前に座っておられる議員に背中をつついて、早く賛成せんかっていうことで無理やりボタンを押させておられます。また、傍聴席に座っておられる何人もかがこのことを確認してあります。私は、後でその方たちから注意されましたが、議会というのはいつもあんなことで採決をされておるのですかと、あきれましたということを言われました。

それと、議長は、過去の例の合併問題で賛成、反対同数で否決されたにもかかわらず、十分審議は尽くされたと採決されました。しかし、私の質問で不明朗な金の流れが残ったまま答えが出ておりません。また、土地開発公社の理事の選任のときは、議長は今の理事さんでやっていきたいということを何回も言われました。しかし、土地開発公社は10億円の損失を与えながらも、理事がそのままやっていくことについて、私は一般質問でその件を質問しましたから、それはおかしいということで自分が手を挙げました。そしたら、進藤議長は、太田さん、今度は譲っちゃんないと、これは前のまんまでいきたいけえ、譲ってくださいということで何回も言われましたけど、私は一般質問しましたから、ぜひこの件は最後の解決まで見届けたいということで理事になりました。そのときも、やはりわざわざ手を挙げた者に指名をしないで、前のままで何の責任もとらせないまま無理やりにやらせようとする姿勢に疑問を持ちました。

ということで、議会が持つ使命、行財政運営の批判と監視を全うしてないということで、私は進藤議長不信任に対する賛成討論とします。

#### ◎副議長（伊藤 正君）

先ほど私の名前が出て、この本議会上で前の議員に賛成を強要したということは一切ございませんので、よろしくお願ひします。

次に、本発議に反対の方の発言を許します。

（声なし）

#### ◎副議長（伊藤 正君）

次に、本発議に賛成の方の発言を許します。

13番八尋源治議員。

◎13番（八尋源治君）

議席No.13番八尋です。議長不信任案に対し、賛成討論をいたします。次の5点について述べさせていただきたいと思います。

まず1点目、議会運営委員会運営に対し、議会改革妨害行為の件について述べます。私が、議会運営委員会の委員長としての立場で分権時代に対応した新たな議会の活性化を前提とし、条例、要綱、先例事項等の疑問点、問題点及び正しい議会運営を課題とした資料を作成し、全議員に配付いたしました。進藤議長は、この資料に対し中立、公平な立場であるべき議長であるにもかかわらず、地方自治法を全く無視し、個人的な見解での改革反対文を作成し、一部の議員に配付されました。その中に、初めて議席を得た議員は、議論するそのものをわかっていないのだからと議会改革を進めることに反対意見の内容でありました。指導し、導く立場の議長が議員は無知ともとれるような考え方は、粕屋町議会の行く末がそのとき心配でなりませんでした。議長は、保身としか思えない行為で議会改革を阻止しようとなさいました。当時、大半の議員は、議長の認識が正しいとの判断のようでありましたので、そこで本議会運営委員会では、これまでに勉強会を重ねてまいりました。地方自治法では、議会運営委員会の所管は議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項、以上4点の審議と調査権を持つことが規定されているにもかかわらず、これを無視し、議長として誤った特権を行使することは、議長として絶対にしてはならない行為であります。

2点目、法令経費について。平成26年3月から議会運営委員会で改革について協議を重ねてきました。本議会運営委員会において、常任委員会の委員数、委員会委員の複数制、委員の任期、特別委員会の設置、廃止、会派制などのあり方などの検討中にもかかわらず議長は本委員会に出席され、法令上、所管先は議会運営委員会ではできない審議内容の案件にもかかわらず、議会運営委員会で審議するのではなく、全員協議会で審議するべきと議会運営委員会及び法を無視した発言をなさいました。またしても、議長は法並びにルールを無視し、議長特権で正常な本議会運営委員会での議会改革の審議を阻止しようとなさいました。進藤議長は、議会改革を推進するべき立場にあるにもかかわらず、残念でなりません。地方自治法等を遵守するべきであります。

3点目、議会の施設の取り扱いに関する独断行為について。進藤議長は、平成24年度に議会改革と称し、議事堂及び委員会室内に議会映像配信システム及び音声解読システムを2,000万円強の税を投入し、導入されました。議会の施設の取り扱いに関する事項等については議会運営委員会に諮問するべき案件にもかかわらず、



議会運営委員会を無視し、独断で導入を決定されました。この音声解読システムは、導入後3年を経過した現在に至っても解読率は2割から3割程度で、所期の目的と機能を全く果たしていない状況にあるのは皆さん周知のとおりであり、維持管理費も毎月かかっております。議長が独断で決定することではなく、議会運営委員会に諮問し、十分な検討を重ね、実証実験等を行っておけば防ぐことができたものであります。また、独断で導入された議会映像配信システムは、今年度不備な点が発生しました。次点においても、またしても議会運営委員会に諮問することなく、再度独断で補正予算366万円を計上し、税金のむだ遣いを平然となさいました。私たち議員も反省する点はたくさんあります。しかし、血税をむだに使い、みずからの行動と責任を全く反省しようとなさらない進藤議長は、議会を代表する議長としての資質に全く欠けているとしか言いようがありません。

補足ですが、以上の2件のシステム導入により、進藤議長は全国議長会から議会改革を実行した功績で表彰を受けられました。表彰に恥じないよう、数々の誤った議長権限を二度と繰り返すことがないように責任をとるべきであります。

第4点目、費用弁償の支給について。粕屋町先例事項に、議長は議会運営委員会にオブザーバーとして出席することができるとの規定がありますが、このオブザーバーに対する費用弁償の支払い規定がないまま、委員同様の支給を受けてこられました。このことについての疑義を申します。議会活性化小委員会にオブザーバーと明記された委員会に進藤議長及び伊藤副議長兩名は出席をされてこられました。オブザーバーとは、代表権も何も権限がない第三者、立会人、傍聴人の意味合いであり、委員会の委員ではないと思います。

以上のことから、オブザーバーの名のもとで委員会に出席をした場合には、倫理上費用弁償の受給は遠慮されるべきではないかと考えます。地方自治法で、議長はいずれの委員会にも出席することができるとの条文があり、問題はないと解釈もできます。しかし、粕屋町議会先例事項に、議会運営委員会の議長出席はオブザーバーと明記している以上、費用弁償の支給は解釈によるというふうに考えます。しかし、そこで粕屋町議会では、今回の議会改革の中で費用弁償等が正当に支給できるように、先例事項に記載されておりますオブザーバーの条文を削除いたしました。この協議に至っても、進藤議長は条文削除に反対され、みずからを正当化されました。条文削除までの間、受給されてこられました疑わしい費用弁償については、適切な判断を求めます。

5点目、身勝手なルールでの議会運営について。平成24年度の当初予算特別委員会で当時の安川予算特別委員長及び25年度の山脇予算特別委員長の2年間にわたる本議会での予算特別委員会委員長報告においては、給食センター建設案件について

予算特別委員会に付託され、当委員会に十分な説明と理解を求めるよう付託決議をした上で、全員の賛成をもって可決いたしました。ところが、議長は半数の、今回のこれは給食センターの採決の折ですけれども、議長は半数の議員が説明を求めているにもかかわらず、町執行部寄りとも思える言動で給食センター建設に向けた日程が間に合わないとの理由で他の委員会の所管及び付託事件と同様な取り扱いをし、当初予算特別委員会で付託決議を無視し、採決されました。これは、全く議会を軽視した執行部寄りの言動としか言いようがありません。なお、全員協議会では、契約締結案件の説明会において議長は、「もういろいろ意見も出ましたので、これは続くと延々としてもですね、最後は本議会になると思います。町のほうから最後、今日これを受けてですね、思いがあればおっしゃっていただきたいと思います。それで終わります。」以上が議事録から抜粋したものであります。このような議事進行は、議員の意思確認をしたことになるのでしょうか。半数の議員は、事業予算の根拠となる数字に疑問があり、再度説明があるものと思い、閉会に応じました。

以上の進行内容で議員に確認をとったと議長は主張されておりますが、議会ルールを無視した議長の暴挙であるとしかねざるを得ません。本来ならば、閉会に当たっては、最終的に議員の意思をとる必要が、確認をとる必要が求められています。確認は案件ごとに異議あり、異議なしを確認した上で委員会を閉じるのが議会のルールではないでしょうか。議員の意思確認を無視した議会運営をなさるのは、議長としての資質が全くないと思います。さらに、議会事務局に対し、議長特権を生かし、独裁的な言動も許すことはまいりません。進藤議長がなさっている議会制民主主義を全く無視した議会運営では、今後の粕屋町議会並びに粕屋町の発展に大きな損失を与えていると思っております。粕屋町議会は間違いを正し、法、ルールに沿った議会を一日も早く取り戻すことが議会議員としての責務であると考えます。

以上のことにより、賛成討論をいたしました。最後に、私たち9名の議員は、不信任案を出さず、円満に議会運営ができるよう進藤議長に提案してまいりましたが、今回も個人的な感情で断固として拒否されました。不信任案の提出というような結果になり、町民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことに対し、心よりおわびを申し上げます。

◎副議長（伊藤 正君）

次に、本発議に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎副議長（伊藤 正君）

次に、本発議に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎副議長（伊藤 正君）

次に、本発議反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎副議長（伊藤 正君）

次に、本発議賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎副議長（伊藤 正君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより粕屋町議会進藤啓一議長の不信任決議案の採決を行います。

この採決は、押しボタンによる方法で行います。

本議会における進藤啓一議長不信任案の発議に賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎副議長（伊藤 正君）

賛成のボタン9名であります。表決の結果、賛成多数であります。よって、発議第2号の進藤啓一議長の不信任決議案について発議を可決されました。

進藤啓一議長の入場を求めます。

進藤啓一議長、16番の席に着席願います。

ただいま議長不信任の発議は可決されましたので、告知いたします。

ここで、進藤議長の発言を許可いたします。

進藤議長。

◎議長（進藤啓一君）

ただいま、私議長に対する不信任決議案が可決された旨の報告を受けました。これに対する私の所信について申し述べます。

私は、提案理由に書かれているような当局寄りの言動が多々見受けられるというようなことをしているとは思っていません。結託とか激しい言葉もあったようですが、不本意であります。かつて、町から提案された議案等について、皆さん方に可否を強要するようなことがあったのでしょうか。皆様方の発言を控室で聞かせていただきました。涙が出ました。解釈の違いかあるいはここに提案理由にないようなことまでおっしゃっておられました。それがほとんどであったようであります。しかし、それについて私は反論しようと思っておりませんが、一つだけ私の人格にかかわることのみ発言させていただきます。

それは、女性議長がおられる視察先のことです。私が居眠りしたとのことで立腹

されたとのことをございましたけれども、これを新聞に載せてもらうというようなことのためでしょう、ある新聞社にそれを言われたようです。その新聞社の記者さんは、それを新聞に載せるがために女性議長さんがおられるところに連絡されたようであります。後日、その後女性議長さんから電話がありました。全くそのようなことはないとのことでした。あえて申し述べておきます。終わった後の食事のときのこといろいろおっしゃっておられました。それについては、そんなことは私はないと思いますけれども、それはそれとして控えておきます。しかし、そのような受けとめ方を一部与えているとするならば、それは私の不徳のいたすところであり、今後留意しなければと思っています。

しかし、町と議会はお互いの立場で努力を重ね、切磋琢磨しながらも良好な関係でなければならないとも考えます。それが議会と町の二元代表制たるゆえんであると考えます。地方自治法では、議長の任期は議員の任期によると定められています。つまり、4年間ということであります。よって、私は法の定めるところにより任期を全うしたいと思います。次期改選後の引き継ぎの際には、今回のことも含め、申し送りをしたいと考えています。

以上、私の所信を申し述べました。以上であります。よろしく願いいたします。

◎副議長（伊藤 正君）

進藤議長からの発言が終わりました。

ありません、質疑はございませんので。

◎5番（福永善之君）

動議。粕屋町議会始まって以来の議長不信任決議案が可決された。町民の皆さんからすると、非常にわかりづらい。不信任が可決されて、そのまま議長運営を続けると。

一旦、ここで議員全員による休憩の動議をとらせてください。それが動議の案件になります。

以上です。

◎副議長（伊藤 正君）

本件については、この議案が議長不信任決議ということですので、休憩の動議はお受けいたします。そのほかはございませんので。

この動議は1人以上の賛成が必要であります。賛成者の起立をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっと済いません。

私が申し述べることじゃないかもわかりませんが、経験から、休憩は動議で

も何もありません。ただ休憩すればいいことのみであります。

◎副議長（伊藤 正君）

休憩に入ります。

◎5番（福永善之君）

今の発言に関して。

◎副議長（伊藤 正君）

いや、もういいです。発言は、もう議長が留任するという発言でございますので。

◎副議長（伊藤 正君）

なら、それは結構です。

◎副議長（伊藤 正君）

この動議の休憩をとることに賛成の議員の起立をお願いします。

（賛成者起立）

◎副議長（伊藤 正君）

6名。過半数の賛成が必要でございます。必要ない、必要ない。大変失礼いたしました。

それでは、暫時休憩に入ります。

（休憩 午前10時59分）

（再開 午前11時10分）

◎副議長（伊藤 正君）

再開いたします。

ここで議長と交代いたします。

◎議長（進藤啓一君）

皆様方には、お騒がせして申しわけございませんでした。

今後、注意してまいりたいと思います。ありがとうございました。

◎10番（因 辰美君）

先ほどは、不信任案とはいえ、不適切な発言があったかと思えます。しかしながら1点だけ、私もうそは言っておりませんので。稲美町の議長は、私は復命書に書いておりました。議長から連絡ありましたかって言ったら、もういいですよ、どこでもそんなことはありますからということで、ということになっておりましたので、それはそれで許されたかと思えますので、それは向こうのほうが寛大な措置でされたと思えます。済いません、どうもありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から6月12日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月12日までの8日間と決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

次に、法令に基づく報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長(因 清範君)

それでは、大変お疲れのところ、今から本当に始まります。

おはようございます。

昨今は、箱根の大涌谷の火山の活動の活発化や口永良部島の大噴火、また小笠原諸島を震源地とする広範囲での地震、ネパールでの大地震など、地球規模で天災が大変活発化している感がございます。福岡も、つい先日梅雨入りに入りました。これから本格的な雨のシーズン、水害のシーズンになろうかと思えます。十分に災害に対し備えをしっかりと、災害を最小限に食い止めるように備えを固めてまいりたいと思っております。

先月行われました5月10日の第11回バラまつりは、今までにない最高の人で、1万5,000人と言われる方々にご来場をいただきました。盛大に開催することができましたことを議員の皆さん方に報告するとともに、御礼を申し上げます。また、5月は大変雨が多うございまして、中学校、小学校の運動会も雨の心配をしておりますけれども、うまく雨をくぐり抜けて、両運動会も好天に恵まれた中で開催ができました。

本日、27年第2回の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席を賜りありがとうございます。

それでは、法令に基づく報告をいたします。

報告第1号平成26年度粕屋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成26年度粕屋町一般会計補正予算(第4回)第2条により、行財政改革推進事業、電子自治体推進事業、元気高齢者支援事業、障害者在宅福祉サービス事業、子ども館整備事業、地域振興事業、駕与丁公園管理事業、道路改良新設事業、中学校

施設整備事業に係る繰越明許費は、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

報告第2号は、平成26年度粕屋町土地開発公社決算の認定についてであります。

平成26年度土地の取得及び処分について、当初事業計画のとおり行っておりません。土地活用事業の一環として進めてまいりましたスポーツ広場用地の土地区画整理事業がほぼ完了いたしましたので、今回の借りかえ時に事業収益3,300万円を償還に充て、公社債務額を圧縮されております。去る5月29日に公社監事による決算監査を経て、5月22日に決算の認定について理事会が開催され、審議の結果、全員一致で承認されましたことをここにご報告申し上げます。

以上、報告を終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は12件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、提案理由の説明をいたします。

平成27年第2回定例会に上程いたします議案についてご説明を申し上げます。

専決処分の承認が3件、教育委員会委員の任命同意が1件、固定資産評価員の選任同意が1件、懲戒分限審査委員会委員の任命同意が1件、総合計画基本構想の策定が1件、条例の改正が1件、平成27年度補正予算が1件、工事請負契約の締結が1件、町道路線の認定及び変更が1件、和解についてが1件、以上12件でございます。

それでは、順次ご説明を申し上げます。

議案第32号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例等の一部を改正するものであります。

今回、改正の主な内容といたしましては、軽自動車税として二輪車等の税率引上げの延期及び四輪車等のグリーン化特例の導入、ふるさと納税に係る特例措置額の拡充等、固定資産税等の負担調整措置及び特例措置並びに町たばこ税として旧3級品の税率見直し等を講ずる内容となっております。本年4月1日より施行されるも

のから段階的に施行される一括の改正について、所要の整備を講じるための改正でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、平成27年3月31日に専決処分をいたしたところでございます。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第33号も専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、課税限度額を81万円から85万円に引き上げ、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の見直しを行ったものであります。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する期間的余裕がないことが明らかでありましたので、平成27年3月31日に専決処分をいたしたものであります。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第34号も専決処分の承認を求めることについてでございます。

介護保険施行令の一部を改正する政令が平成27年4月10日に公布、施行されたことに伴い粕屋町介護保険条例の一部を改正したもので、平成27年度の介護保険料について、住民税が世帯非課税で年金収入等が80万円未満の方等を対象に保険料の軽減を強化するものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する期間的余裕がないことが明らかでありましたので、平成27年4月10日に専決処分し、平成27年度4月分の保険料から軽減を実施したものでございます。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第35号は、粕屋町教育委員会委員の任命同意についてでございます。

現在、粕屋町教育委員会委員をしていただいております青木政広氏の任期が本年9月21日をもって満了することに伴いまして、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

青木氏の経歴につきましては、資料を添付いたしておりますが、教育委員としての識見、人格ともに優れた方でございます。任命同意について何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第36号は、粕屋町固定資産評価員の選任同意についてでございます。

平成18年4月から評価員をしていただいております松永孝志氏より辞任の申し出がありましたことに伴いまして、藤本秀夫氏の選任について議会の同意を求めるも



のでございます。

この評価員は、地方税法の規定により、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、設置されるものでございます。また、固定資産の評価に関する知識と経験を有する者でなければならぬため、元粕屋町役場職員であった、かつ長年の税務経験のうち6年9カ月の間、固定資産税係として固定資産評価及び賦課業務に携わられた同氏は、本評価員に最適の方であると思ひ、なおかつ人格にもすぐれた方でございます。よろしくご同意のほどお願いいたします。

議案第37号は、粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意についてでございます。

刑事事件及び不祥事等を起こした職員に対しまして、懲戒処分または分限処分を行う場合において、公正、適正を期するため、平成17年9月から粕屋町職員懲戒分限審査委員会を設置いたしております。つきましては、地方自治法施行規程及び粕屋町職員懲戒分限審査委員会設置規定に基づき、委員会は識見を有する者2名及び副町長、教育長、総務部長の5名の委員で構成しております。前総務部長の八尋悟郎氏が本年3月31日をもって定年により退職し、欠員となっておりますのでございます。つきましては、後任といたしまして、現総務部長であります安河内強士氏を任命いたしたく、議会の同意を求めらるものでございます。

議案第38号は、第5次粕屋町総合計画基本構想の策定についてでございます。

平成28年度からのまちづくりの指針となる第5次粕屋町総合計画の策定を昨年度から進めておりますが、町民と行政の10年間の共通の目標として、まちづくりの方向性を基本理念と将来像によって明らかにする基本構想の策定について、議会の議決を求めらるものでございます。

議案第39号は、粕屋町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の平成27年10月1日施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、条例中の特定警察職員等の定義を定める地方公務員等共済組合法の規定が削除され、改正後の厚生年金保険法に新たに規定されますので、所要の改正を行うものであります。

議案第40号は、平成27年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億1,800万円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を2,000万円増額するものでございます。一方、歳出といたしまし

ては、こども館整備事業費を2,000万円増額するものでございます。

議案第41号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、粕屋中学校第3期大規模改造工事を実施するに当たり、工事請負契約を締結するものでございます。粕屋中学校の校舎は昭和61年に建築され老朽化が進んでいたため、3カ年かけて校舎の大規模改造工事を行うよう計画しているところでございます。一昨年、昨年度に引き続き、今年度は校舎の第3期工事として、体育館側校舎の内部改修工事、電気設備改修工事、給排水設備改修工事を行います。

この工事を実施するに当たり、平成27年5月20日に共同企業体8社による指名競争入札を行いましたところ、因・吉松 特定建設工事共同企業体、代表者 因建設株式会社、代表取締役 因善一が工事請負金額2億7,756万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成27年9月11日までとするものであります。本工事は、26年度からの繰越明許費であり、国の補助率は3分の1となっているところでございます。国の財政措置により町の負担が軽減されるため、繰越事業として契約するものでございます。

議案第42号は、町道の路線認定及び変更についてでございます。整理番号1番から4番の4号線は、原町五丁目土地区画整理事業により整備される道路を町道として路線認定するものであります。

次に、整理番号5番は、原町五丁目土地区画整理事業により整備される道路を町道とし、路線認定することに伴い終点を変更する必要があるため、路線変更をするものであります。道路法の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第43号は、和解についてでございます。

本議案は、平成27年3月議会におきまして議決いただきました訴えの提起について、去る平成27年4月10日に第1回口頭弁論が行われ、その中で福岡簡易裁判所より分割払いの和解勧告が示されたため、本町といたしましても債権の円滑な回収を図りたいと考え、和解勧告に応じるものでございます。つきましては、和解を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明にいたします。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、意見書案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出された意見書案は1件であります。

事務局長が意見書案を読み上げます。

◎議会事務局長（大石 進君）

読み上げます。

意見書案、議事日程6ページをお開きください。

意見書案第1号国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書（案）。

標記のことについて、会議規則第14条の規定により提出いたします。平成27年5月26日。提出者、粕屋町議会議員 田川正治議員、川口晃議員。付託委員会、総務常任委員会を予定しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本日上程されました議案第38号と議案第40号を除く議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託し、議案第38号の総合計画基本構想の策定については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する総合計画特別委員会を設置し、議案第40号の一般会計補正予算については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、それぞれの特別委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせのとおり委員長に因辰美議

員、副委員長に山脇秀隆議員と長義晴議員を指名いたします。

次に、発議第3号本会議における、参考人の招致についてを議題といたします。

それでは、粕屋町議会会議規則第39条の規定により、提出者の説明を求めます。

4番太田健策議員。

(4番 太田健策君 登壇)

#### ◎4番(太田健策君)

発議第3号本会議における、参考人の招致について。

参考人招致についての経緯を説明させていただきます。

私は、平成25年12月から給食センター建設の一般質問を続けてきましたが、やはり自分は元建設業という立場から、PFI事業で出されました事業が今までの事業とは異なる事業で、大変わかりにくいと。それと、出された金額が全然一般的でないということに気がつきまして、議会一般質問で続けてずっと質問してきましたけど、明確な答えが出てきておりません。今にも、まだ不明朗な金の行方がわかっておりません。

それで、執行部ではどんなことを聞いても、素人の方だからこれは無理だなと思いついて、ぜひこのPFI可能性精査をされました長大を参考人招致として聞かないと結論が出ないじゃないかということで、今回招致にする発議に至りました。

それでは、本題に入ります。

発議第3号本会議における、参考人の招致について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法112条及び粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成27年5月29日。提出者、粕屋町議会議員太田健策。賛成者、粕屋町町議会議員福永善之。

それでは、本会議における参考人招致について、以下の内容及び理由により本会議場に参考人を招致する内容をお読みします。

参考人の氏名、株式会社長大福岡支社。参考人に出席を求める日時、2015年6月定例会会期中。参考人に出席を求める場所、粕屋町役場議会会場。参考人に意見を聞こうとする案件、粕屋町学校給食共同調理場整備事業に係るPFIアドバイザー事業で積算された見積もりに関して。提案理由、粕屋町給食センター費用設定で施設整備費が従来方式で14億7,279万8,000円となっているが、今までに従来方式で建設された粕屋庁舎、フォーラム、サンレイク、粕屋中学校の増築工事、大川小学校の増築工事と比較すると特別に高い。また、施設撤去費が導入の可能性調査で2,640万円が7,392万円に突然変更された。なぜ3倍近くになったのか不明である。教育委員会では、資料がないということであったが、総務常任委員会で審議すると、解体撤去費が2回、3回と出してきた金額が違って出てきた。議員に説明のあ

った資料の中では、単体工事であり、削減は見込まないと表記されている。解体費の明細についての情報公開開示請求の非開示決定への不服申し立てについて、平成27年2月4日付の粕屋町情報公開審査会の答申では、その価格の根拠を求め、内容に応じては文書を作成することが望ましい。中略。今後も、不服申立人に対して説明の努力を尽くされることを望むと異例の指摘が行われました。町民に説明責任を果たすため、真実をお聞きしたく、ここに参考人に質問をしたいと思っております。議員の皆様方、ぜひご審議をいただきたいと思っております。

以上で終わります。

(4番 太田健策君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本発議に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、本発議に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより本発議における参考人の招致についての採決をいたします。

この採決は押しボタンによる方法で行います。

本発議における参考人の招致についての発議に賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

そのあれに出ておりますように、以上のとおり表決の結果、賛成、反対の7対7、同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長において採決いたします。

発議第3号は、本会議における参考人の招致についてでございますけれども、議長裁決は可決といたします。

◎13番（八尋源治君）

先ほど予算特別委員会について、委員長1名、副委員長2名というような発言がありましたけども、事前の協議では、自治法の中には委員長1名、副委員長1名ということで今後変えて、そういうふうな方向で行こうというふうなお話であったというような私記憶を持っておりますが、粕屋町は特別に委員会、副委員長を2名置くということで今後もされるわけですか、法に準じなくて。それをちょっと確認したいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

されるとかされないとかじゃなくて、今まで慣例で総務常任委員長さん、建設常任委員長さん、厚生常任委員長さん、そのときの委員長さんのほかには2名が違う委員長さんでやっておりました。ですから、そういうことで今回もそれで続けていこうというところで私は認識をいたしましたので、そのように申しました。

次に、3月議会で設置された（仮称）こども館建設特別委員会より、委員長及び副委員長の報告がありましたので、事務局長が申し上げます。

◎議会事務局長（大石 進君）

それでは、読み上げます。

（仮称）こども館建設特別委員会、委員長に本田芳枝議員、副委員長に久我純治議員と木村優子議員。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ただいま事務局長が読み上げたとおりであります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前11時49分）

平成27年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成27年6月8日（月）

## 平成27年第2回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月8日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

1番	議席番号	11番	本	田	芳	枝	議員
2番	議席番号	4番	太	田	健	策	議員
3番	議席番号	7番	田	川	正	治	議員
4番	議席番号	1番	木	村	優	子	議員
5番	議席番号	2番	川	口		晃	議員

### 2. 出席議員（15名）

1番	木	村	優	子	9番	久	我	純	治	
2番	川	口		晃	10番	因		辰	美	
3番	安	河	内	勇	臣	11番	本	田	芳	枝
4番	太	田	健	策	12番	山	脇	秀	隆	
5番	福	永	善	之	13番	八	尋	源	治	
6番	小	池	弘	基	15番	伊	藤		正	
7番	田	川	正	治	16番	進	藤	啓	一	
8番	長		義	晴						

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進                      ミキシング                      高 榎                      元

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町	長	因	清	範	副	町	長	箱	田	彰										
教	育	長	大	塚	豊	総	務	部	長	安	河	内	強	士						
住	民	福	祉	部	長	安	川	喜	代	昭	都	市	政	策	部	長	吉	武	信	一
教	育	委	員	会	次	長	関		博	夫	総	務	課	長	石	川	和	久		



経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	今 泉 真 次
社会教育課長	新 宅 信 久	学校教育課長	古 賀 博 文
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	堺 哲 弘
地域振興課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
総務課庶務人事係長	山 田 由 紀	上下水道課長	松 本 義 隆

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願いする次第であります。

それでは、通告順に質問を許します。

11番本田芳枝議員。

(11番 本田芳枝君 登壇)

◎11番（本田芳枝君）

おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

昨日は、ソフトバレーと卓球大会がありました。私は、途中から見学して、ちょっと用事がありましたので途中で退きましたが、町民の皆さんの本当に和やかな中にも地域のことを守るぞみたいなそういう気持ちが伝わってきて、とてもうれしゅうございました。その中に小学生たちも参加しているので、ちょっとびっくりした次第でございます。

それでは、始めます。

各種計画の事業展開、実施状況の把握について。特に、子どもに関する部門。

さまざまな計画に基づいて行政サービスが行われています。粕屋町は、特に他の自治体に先んじて、それぞれの事業が総合計画にひもつく仕組みをとっております。そして、それに従って議会審議の予算、決算の資料がつけられ、議会もその流れで承認するか、しないかを審議いたします。したがって、計画に上がってない例年どおりの事業は予算もないし、人の配置もないわけです。平成23年度から3年かけて変わったように思います。

さまざまな下位計画も、上位計画である総合計画に体系づけられるように取り組んでいるはずですね。そういう中で、子どもに関する計画の検証をどのようにされてきたのかを述べてもらいたいと思います。ここに上げた1から6ですけれども、

計画はごく最近策定し直したものばかり。その辺を踏まえてお答えください。

1 計画に2分前後でお話し願いたいと思っています。進捗状況を話される中で、幾つかのポイントが見えてくると考えます。それをこども館の運営のところで考えたいと思っております。最初に、健康かすや21まで続けてお願いします。時間的には次のことをしたいので、ここでちょっと申しわけないけど、時間を区切って10分ほどでお願いしたいので、2分ちょっとぐらいでそれぞれ私が申し上げるような内容で、各計画の進捗状況の把握をどのようにしておられるか、その辺のところをよろしく願います。

それでは、いいですかね。

◎議長（進藤啓一君）

質問はそれですね。

◎11番（本田芳枝君）

はい、1から4まで願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

各所管のほうで具体的におっしゃったような内容、要するに計画を策定し、それを実践し、評価をして、再度予算段階でその点検をして組んでおりますし、なおかつ計画が終了時点で前年に新しい継続の計画をつくりましても、そのときには総合評価をして、再度持ち込むやつと社会的な状況で要らなくなった部分とを切り分けて、組み込んでおるところです。

各所管のほうから、これについては説明をさせます。1番、4番を住民福祉部長のほうから、それから2番、3番を教育委員会部局から、5番、6番……。

◎議長（進藤啓一君）

とりあえず、今は4番までということですから。

◎町長（因 清範君）

じゃあ、以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

質問者に、同じことでいいですか、1番と3番は続けて。

◎11番（本田芳枝君）

はい、どうぞ。そのままどうぞ、何度も申しわけないです。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

本田議員のご質問にお答えをいたします。

平成26年度次世代育成支援行動計画の最終年でありました。新しい計画の策定に際しましては、まずその前段であります次世代育成支援行動計画の進捗状況を把握しながら、子ども・子育て支援事業計画の策定会議に当たる子ども・子育て会議において総括という形で報告をいたしました。そして、次世代育成支援行動計画の課題、それから反省を踏まえ、発展的に引き継いだ計画といたしております。また、子ども・子育て支援事業計画におきましては、毎年各事業における進捗状況を把握しながら、子ども・子育て会議に諮りながら、計画を推進してまいりたいというふうに思っております。

4番の方も一緒にあわせてよろしいでしょうか。

それでは、健康かすや21、子どもの健康につきましては、健康かすや21では、健やかで心豊かな町民であふれるまちの実現に向けまして、20代、30代、それから40歳代、50歳代の世代ごとに健やかで心豊かな暮らしの姿を整理し、目標値を設定し、達成に向け事業を実施しているところでございます。子どもの健康につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、乳幼児に対して健康センターで毎月集団健診を実施しております。健診実施状況を確認し、未受診者に対しましては電話や文書での通知、訪問等も行っております。また、保健師による相談事業及び家庭訪問事業等、乳幼児の成長段階に応じて発達状況を確認するとともに、健やかな成長へと導いているところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

2，3はどなたですか。

新宅社会教育課長。

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

本田議員のご質問の中で、子ども読書推進計画について少し状況をご報告させていただきます。

粕屋町におきましては、子ども読書活動推進計画というのが2次目入っております。おかげさまで学校教育では素晴らしい読書活動が推進してあると。数年前でございましたか、仲原小学校では165冊、1年間に165冊も子どもたちが読書しているということで文部科学大臣表彰を受けたのも私の記憶に残っておりますし、校長先生方の学校経営報告会におきましても、読書活動が非常に進んでいるという報告を聞いておきまして、教育委員会としては非常に進んできたなということを実感しております。

第2次粕屋町子ども読書活動推進計画では、粕屋町の全ての子どもたちがあらゆ

る機会において自主的に読書を行うことができるための読書環境づくりを推進し、心豊かな粕屋町の子どもを育むことを計画の柱としております。したがいまして、これからも地域の公民館とか、こども館とか、いろんな場所に子どもたちが読書ができるような環境を整えていきたいなど考えております。

以上です。

また、図書館のフォーラムのほうについては、新宅社会教育課長が答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

それでは、本田議員のご質問にお答えをいたします。

第2次粕屋町子ども読書推進計画では、粕屋町の全ての子どもたちがあらゆる機会において自主的に読書を行うことができるための読書環境づくりを推進いたしております。これに基づき、毎週金曜日、土曜日、日曜日を中心に、乳幼児から小学生までの幅広い年代の子どもたちへおはなし会などを実施し、読書の楽しさを伝える場といたしております。また、図書館へ来館するきっかけを提供するため、年6回のスペシャルおはなし会や年2回の講演会、さらに絵本原画展を催し、親しみやすく来館しやすい環境づくりに努めております。さらに、子どもの読書向上のため、10カ月健診時の際のブックスタート事業、その後3歳になった子どもへの3歳児ブックスタートフォローアップ事業において、子どもだけでなく保護者の方々に対しても、読書の楽しさや大切さを伝えていく事業も実施いたしております。

以上の事業は、図書館だけでは展開できないものであり、地域のボランティア団体、学校司書とも連携、協力しながら実施をいたしております。スマートフォンなど、さまざまな情報機器の普及により、読書に対する意識が低下しつつある中でも、町の児童書の貸し出し冊数は順調に伸びておりますので、子ども読書活動推進計画の成果があらわれているものというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

答弁が終わりましたが。

◎社会教育課長（新宅信久君）

失礼しました。

続いて、社会教育計画に……。

◎議長（進藤啓一君）

いや、担当が答えますから。

どうぞ、新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

社会教育計画についてということでございます。社会教育計画は、社会教育委員の会での立案により、毎年この計画をもとに社会教育関連事業を展開いたしております。計画立案に際しましては、前年度事業の実績を評価、検証をし、また年間2回の社会教育関連団体との意見交換も踏まえ、各事業における進捗状況の確認も実施をいたしております。

子どもに関する事業としましては、ときめき体験、通学合宿、アジア太平洋子ども会議におけるホームステイや文化祭、図書館における各種事業、ジュニアスポーツに特化した大会や町民運動会などの社会体育関連行事も実施をいたしております。また、サンレイクでの各種教室、かすやドームで子どもたちが気軽に参加できる教室も開催し、子ども会育成会、PTA連絡協議会、寺子屋事業、社会体育におけるジュニア団体などへの補助事業に関しましても、活動実績を確認しながら次年度の補助を行っておる次第でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ありがとうございました。

次の5と6は今からの計画、ほぼなので、ちょっととりあえず4までお願いしているわけですが、子ども読書活動推進計画、それから社会教育計画は割と具体的におっしゃっていただけたんですけれども、1と4がちょっと短いかなと思います。特に1に関して、前回の次世代育成行動計画から今度のこの子ども・子育て支援事業計画に移ったわけですが、私は最初からその流れはある程度そばから見ていたものなんですけれども、前回の次世代育成から子ども・子育て支援事業計画になるまでの前回の次世代育成行動計画、第2次ですけど、その進捗状況の検証というのはどういうふうにされたのでしょうか。その辺がちょっとはっきり聞こえなかったもので、再度質問します。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

次世代育成行動計画、この分だと思えます。そして、27年3月に策定しましたのが子ども・子育て支援事業計画ですね。これの検証はいかにということですが、計画をつくれます場合は、前期つくりましたこの計画の反省点も踏まえてということですが、アンケート等を踏まえながらその分析をし、そしてその反省点等々、課題も含めて、そして今のニーズを含めて子ども会議に諮りながら、そして

内部におきましてはヒアリング等々を通じて、それぞれの部門の職員がおりますので、意見を聞きながらこの新しい事業計画、粕屋町にとって子どもの子育て支援をどういうふうに進めていくのかというのは、十分に内部でも、外部の評価委員さん等々も入っていただきまして検証をし、この1冊にまとめさせてもらったところでございます。よろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

検証されたということですが、どういうことが主に話題の中心になって、大体全体的にどのようにこの計画が、次世代育成行動計画がある程度その結果としてどのような状況なのか、それをどう生かすかというのは、今度指数なんかも書いてありますのでわかるんですけど、その辺をもうちょっと具体的にお話し願えますか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

具体的にということですが、それぞれの計画の重点施策等々も含めております。そして、施策の方向性等々につきましても、それぞれの分野、その中で担当職員がまだまだこれは続けるべき事業である、施策であるというふうな部分で判断をし、そしてこの中には、前期にはありましたが、もうニーズには合わないとか、そういうふうな部分は、「さた・すて」とかはもう中止になってると思いますが、そういうふうな部分も含めてみんなで検証しながら進めてきたというところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ちょっとこればかり時間をとってはできないんですけど、なぜ私がこれを申しますかという、実はこの計画の担当課っていうのは10課あるんですね。粕屋町は全体で18課、ごめんなさい、間違ったら申しわけないんですけど、18課ほどあると思います。そのうちの10課が担当課として名前を連ねております。事業は間違っているかどうか、ひょっとしたら重複もありますからわかりませんが、103の事業があります。だから、それを検証していくっていうのは、並大抵のことではないんですね。以前は、子育て応援団というところで検証するような話もされてましたが、そこでも私が一団員として見聞きする範囲ではどうだったでしょうかということ余り聞かれなくて、多分子育て会議の中で委員さんが大まかにと言ったら申し

わけないけど、されているんじゃないかというふうに。それで、この計画をつくられたんじゃないかというふうに思っています。

ここが問題なんです、子どものことで。結局、具体的な。例えば都市計画で事業をどうしようとか、そこの駕与丁公園の整備をどうしようかっていうのは非常にわかりやすいんですが、子どもに関しては本当にいろんなところでいろんな課が事業を展開しているけど、それをチェックできる大人が非常に少ないというのが一つ問題だろうと思いますが、町長は今のお話を、やりとりを聞いて、どういうふうに思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

感想を申し上げます。

粕屋町、今いろんな事業・計画について、皆共同でその問題を共有して進めていこうということでやっております。ということで、私が町長に就任しまして、毎月月曜日に副町長、教育長、それから部長、次長を含めた幹部会を開いております。そういう中で、その週の行事の内容、それから今ひっかかっている課題について、みんなで問題を共有して、それで解決策をこの7人で解決していこうということでいっておりますので、みんなその今おっしゃったような、もしこういったことが気になるといったことがあれば、具体的に質問していただいたほうがよろしいのではと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私が質問したいのは、計画は立派でも、それが実際どのような形で行われたか、それを検証するあるいは予算の額は適当であったか、人の配置は適当であったか、事業の結果を町民の皆さんはどういうふうに思っておられるか。そういうのも含めて検証して、それを次の計画につなげるというふうに。その大もとは、総合計画の考えに従ってするというのが計画推進、それが一般行政職の皆さんの仕事であろうかと思います。だから、検証がとても大事になるんですけども、なかなか忙しくて検証する暇もないかもわからないし、実際その事業展開を、一応書いてあるけど、どこでどのようにしたらいいかわからない未消化のものが結構多いんですね。私は、そこにちょっと焦点を合わせたいと思います。

健康かすや21は、計画は非常にすぐれたもので、私は思います、これは評価して



います。実際、このとおりにすれば、子どもたちあるいは大人も、粕屋町の町民は健康になれるというふうに思っていますが、実際例えばこれの中に書いてある早寝早起き朝ごはんの習慣づけ、小さいころから栄養や食生活に興味を持つように食育を行う。虫歯予防、よい歯でおいしく健康づくり、それから生活習慣病について正しい知識の普及啓発、たばこ、アルコール、質のよい睡眠、休養、規則正しい生活リズムを身につけ、十分な睡眠をとるといえるのはですね。じゃあ、具体的にどこでどのように進めるか。特に、子どものことに関してっていうのが非常に課題だと思うんです。そこに皆さんの気持ちを持っていていただきたいと思います。

次に、あと5と6が残っております。それをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

ある程度質問。

◎11番（本田芳枝君）

そっか。この先ほど4までの続きが今のところで、5と6は進捗状況とか、今後の展開をどのようにするかをちょっと言ってください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

総務部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

5と6につきましてお答えいたします。

まず、5の男女共同参画でございますが、男女共同参画計画につきましては、本年3月に策定を終了いたしまして、今年度より実行に移していくこととなりますが、今年度におきましては、まず町民の皆様はこの計画を周知していくことが先決であると考えております。計画の進捗管理につきましては、今年度中に推進協議会を立ち上げ、次年度より各事業の進捗状況の管理も始めていきたいと考えております。男女共同参画計画において子どもに関する部分は、主に男女共同参画を推進する教育活動の充実にかかわる部分になるかと思われまます。関係各課、学校教育課、子ども未来課、社会教育課と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握を進めてまいりたいと考えております。

6番の総合計画基本構想につきましてですが、質問の通告内容は総合計画基本構想となっておりますが、基本構想に限定せず、総合計画の進捗状況進行管理としてお答えさせていただきます。

粕屋町におきましては、現在平成23年度より実施しております第4次総合計画後期基本計画の実施期間中でございます。第4次総合計画では、住民本位の質の高い行政サービスを達成するために、成果重視の行政運営への転換を目指し、施策ごとに活動指標や成果指標を設定し、その指標のもとで達成状況を測定することにより評価を行い、行政評価を次の事業へ反映していく、いわゆるPDCAマネジメントサイクルの構築を進めてまいりました。平成24年度には、職員が実施した施策評価の結果を総合計画策定委員会による評価を実施いたしました。その後、粕屋町行政評価実施規定を定めまして、平成25年度からは粕屋町行政評価委員会設置要綱を制定し、学識経験者、町内各種団体の代表者、公募の町民の方により構成した行政評価委員会によりまして、施策及び事務事業の行政評価を実施することによって客観性の一層の向上と信頼性の確保を目指しました。行政評価の実施内容や、各担当部署が行いました事務事業の評価、施策評価の結果並びに評価委員会の意見書につきましては、ホームページを通しまして広く町民の皆様に公表しますとともに、議会での報告を行ってきたところでございます。

子どもに関する施策としては、第2章の4におきまして、子育て世代が生き生き暮らせるやさしい地域づくりにおいて、就学前の子どもに関する施策を掲げており、乳児家庭の全戸訪問実施率や3歳児健診受診率等を指標として設定いたしました。第3章の1、地域で育む人づくりにおきましては、就学後の子どもに関する施策を掲げており、スクールソーシャルワーカー巡回相談時間や小・中学校の耐震化率を指標として徹底し、進捗管理を行ってまいっております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

今の説明では、行政評価をきちんとする仕組みをつくって、その中で次の来年度あるいは次の計画に生かすというふうに具体的に細かく言うておられましたが、実は総合計画ではかなり仕組みとしてそれができています。それは、私も評価しております。ただ、行政評価をもう少しというところがあるんですけど。だけれど、各こういう子どもに関する事業とか、そういったことに対して行政評価をしながら次に進めていくっていう作業がなかなかこちら側まで伝わりません。

ちょっとそういうことばかり言うて次行きませんので、例えば今男女共同参画計画の件ですけれども、教育活動を行うというふうに言われましたが、じゃあどこでどのようにして行うのか、誰が行うのかっていうので、私は特にここは男性が家事、子育てなどに関心を高めるようにっていうのが割とポイントで書いてあるんで

すね。それは、うちの町でも広く啓発しながらできるような可能性があると思うんですけど、それについては具体的にどういうふうに考えておられますか。どこでどのようにするか。総務部長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

先ほど申しました中で、関係各課と連携しながらということで、それぞれの学校教育課、子ども未来課、社会教育課等と十分に協議を図って進めてまいりたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

その協議が問題なんですね。表に出ないんです。協議しました、じゃあどうなんですかっていうと、全然よくわからない。住民の皆さんにもわかっていただけない。だから、目に見える計画の推進をちょっと今から言っていきたいというふうに思っています。

それから、このまちづくりの総合計画ですが、今回新しく基本目標として第5次につながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまちづくりということを新たに上げておられます、最初の第一にですね。その中で、家庭、学校と地域が互いに信頼し合う連携の中で次世代を担う子どもたちがそれぞれの個性を伸ばし、たくましく生きる力と豊かな人間性を育む町を目指しますというふうにあって、今から議会でも、町民の皆さんとも具体的に進めていこうと思うんですが、これを具体的にどこでどのように進めて、協議するっていうのは、言うことは簡単なんです。でも、実際それを施策に展開しないといけないんですね。それをどういうふうに考えておられるか、今後のこともありますので具体性は出ないと思いますが、どうでしょうか。総務部長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

今議員おっしゃいましたのは、第5次の計画ということでございます。

◎11番（本田芳枝君）

はい、そうです。

◎総務部長（安河内強士君）

これにつきましては、今後さらに協議を重ねて、協議という言葉が先ほどからひ

つかかるとおっしゃってましたけれども、関係課で協議を図りながら、今からの計画でございますので、十分今の議員さんのご意見を参考にさせていただいて取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私になぜそれを言うかといいますと、実は今回こども館をつくるに当たって、今までその話は突然だ、寝耳に水だというふうな話も出ております。それはなぜかといいますと、そういう話が表に出なかったところが、行政のお答えの中に第4次総合計画の子育て支援のところにはちゃんと書いてあると。でも、後期計画の段階で、それが少し消えたような形になっているということをお話をされたと思いません。だから、計画自体はあったんですね。ところが、それを協議する場あるいは事業として進めていく場がなかったというふうに私は考えているんですが、今まで子どもに関することは青少年育成問題、子育て支援、生涯学習など、大人の目線から考えたそのときのご都合主義によって、子どものことを入れ込む必要があるからという形で計画に入っていたような気がしています。たとえあったとしても、計画がどのような、どの程度遂行されたのか、それを検証して次につなぐということが少なかったのではないのでしょうか。

だから、10年前策定の総合計画についていうので今話したところなんですけれども、実は子育て支援は、それを担当する部署がなかったんですね。課はできていました。係もありました。ところが、係は保育園の民営化とか、そういうことが手いっぱいできななかったんですね。ところが、昨年26年7月に新しい機構改革があって、初めて子ども未来課の中に子育て支援係、課長とそれから幼稚園、保育園の課長、2つがやっとできて、それから物事は先に進むようになったんです。こういった流れの中で、皆さんの人の配置、それから予算、それから計画、そういうものが一体となって物事をやっていかないと、せっかく町民の皆さんからの税金が生き使いに私はないと思います。私が今まで思うのは、うちの町は今まで計画はたくさんありました。しなきゃいけないという気持ちも強い。ところが、じゃあどこでどのようにするかっていうのが足りなかったと思います。

それで、こども館に、次に行きます。（仮称）こども館建設の運営計画について。

3月議会最終日に難産の末、やっと（仮称）こども館建設特別委員会設置が決まり、4月から5月まで2カ月間の間に特別委員会を5回開催することができました。しかしながら、いろんな問題があり過ぎて、肝心の運営問題は後回しです。そ

れで、今回一般質問で取り上げることにしました。

2行目に、運営のことは後でという答弁が何回もなされたと書いています。今、確かに事業締結案に関する工事関係を先行させる必要がありますが、運営方針が決まっていないと、どこに重点を置いた建物になるのか。あれもこれもと、それぞれ補助金をもらえるようになったからと大盤振る舞いにならないように、維持費の中の電気代、セキュリティーの問題など、それから人件費など、課題は多いのです。5億円相当の公共施設を単なる箱物だと非難されることのないように、利用する町民への的確な、しかも継続できるサービスの必要性を痛感しています。それなのに、基本構想の審議が決まり次第報告します、運用の問題なので後で説明します、検討させていただきますという答弁で集う、育む、得るという大まかな言葉、具体性のないどうにでもなる言葉の羅列に終わっています。子どもという当事者が中心なのか、子育て中の保護者が中心なのか。相談業務も含めて、世代間交流の場が中心なのか。子どもの問題全てを取り扱うところなのか。もしそうなら、今回サービスの対象者でも物理的に利用できない人たちにはどういう手だてがあるのか。そういったことを前提にしながら、今度は1から6までの質問をいたします。それは、今まで特別委員会で副町長が答えてくださっているのです、副町長にお尋ねいたします。

1、基本構想の中心は。それから2、その基本構想に係る利用者の想定はおよそ何人ぐらいか。利用者の活動の想定は。この3点をまず、まとめてお答え願います。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

質問者の非常に熱意があるご質問と私は理解します。

その熱意に応じて、熱く語りたいたと思いますが、まず基本構想の中心ということでございますが、これは特別委員会のほうでご説明をしておりますように、こども館のコンセプトとして、まず基本理念、整備基本方針、運営基本方針の3つを定めております。基本理念は、子育て世代が生き生き暮らせるやさしい地域づくりと、豊かな子どもが育つ町の2つです。整備基本方針としましては、1つ、2つの柱となる子育て支援センターと児童館の機能。2つ目、子どもの遊び場、そして木のぬくもりを感じる施設。また、住民の意見を取り入れた施設。そして、親子が利用しやすい施設。機能性、効率性、経済性のバランスのとれた施設。環境に配慮した施設、この7つを定めております。運営基本方針は3つありまして、1つ目は集う。子どもと親が集い、そして子どもとボランティアが集う、そういう交流を行う施設

でございます。基本方針でございます。2つ目は、育むで2つに分かれており、子どもが楽しみながら遊び、遊びから子どもの好奇心を育み、他世代との人間関係を育む、遊ぶと、さまざまな学習や体験から発見する機会をつくり、子どもの自主性や創造性を育む学ぶです。3つ目は、子どもや子育て、学校や家庭での悩みなどを気軽に相談できる、そして必要な情報や支援を得て、安心を得るという得るでございます。7つの整備基本方針に沿って建設するこども館において、3つの運営基本方針に基づく施策、事業を実施し、基本理念を実現しようとするものでございます。

以上でございます。

◎11番（本田芳枝君）

あと2、3は。それで終わり。

◎副町長（箱田 彰君）

続けていいですか。

◎11番（本田芳枝君）

はい。もう少し、ちょっと短くいいですか、お願いします。

◎副町長（箱田 彰君）

利用者の想定ということでございますが、これはコンセプトにありますとおり、こども館は、子どもが集い、子どもと親が集い、子どもとボランティアが集う施設でございますが、最大の収容人員は約460人を想定しております。

次に、利用者の活動の想定はということでございますが、こども館で行われる活動としましては、遊びや学びとして人形劇や季節ごとのイベント、読み聞かせ会、軽スポーツ、映画観賞会、各種の体験教室、グループ、そして個人などの学習など、年代を超えたボランティアによる昔遊びとか工作教室、さまざまな育みの場づくりを考えております。今申し上げましたのは、ごく一部でございます。これからこのこども館を利用していただくさまざまなイベントを皆さんと考えていくという方針でございます。また、こども館子育て支援として、子どもや保護者からの学習相談、そして育児相談、適応指導教室、子育ての講座やサークルの情報交換など、さらに子育てボランティアやファミリーサポートの拠点にもなりますので、そのための会議、そして研修会などにも利用されるものと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

1つだけ。学習相談は多分できないと思うんですけど。教育部門のところで適

応指導教室ではあると思うんですけど、それは今表に出ていませんよね。だけど、全体としてこの中で、例えば要望の中に、ここで勉強を教えてくれないかなっていう要望もあるんです。それはできないでしょうか。ちょっとそこを確認しておきます。いいですね。

それで、今バラ色の、じゃあいいですか、教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今適応指導教室、教育相談室でございますが、簡単な勉強は教えてあるようです。そういった意味でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

一般的な方に学習相談は、この場では私はできないというふうに考えていますので、それは特別委員会の中で教育委員会ともお話をしながらいくと思うんですけど、今のお話で非常に熱心に答えてくださったんですが、実は全然具体的ではない。例えば、来年の4月にもオープン予定なんですね。もう補助金、3月の補正予算で通りましたから。一応、今の流れとしては、来年の4月にオープンです。大きなイベントもするし、こどもの日までいろんな活動をなさると思うんです、私の想像では。じゃあ、具体的に何がどういう形でできるのかと。今副町長がいろいろおっしゃいましたが、全然全部具体性がないんですね。ただ机の上で述べておられるだけっていう気がするんですけども、じゃあ誰がどのようにどのような時間ですか。その辺のところを聞きたいと思いますが、まず開館時間、これは決まっていますか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今現在、決まっておりません。これも含めて協議、そして内部委員会、そして外部委員会も含めて協議をしていって決まります。時間と時間だけではなくて、その他の利用の仕方も含めてでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

休みをいつにするのかあるいは閉館時間をいつにするのか。これによって参加者

の気持ちが変わります。特に、中高生相手だと、やっぱり9時ぐらいまでかなと思いますが、それに対する人員配置も必要でしょう。それがまだ決まっていない。

それから、460人利用できると言われましたが、これは1回、この場所で1日の分の利用人数だろうというふうに思いますが、事業というものは年間何人ぐらい来館者を予定すると。そのためにはどうするあるいは想定、サービスを対象とする人たちはどういう人たちですかということ考えて、この箱物をつくらないといけないんですよ。それにふさわしい、そのサービスがどの程度できるかということを考えていないといけないんですが、今の460人という答えは不十分です。年間どのくらい来ていただきたいと思っておいでですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

年間の利用者をはかるためには、まずどういった、例えば講座あるいはイベント等をやるかという具体的な計画によって、そのそれぞれの集客人員といえますか、収容人員をはかって集計するというところでございますので、今現在でどれを目標にするっていうのは、まだ具体的なものが決まってません。これは、またどんどん決めていきますけども、そして年間の予定人員を表明できると、数を言えるということになると思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

副町長は、私が今前半でいろんな計画を進捗状況を聞きましたよね。そのこととこども館と全く結びつけておられないような気がいたしますが、どういうふうに、前半私が聞いた質問に対してどういうふうに考えておられるかお答えください。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

濟いませぬ、前半とおっしゃると、具体的に言うとどういうことでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎11番（本田芳枝君）

私が今これの質問の1から6まで上げているものです。ここでは、協議をする、実際これをしますというふうに担当課の名前まであるんですけど、子育て支援計画では103個の項目があります、事業名が。私は、これは今から粕屋町が健やかな



子どもを育てるために必要な事業だと思うんですね。具体的に、もう講座もこれからすぐイメージできます。例えば、虫歯予防だったら子どもたちに歯の大切さを、楽しくわかりやすく説明するとか。もう、すぐ講座の中身は浮かぶんですね。そういう内容とこども館が一緒になっていないと、今粕屋町でこども館をつくる意味がないと私は考えています、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

同じです。これは、子どもを考えるには、ただ箱物だけをつくっちゃいけない。中身のどういった講座、子どもたちを育むものを設定するかということに尽きると思います。今おっしゃった読書活動、これも私、私見ですけども、やはりこども館ができますので、そちらで子どもたちを集めて読書会を例えば毎週するとかっていうことも、当然もう考えられます。これは、実際原課のほうでも今検討中でございます。ただ、これを内部委員会、そして外部委員会の中で熟成させて、具体的なスケジュールも含めてつくり上げようというのがこれからの動きでございます。ご理解をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

熟成という言葉は美しく聞こえますが、粕屋町がこれだけ職員の方がいらして、これだけ計画があって、第何次というところまで来ているんですから、熟成も何も、そんな時間は必要ないんですよ。できることを今すぐやる。そして、今すぐこれが可能であるかどうか。できるならばその体制あるいは時間、あるいは利用者に対する周知、もうそれをしないといけないんですね。実際、広報活動でちょっとされましたけれども、あれだけでいいのかなと私は思ってるんですが、従来それは今までなかったようなやり方ということで、ああ、そうなんだと思ってちょっと考えていますが、とにかく粕屋町中にこども館をこういった意味でつくりますよ、こういう事業、楽しいこともあるけれども、今うちの町で協議してできない事業、できなかった事業をこれでしますよということを町民の皆さんに訴えないと、税金を使う、そのことに対する説明責任をなし遂げたことにはならないんですよ。だから、その辺をどうされているかというのを運営という問題で聞きたいんですけど、具体的なことが上がってこないんですよ。例えば、運営が朝9時から夕方5時までなのか、6時までなのか。9時までなのか、10時までなのか。月、火、水、木、休館日はいつなのか。そこに例えば相談業務で人がどの程度、どの時間まで張

りつづのか。その辺を考えるとかなないと、来年の粕屋町の人事、採用試験にも影響すると思うんですよ。それはどういうふうに考えてありますか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

繰り返しになりますけども、いろいろ中の今からしていく事務事業、それについてこれから固めていきます。そして、人員、開館時間、利用時間等も詳細決めていきますので、今の段階ではちょっと詳細をお話しすることはできません。今からの検討、今現在も検討を内部的にはしております。それを関係各課、また内部委員会ございますので、そちらで検討を重ねて、そして外部委員会にもご意見を頂戴しながら固めてまいります。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは4番、人件費以外の必要な経費はどのように考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

人件費以外ということですが、これは毎年のこども館の運営に関する経費の必要な経費ということでございます。電気代、ガス代、上下水道代のそういった光熱費、これは当然ですけども、その後清掃とか点検、維持補修に関する経費の管理委託料も必要でございます。そして、中で事務事業を行いますので、そういった事務機器あたりのリース料も必要になります。また、議員もおっしゃいましたけども、教室、講習、そういった講座を開催した場合の講師への謝礼経費もあるかと思えます。その他、事務用品や子育て支援のための消耗品、事務機器、そして絵本などの書籍、さまざまなものが考えられます。金額がどれだけかかるかにつきましては、先ほども申し上げました内部、外部、その検討委員会で図りながら、その詳細を固めてまいります。それを踏まえて、金額を積算してまいります。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

副町長と話してしまして、どうしてもそこで終わるんですよ。それはなぜなのかなって、立場上、町長なら言えるんですかね。いや、それで特別委員会でもそうなんです。後でします、検討委員会、外部の委員さんの意見、内部の委員さんの

意見を聞いてします。でも、あと2年後、3年後じゃないんですよ。来年の4月にはオープンする予定なんですよ。それでそういう状態で、まだ予算もはっきりしない。予算は、ほかのフクスタ、福津とか那珂川にちゃんと書いてありますよね。2,000万円はかかります。それから、それにプラス人件費をどのようにするのか。いわゆるボランティアでするのか、専門職はどうするのか。それから、職員配置はどうするのか。その予算は、例えば講座を持つときに外部から人を呼ぶときはお金がかかります。それをどうするのかをもう入っとかないと、だからあらかじめ予算を立ててしないとできないと思うんですけど、議会に対してだけ、わかりません、まだ決めていません。内部ではもうちゃんと決まって、どんどん進んでいるんじゃないかね。町長、その辺をちょっとお答え願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

おっしゃるように来年4月からの開館ですから、そこら辺の内容については、あらかじめ所管のほうではつかんでると思います。これはあらかじめですから、余りにもあらかじめの数字を言っていかがかなと思いますけども、おっしゃるように2,000万円ほどは最低でもかかるだろうと思います。開館の時間でございますけども、できるだけサンレイクの時間に合わせたいと思いますけども、ちょっとやっぱりサンレイクは10時までかな、遅うございますので、こども館ですので、18歳までの子どもでございますので、やっぱりせめて8時には閉館が適当かなというふうに思います。それから、土曜、日曜は開館をいたします。休みをいつにするかというのは、サンレイクが月曜日ですから、月曜日がいいのかどうか、そこら辺も今後サンレイクの管理のほうと協議しながら、できるだけ合わせていきたいという考えでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、5番行きます。

駐車場、ふれあいバスの問題について。

駐車場はいろいろ今特別委員会で話が出ていますので、その範囲内で軽く答えていただいているのですが、これで時間をかけると長くなるので、特別委員会の意味もなくなるから。ふれあいバスが、お答えでは今バス運行協議会が話し合いがあつてから、そこにかけるというふうにおっしゃっていますが、ちょっとふれあいバス

のことを重点的に言っていただけますか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

前段、駐車場のことがございますけども、これは合計57台程度の駐車場を確保するというだけお伝えしておきます。

ふれあいバスにつきましては、これはこども館利用者だけではなくて、全体、町民全体のふれあいバスの利用の形態あるいは頻度等の問題で、いろいろ改善する余地はあろうかと思えます。そういった意味で、今年度地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定に伴ってニーズ調査を行いますので、その中でふれあいバスに関するニーズの把握も行い、その結果も踏まえて、運行協議会の中で協議をしていただくつもりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それはいつごろですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

住民福祉部長のほうからお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

ニーズ調査につきましては、特別委員会でもご報告させていただいておと思いますが、8月ぐらいには調査、アンケートをとることができるのではなかろうかというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それはバス問題だけではなくて、全般的な中でその中の1項目か2項目にバスがあるという、そういった内容ですね。私、それで不十分です。やっぱり、バスは本当にバスだけに特化したアンケートをしてほしいと思います。実は、随分前に福祉協議会でお一人の職員の方が一生懸命された結果があります。その後、バスのニーズ調査はなくて、現在運行協議会が一生懸命まとめて、ちょっと3年ぐらい前から

運行状態を変えていたと思うんですが、実は公共交通という形で今1つのインフラ整備ということで、日本中でもこれは大事なところになっています。だから、粕屋町は6つの駅があるから大丈夫だっていうふうな気持ちをお持ちの方が割と多いようですが、このニーズが非常に高いんですね。高齢者、子ども、そういったあるいは乳母車を押している若い家庭、この方たちにとっても喜ばれるふれあいバスを、現状ではもう限界と思うので、その辺も考えた上でアンケート調査を、これ単独でアンケート調査をしていただきたいと思うんですが、ちょっとその辺はいかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

アンケート調査につきましては、所管のほうでお答えしたとおりでございますけれども、今私が考えてるのは、もう今から広域だろうというふうに思います。私ども粕屋町も、これは社協のほうに委託してやっています。篠栗も久山も、これも民間委託でやっています。ですから、そこら辺を、全体を3町を回すような広域の事業を3町で協議しながら始めたいというふうに思います。

これは、そうなれば、粕屋町は今社会福祉協議会でやっています。これはこれとして残すのか、別途バス会社等に委託して回すのか。これ今社会福祉協議会でやってくるバスであれば、町外には行きません。そこら辺も含めて、もっと広域で、広域でやればいろんな粕屋町以外の施設も利用できるというようなことになりますので、そういったことを考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ということは、次も続投で。今年町長選ですよ。だから、それが大きな公約になるという可能性があるようなお話しぶりですよ。

実は、本当にバスの問題は、表には今すぐには出てこないんですが、私も自分が当選してすぐバスのことを一生懸命話した時期があるんですけども、もう一遍これをやろうと思います。これはこども館だけではなくて、今ドームに高齢者がいるような事業に参加しています。それもバスがもうちょっと使い勝手のいいバスがないだろうとか、なのみの里に行きたいがとか、いろんなあるいは病院に行きたいけれども足がない、土日が休みがどうしても困るという方が結構いらっしゃいますので、これも議員の仕事として、今後の課題としてもう少ししたいと思います。

この駐車場問題がありますが、自転車置き場がちょっと今はっきりしないところ

もありますけど、校区外の子どもたちに、例えば今学校では校区外は行ってはいけないということになってます。そうすると、小学生は仲原小学校だけしか対象にならない。もちろん、親御さんがついてこられたらいいんですけどね。ただ、長期の休みのときに親御さんがしょっちゅうついていくというわけにはいかなと思うので、それは副町長はどういうふうに考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私から。教育委員会と協議をいたします。校区で今制限されておるようでございますけども、粕屋町は14.13平方キロ、山間部ではありません。そういったことからいえば、エリアの中に、私個人はエリアの中に入れてもいいのかなというふうに思いますけども、今までの教育委員会で定めたいろんなことで校区ということで枠をくくってるんだろーと思います。その辺は今後協議をしながら、やっぱり小学校も高学年になってくれば、このこども館を使えると。やっぱり、低学年は親子さんで一緒にというふうな考え方を持ってます。今後、教育委員会としっかりと協議をしていきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

4年生までは無理かなと思えますが、実際自転車の講習を受けてする期間が1年間あると思うんで、私は5、6年生は、ここであれば中央小学校区、大川小学校区、西の一番外れは難しいかもわからないけど、そこはあれがあります、電車が、今は。だから、いろんなものを乗り継いで来れるようなそういうことを考えて、遠方の子どもたちにも楽しいことあるいは親御さんには必要なことがここでできるというふうな確信を抱いていただけたら、町民の皆さんは納得をされるかなと。今の状況では、もう何でもここにあるばかりっていうことで、上大隈のほうと柚須のほうの方たちは、いつも失望を味わっておられると思うんですが、私はもう一つ大事なことは、その方たちが幾ら来れるようになって、なかなか難しい問題があるんですね。だから、1つの計画、今後例えば九大跡地で、跡地をこちらが買える状況になると思えますが、そういうところに同じようなこども館をつくるとか、そういう施設をつくるあるいは大川小学校区にもう一個つくるかといった、そういう長い目で見ると計画を立ててほしいというふうに思っていますが、今の施設では、今後建てられる来年のこの施設では限界がありますからね。そういうふうな考えはどうですか、ありませんか。町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほどもお話しいたしましたように、粕屋町は非常に町域が狭いということで、別途2つも3つもこども館ということは考えておりません。できるだけ公民館も開放していきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

この施設だけで子どものことを完結するというのは無理があるんですね。だからやっぱり、長期で、全粕屋町民対象の子どもの人口だけでも今1万です。その親御さんをすれば2万5,000人。半数の町民の方が直接関係があるこども館のような施設は、やっぱり計画を持って、長期計画ですということが、そういう視点が大事だろうと思うので、その辺の検討をよろしくお願いします。

一番最後の事業展開が数課にまたがる可能性があるもので、運営のための要綱が必要ではと書いておりますが、それはどちら、答えてください。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

要綱ということですが、その要綱の前に地方自治法で公の施設を設置したときには、条例が必要です。まず条例をつくった後、その運営規則あるいはその要綱を定めていくということになります。これは関係する複数課の連携も含めて、内部、外部、また繰り返しになるんですけども、この検討委員会にもそういった要綱についても図りながら、具体的に、やはり使いやすい施設になるように要綱も定めていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私がそこにこだわりますのは、実は今幾つかの施設がありますが、その課のところしか事業が行えないということが結構ございます。子どものことは、教育委員会と町長部局の合同の内容が要りますので、いろんな課、例えば先ほど申しました10課に関係するいろんな事業を展開するときに、やっぱりお互いの課からそういう職員に来てもらって、そこできちんと練る必要があるんですね。そのための条件

整備で、私はもちろん大きな施設をつくるときは条例が要りますが、その後の規則にいろんな課が一緒に集まって定期的に事業を見直すとか、今後のことを考えると、そういった場が必要であると思います。町長、いかがでしょうか、そのことについて。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

条例、規則、要綱をつくりましても、逐次改善するところがあれば、各課関係課が寄って協議をするということが必要と思ってます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ありがとうございます。

もう時間がありません。条例も要綱も、早手手がけないといけないので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

（11番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

4番太田健策議員。

（4番 太田健策君 登壇）

◎4番（太田健策君）

議席番号4番太田健策です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先日、参考人招致が決議されておりますので、本議会中ということになっております。執行部の方の質問に対しては、そのときの答えと違うふうにならないようにしっかり答えていただきたいと思います。

再三再四質問しております給食センター建設についてですが、1番に、PFI可能性精査で算定された施設整備費の基本になったのは何かということを質問いたします。町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

太田議員からも今ご指摘がありましたように、長大が証人として出席するようになっておりますので、長大の答えと私の答えが相違をすることがないように、今まで



お答えしております教育委員会部局のほうでお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

太田議員のご質問にお答えいたします。

P F I 可能性精査というのは、アドバイザーのことと考えております。アドバイザーで精査しましたその基本となったものというご質問でございますが、P F I 事業の検討に当たりますは、内閣府が示しておりますP F I 事業実施プロセスに関するガイドラインというものがございます。それとV F Mに関するガイドラインというものを内閣府が出しております。これに基づきまして、算定しております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

なかなかわかりにくい答えのようですが、この中で算定された中で、結局現在従来方式で、P S C従来方式で建てられる算定もされております。従来方式というのも、そういう国が算定式を決められて出されるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

従来方式で算出したといいますのは、P F I 導入可能性調査時点でございます。それで、P F I 導入可能性調査というのは、従来方式で給食センターを整備し、運営していくやり方と、P F I 事業としてやっていく、事業としてやっていく、その比較をするようになっております。どちらのほうがどれくらいコスト削減ができるかというものを比較して、P F I 事業を導入するかどうかを決定づけるときに行った調査でございます。その調査に関しましては、コンサルに依頼、委託いたしまして、2年前ですか、議会にご報告したとおりでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そのときの調査のときに算定されたやつと、精査されて算定されたやつの金額が

上がってきとるのは、どういうわけで上がるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

議会のほうで説明、金額を上げてPFI導入可能性調査の各事業別に説明していただきたいというようなご要望がございましたので、PFI導入可能性調査時点で各事業別に金額を説明したわけでございます。アドバイザー契約を締結いたしました以降の精査時の金額につきましては、予定価格を出すために精査した金額でございまして、PFI導入可能性調査、概算の調査ですね。これと比較したらどうなのかというような議会のほうからご質問がございましたので、PFI導入可能性調査と精査時を比較して計上したわけでございます、ご説明をいたしました。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そうすると、調査時と精査時の金額の違いはなぜなのかということは、調べては  
おられないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほども申しましたが、PFI導入可能性調査というものは、PFI事業が成り立っていくのかどうか、どれくらいのコスト削減ができるのかを調査する調査でございまして、それとアドバイザーは、本格的に要求水準書等をきちんと粕屋町バージョンで作成いたしまして、それを実現するためには幾らかかるかというような積算して、積算した価格を出す、予定価格を出すその事業でございます。それで、導入可能性調査とアドバイザーの金額が違ってくるのは、当然のことだと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

違ってくるのは当然と言われますけど、何で違ったのかというその辺の調査研究はされとらんとですか。金額が上がったわけでしょう。それはなぜ上がったのかということの説明つかないと、ただ計算したからこうやって上がってきましてではですよ。なら、何でも書類をつくって、最初これでこのぐらいで考えて、次これだけ

上がりましたと、それだけの説明じゃあ納得される方おらんと思うんですよ。やっぱり、何で上がったのかと説明されないと。違います。その辺を説明をしてくださいよ、何で上がったのか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほども申しましたが、導入可能性調査とアドバイザーの算出は、若干一緒ではないというようなことはご理解いただけたと思いますけど、導入可能性調査時点で総額では約61億7,000万円ですね。アドバイザー契約におきましては約62億2,600万円ですね。その辺で五、六千万円変わってきています。それは、太田議員がおっしゃるように、解体費用が上がった分も含まれております。それは、もう全員協議会のほうで何回もご説明させていただいたとおりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

苦しいいわけのごたあですけど、その辺で。時間をもったいないからですね。そしたら、この表に出ております従来方式って書いてあるのは、今まで町が建設してきた従来方式との比較というのは、なぜされなかったんですか、これ。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

従来方式との比較は、PFI導入可能性調査で行っております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

だから、それはPFIの長大が精査して出してきたやつでしょうから、それが正しいか正しくないかっちゃうのは、町のほうとしても68億円あたりの金がかかるのに任せっ放しで、自分とこでもこの金額が妥当か妥当ではないかっていうようなことも、やはり勉強されてちょっとせないかんとやないですかね。そんな任せっ放しで向こうが金額出してきた、調査して精査で上がりました、それだけの話では誰に説明します、議員としては町民から聞かれたときに。しよんないですよ、これはもう上がったっちゃからと。しかし、現在町で、ほんなら今まで建ててきたやつはどのくらいで建ったとかと、それと何で比較ができませんやっとかっちゃうて、誰でも、ちょっと商売に絡んどう人はそういう疑問を持ちますよ。それは当たり前や

ないですか、そのぐらいのことは町としてするのは。P F I でもいいですよ、それは。やけん、P F I が高いのか安いのか、その算定を一応町は今まで建ててきた資料は持つとるんでしょ。私も出しましたよね。それと、その金額と全くここに出ておる金額が違うですよ。少しなら、もう話はわかりますけど。その辺は、やっぱり行政としてぴしゃっとP F I っちゅうのは安いですよと、今まで町が建ててきたやつはこのくらいかかっておりますけん、今度P F I はこのぐらいですよというぐらいのやっぱり勉強をして、資料は議員に発表されな、我々はただP F I やけえ、よかとが、安くできますけんと言うても、安くないんですもん、これ見たら何も。そこ辺をやはりぴしゃっと説明していただかんと、今度もどうせ参考人来られたら同じ質問せにゃいかんと思いますよ。今のようなあやふやな質問では、納得されませんよ。この従来型っていうのは、従来町が建ててきたやつ、それと違うごとあったら、そこは何で違うとかやっぱり点検して、調べておかしかったら、やはり長大と交渉せにゃいかんじゃないですか。まるつきり長大が出してきたとをこうやって出されとる。誰もこれを調べたものはおらん、金額を。ただ教育長は、ああ、安いとやけん、よかもんがP F I でできますけん、その一点張り。それでは納得できませんよ、本当言うて。ぴしゃっと答え出さんと。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

町の状況等を踏まえながら、給食センターの建て替えに入ったわけですが、ご承知のように21年に保健所から指摘を受けまして、町長にお願いしましたが、当時先ほども説明がありましたけども、町としては非常に借金まみれでそういうまとまった金がないと、検討しなさいということで検討した結果、P F I 事業ということ。ただ、やみくもにP F I 事業を導入するわけにいきませんので、導入可能性調査ということですね。太田議員書かれておりますが、可能性精査じゃなくて、導入したときに粕屋町でこれが本当に町の実態に合ってるかどうかを、可能性調査を業者に依頼したわけですよ。もし粕屋町に合ってなかったら、P F I はやっぱりだめですよ。教育委員会としてもその判断はしておりましたが、5億8,000万円ほど町の財源が削減できると、しかも60億円、まとまった金がない粕屋町にとっては、毎年4億円幾らかずつ分割して払っていけばいいという、そういう仕組みも粕屋町に的確であります。したがって、最初の25年度に議会に提案させていただきました導入可能性調査、従来方式でやった場合とP F I 導入をやった場合は5億8,000万円ほど町の財源が削減できるということで議会の承認をいただいたわけでございます。それをもとに、今度は長大に委託しまして、具体的に粕屋町の人口

増、児童・生徒増、それから食数ですね。また、さらには文科省から言ってきておりますアレルギーですね。アレルギー対策もしなさいと。施設もウエット方式じゃなくてドライ方式ということも変えなさいということです。非常に予算がかかるということをご理解いただきたいと思いますと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それは、最初のうちに教育長は何回か聞いておりますから、その辺はようわかっておりますから。その5億何千万円を安くなったと、粕屋町金がないからちゅうような、粕屋町金がないならPFIでもいいですけど、PFIが安からんと意味ないでしょう。そこを聞きよるんですよ。じゃあ、金がなかったから、PFI高い事業でやりますよちゅうて、そう言われとったら、恐らく議会も議決されとらんと思いますよ。その辺は、何かごちょごちょごちょごちょ言うばかり、単刀直入にわかりやすいごと言っていたかんと、わかりませんよ、本当。

これを言うても、何遍も私の質問一緒ですから、次に行きます。時間がもったいないですから。

次には、施設撤去費が単体工事であり、見込まないとあるが、これについては2回も削減されておりますね。それは、大塚教育長は私に、私が前に質問したときは、何で2,600万円が7,300万円に3倍近くに上がったのかと聞いたら、内部の配管撤去等が見積もりで見込まれてなかったから上がりましたという返答をされましたよ。それで返答しとって、2回も削減されたというのはどういうことですかね。私にうそを言わっしゃったわけですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

経過については次長が詳しいと思いますが、解体撤去当初は、可能性調査のときには撤去費は余り重要視されてなかったということですね。矩体のみの予算を出しておられた。ところが、精査段階のアドバイザーの長大のときには、その解体が建てて半分は壊していくということも事業費の中に加えられていった。値が上がったのは、税金とかそういった中の設備が、建物だけじゃなくて冷凍室だとか食器洗浄機だとかというのが非常に高価でございまして、その辺の値段が高いというふう聞いております。ご理解いただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎ 4 番（太田健策君）

それで、施設撤去費が2回もほんなら削減になったのは、何ですかと。それと、次長が私に9月24日に出された資料ね。これは、受け付け印も何もかんもないんですが、これは自分でつくられたんですか、それとも長大がつくってきたんですか。このあなたからもらった資料。こうなりましたって、第1回目に変わりますという資料を私にやられましたね。これは、役所の受け付け印も何も、印鑑も何も押さっとらんとぼってん、これはひょっとしたら偽造になるっちゃんないですか。違います。何でも勝手につくっていいんですか。どこから出たんですか、これ根拠は。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

太田議員のご質問にお答えします。

太田議員、施設撤去費が2回変わったということで先ほどからおっしゃっておられますけど、導入可能性調査時点と予定価格を算出する精査時点、正確には導入可能性調査では2,640万円、精査時では7,392万9,000円、1回しか変わっておりません。当然、1回しか変わらないものでございます。

それと、先ほど私のほうが資料を太田議員のほうに渡したというような資料でございますが、ちょっとどういう資料かはなかなか見えなかったのでわかりませんが、全員協議会で説明に使った資料を渡した、同じものを渡した記憶がございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎ 4 番（太田健策君）

これは、9月24日にあなたからもらったんですよ、これね。そばってん、その資料がどげな資料かわからんというような資料のやり方を議員に、見せてくださいとか見せてとかちゃんと人に渡した資料は持つとかなやろ、控えを。そげないいかげんに出す、資料を議員さんには。やはり、出す以上はぴしゃっと、どういう質問をされてもいいごと、ちゃんと用意はしとって出さなでしよう。ほいで、1回って、1回ここで変わって、総務委員会で、12月26日に総務委員会の資料で、ここでまた変わっとうやないですか。2回変わっとうとよ。この総務委員会の出された資料は、誰がつくられたんですか、ほなこれは。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

12月の総務常任委員会の資料を言われているのだらうと思います。2回変わったというのは、落札額のことを言われてるんじゃないですかね。金額にしまして、解体撤去費が2,847万円というような額のことを言われておるのであれば、落札額は入札時に業者が落札するべきものでございまして、それによって入札される。うちのほうが出した額ではございません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

うちのほうが出した金額じゃございませんというような、ほな金額はこれは長大がつくったんですか、この資料は。

◎議長（進藤啓一君）

関次長、どの資料かわかっておられるんですか。

そうですか、はい、どうぞ。お答え。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

これは、うちのほうで作成した資料ですが、導入可能性調査で公表した数字とアドバイザリー業務で公表した数字、それと落札時点で議員の皆様公表した数字、これを表にまとめたものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

最初、あなたたちが議員に説明したのは、ここに資料がありますけど、長大が出した精査、その前の調査をちゃんと表に出して、これ説明されたんですよ。そして、それから以降は、これが変わったような話は何もあってないんですよ、正式に。そこでここで勝手に変えて、これは業者が変えるとならいいですよ、とった業者が。中で金額があれが多いとか、これが少ないけえって。役場がこうやって資料をつくって議員に報告するというのは、どういうことですか、これは。変わってないんですよ、長大は。これは長大に聞けばすぐわかることですよ。何であなたたちが勝手にこんな書類をつくって出しますか、これ議員に。おかしいでしょう、これ。おまけに、最初は施設整備費が従来方式で14億7,200万円、PFIで12億5,100万円、それで次には16億2,800万円、ポーンとまた上がってんですよ、ここ報告は。最初の説明では、そんな説明何もないんですよ、これ。何でそげやって議員をごまかそうとするんですか。撤去費も、あんた削減は見込まないって書いてあったら、削減したらいかんでしょ、役場も勝手に自分たちの好き勝手変えるんですか、何でも。決めたことは変えんでしょ。ちょっとどう思われます、これ勝手に

つくって議員に説明したなんちゅうのは。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

勝手にはつくってない。資料に基づいて資料をお渡ししてます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ほな町長、どの資料に基づいてどげなふうにつくっとうかを説明してくださいよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

関次長が説明したとおりです。

関君、もう一回説明して。

◎議長（進藤啓一君）

関次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほども申しましたが、施設整備約16億2,800万円ということで、今太田議員おっしゃいましたですね。この額は、私が言っているように落札額でございます。長大とか準備室のほうで積算した額じゃなくて、実際に入札されて、施設整備費にかかった、入札に用いられた落札額をここに記載したわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

これは議員から質問が出た中で、解体撤去費が4,500万円が削減されたということで、そのほな4,500万円はどこへ行ったんですかちゅう質問が出とるでしょう、このときにね。その答えなんですよ、それが。4,500万円どこへ行ったのかわからん、これでは。そんな資料をつくって、そうでしょう。4,500万円がどこへ行ったか、書いてないですよ、これには何も。質問は、4,500万円が削減されたとあなたが言うたんですよ。ほいで、前の議会で質問では、私が間違うたって言うたら、いや、間違うておりませんちゅうた。間違うとかな、大ごとですよ。議員をだましたことになりますよ、これ。そうじゃないですか。間違うたと言うたほうが



よかったんですよ。ここでは、あなた削減できないと書いて、削減を2回もして、間違うとりません、間違うとったほうが、ああ、済いませんで済もうばってん、これをそのまま議会に報告して、勝手に金額変えていって、だましたことになりますよ、これは。削減できないのに削減して。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

3月議会でもご説明しましたが、削減見込みがないというのは、導入可能性調査時でPFI事業で削減できるものと削減できないもの、従来方式と比べてですね。解体費については、従来方式とPFI事業でする場合において、削減、PFI事業でする削減が見込めないということで同額を上げたというようなご説明をしたわけです。今、太田議員が言われてる削減してるじゃないかと言われておりますが、これは予定価格に対して落札額が低かったわけで、それが削減されたというような言い方をされておるわけでございます。それで、結果、落札額のほうが解体撤去費用については予定価格より低かったというようなことでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

もうあんた、つじつまが合わん答えを、ちゃんここに削減した金額が出てきとうやないですか。それを何かごまかしのよう返事ばかりして、素直に認めたらどうなんですか、このことは。間違うとったら間違うとったとか、これ間違うとらんやったら、施設撤去費はちゃんと説明されたんですから。それが削減見込まないって書いてあるのに削減したら、その変わった時点でちゃんと説明せなでしよう、皆さんに。ここがこういうことで削減になりましたと、どういう理由でと。その理由、こっちから質問されて、それでこれを出したんでしよう、4,500万円がどうなったかちゅうことを。そらあそんな簡単に、町民の税金ですよ、これ。あなたが一言で、ああしました、こうしましたじゃ済みませんよ、本当。

一応、答えが出ませんから、議長、次に行きます。時間ありませんので。

3番目、粕屋町情報公開審査会の情報非開示（不存在）の決定に対する異議申し立てについて付言がされているが、それについては無視されるのかと。私は、その付言について、教育委員会に行ってお話を、資料を出さないかんっちゃないかと、こういう付言がついとるぞということで言いましたけど、次長は総務課のほうに相談しようちゅうて、相談されたなりに私のほうには何の報告もありませんね。結局、情報審査会のほうの出たきた案件は、もうほったらかされるんですか。

それと、情報審査会がおたくのほうには調査に来たんでしょう、調査に来たんでしょう。調査しましたがって書いてありますから。しかし、あなたのとこ、役場だけに調査せんで、出した私にも調査せないかんですよ、両方。私んところには何も来てない。片っ方、役場が言うたなりの報告書や、これ。私のとこも聞かなでしよう、私が申立人ですから。あなたたちが行くなつて言うたかどうか知らんばつてん。そんなことじゃあ、あんた異議申し立ての付言についちゃあ、どうするんですか、ほったらかすと。私、審査委員会に何で私に聞き取り調査をせんやったかということは、情報公開しよう思うとりますよ。それは、どこに出してもおかしいって言いますよ。それについては。

◎議長（進藤啓一君）

情報公開のシステムですか。

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

情報公開審査会につきましては、総務課の担当でございますので、お答えさせていただきます。

給食センター解体撤去費用につきまして、P F I 導入可能性調査時2,640万円がP F I 導入可能性調査精査時7,392万9,000円に変わった明細について、議員開示請求を行われまして、教育委員会から情報非開示決定を受け、平成26年10月23日にこの決定に対する不服申し立てをされました。教育委員会は、粕屋町情報公開審査会に諮問し、審査会は平成27年2月4日に、この非開示決定は妥当であるという答申を行いました。審査会は、その答申の中で、実施期間において設計業務等をコンサルタントに委託する場合において、その価格の根拠を求め、内容に応じては文書等を作成することが望ましいという付言をつけられましたが、これは今後従来の設計業務等が行われる場合のことを言われたものでございまして、今回のP F I 事業について特定したものではないということを審査会のほうから確認いたしております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それで、私が言いよるのは、何で私んところに、申立人にその事情を聴取に来んやったかと。そうでしょう、両方から聞かなでしよう、話は。片一方だけ聞いて結論出しとんでしよう、これ。そんなこと通ります。そんな、役所としてそういうことはきちきちきちきちされるんじゃないですか、これ。両方から意見を聴取して、結

論を出さないかんことを一方的に執行部からしか聞いただけやろ。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

審査会の参加については、申立人のほうから申請があれば、審査会への参加も行うことはできたということですが、申立人さんのほうから申請がなかったというふうに判断しておりますが。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それについては、今こっちが物を言うて、やっ取りましたじゃないでしょう、そのとき書類をもらうときにその説明はせないかんじゃないですか、担当課が。そうじゃないですか。出した後に、私これ初めて今日言われたんですよ。その前いつやったですか、あなたも来たでしょう。それから返事何もないんですよ。何で早う言わんですか、そういうことやったら。そこら辺のルールをちゃんとしてもらわんと困りますよ、本当。

次に行きます。

P F I の事業者選定委員会のメンバーはどうやって選ばれたのか。また、事業者選定委員会は、長大が出した可能性精査の算定についてはどう審議されたのか。その辺お伺いします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

太田議員の質問にお答えいたします。

粕屋町学校給食共同調理場 P F I 事業者選定委員会の委員につきましては、学識経験者 4 名と副町長の計 5 名の方になっていただきまして、本町におきましては P F I 事業を実施することは初めてでございますので、P F I に詳しい会計学、それと給食経営管理、建設環境設備、教育行政の 4 項目の専門の先生になっていただき、そのうち P F I 会計学、給食経営管理の先生方は、福岡市の第 2 給食センターの P F I 事業の選定委員もされておられる方を選んでおります。

次に、給食センター費用設定について、長大が出した可能性精査と言われてますけど、アドバイザーの額だろうと思います。予定価格の費用算定についてどう審議されたのかというご質問がございましたが、粕屋町学校給食共同調理場 P F I 事業者選定委員会の会議におきましては、特定事業の選定及び公表、入札説明書を審

議していただく際に事前に資料を送付し、会議当日も委員の皆様にはご確認していただいております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

私は選定委員会の議事録をいただきましたが、選定委員会の中でもこのPFIに出した金額は一円たりとも審議されとらんのですよ、一円たりとも。本来は、選定委員会やから、長大が出したこのPFIアドバイザー事業で出されたこれが正しいのか、正しくないのかというのを誰も見てないんですよ、今度この資料を。ただ長大がつくってきたのがそのままポンと来て、私らに説明されて、そんなり通つとんですよ。選定委員会、大体選定委員がこの中身について正しいのか、正しくないのかちゅうのを審議されとうかと思うたら、何も審議されてない。そういうお金がないというで大塚教育長言いながら、そんなむだな金を、業者はそれ喜びましよう、選定されんでそのまま決まったら。そんなことをされてね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

専門のアドバイザーの機関が出した数字を一々確かめることは、私はできません。また、しません。専門業者に校舎建築とか教材費をご依頼申し上げるときも、この価格が正しいか正しくないか、私たちはそれを精査しません。カタログに書いてある一般的な常識で大体わかります。ただ、教育委員会といたしましては、約4,500人の児童・生徒を預かっているわけですし、教職員数約300人ですね。合わせて4,600人、4,800人ですか、その命を預かっているわけですから、太田議員おっしゃるように、解体撤去費が数字が違ふからセンターを反対って言われるのは、そういったときに子どもたちの命が危ないときに、どう責任とられるつもりですか、ちよっとお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

子どもの命が何かあったとき大変やからということですか。

◎教育長（大塚 豊君）

はい。

◎4番（太田健策君）

それは、今までにあなたたちが担当してきて、どういう事故があったのかということ報告ありましたら、中の器具が折れ込んだりとか、それはあなたたちのミスですよ。機械を変えとけばよかったですよ。その時点で何も手入れしてないんです、ほったらかしで。だから、そういう問題が起きてきとるんですよ。私は、何も給食センター建てたらいかんなんて一言も言うてないんですよ。ただ、金額がおかしいっちゃんないかと。それを追及して、子どもがけがしてもいいとか、どうなってもいいとか、そんなこと一言も言うてないですよ。

◎議長（進藤啓一君）

論議がちょっとかみ合っていないような部分がありますから、本来の質問に、どうぞ。

◎4番（太田健策君）

次行きます。

時間も過ぎておりますので、地方自治についてですね。

1番に、町の地方自治の運営についてということで、私も1年生議員で余りいろんなことわかりませんので、町長の考え方としてどう運営を考えてあるのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

質問の議題が大き過ぎる。もっと絞ってもらわんと。

◎4番（太田健策君）

知った知ったただけでいいやないですか、別に。大きいし、答えんでも。

◎町長（因 清範君）

地方自治のことについては、地方自治に沿って行政はやっております。

◎4番（太田健策君）

それでいいですよ。何ですか、地方自治は。

◎町長（因 清範君）

地方自治の決められた法に沿って執行しております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

やけん、地方自治に沿って運営されとるですね。そうなれば、問題ないでしょうね。しかし、私が議員必携で勉強すると、地方自治に関する組織と運営については、法律をもって定めることとされ、特にその法律は地方自治の本旨に基づいて定

めなければならぬと、ことを憲法が求めておると。住民の意思が十分に行政に反映するよう仕組みを採用した、しかも町には執行権、議会には議決権を与え、相互にその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制して適正で効率的な行財政運営を目指すと書いてあるんですね。ほな、町長は、このとおりに運営はされておるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ええ、やっております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ということで、わかりました。

次に、2番目に議員の表決権についてということで、町長は議員が持つておる表決権については、どういうふうにお考えを持つてあるのか、ちょっと聞かせてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

議決権の問題だろうと思います。これは、二代表制で、あなた方も、議員の方々も選挙で、私も選挙で選ばれた者です。その中で、町長の権限は予算の調製権であるとか、法令の提案権であるとか、公共施設の建設をすることであるとか、地方税を賦課徴収することであるとか、使用料、手数料を徴収することであるとか、決算については議会の認定を受けることであるとか、そういったものの権限がございます。なおかつ、自治体を代表するのが町長でございます。粕屋町を代表するのが私でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

私は、議員の表決権について町長のお考えを聞きたいと思って質問したんですけど、私のほうから。町長は、議員が議会において賛成、反対をするのは権限でないかと思っておりますが、それについてどう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それは、議員さん個々の判断で賛成するか、反対するかをなさることだと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

個々の判断でされると今言われましたですね。そうすると、私もこの発言に対してはもう大変悩んで、どうするかなと思って今日質問しよりますけど、1月の議会があったときに、町長は私のとこの家に来られて、あしたの議決は賛成できめえけん、退場しちゃんないやっというて言うてこられました。それも漬物持って。それで、私は、いや、それはもう共産党の川口君とやら約束ちゃんとしとっっちゃけえ、それはできませんよと。それを本当にせないかんとやったら、解体撤去費の4,500万円は引かんですか、業者からと、そう言いましたね。ほれで、いや、それはもうできんということでは帰られました。

その後、この問題を今日出すに至っては、私も人権侵害に当たるっちなかろうかと思って心配で、弁護士のとこへ行きました。ほんだら、弁護士が、議員の特権である表決権を、ああせえ、こうせえっちゅうて奪うのは、そら大変なことですよと。それについては、そんな日本国中どこ探しても、そげな人はおらんですよと。それについては、百条委員会ぐらいで調査してもらいなさいと弁護士さんが言われました、私に。それで、できましたら百条調査をお願いしたいと思っております。

続きまして、次に行きます。かすやドームの維持管理について。

答弁、してもろうていいですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私と太田議員は、私が町長になる前からの私は友人と、一人の友人と思っております。そういう中で、太田議員は、白菜の少し酸っぱくなったぐらいの漬物が好きということで、時々持っていきます。そして、その漬物を、今おっしゃったときは、奥様にこれを食べてもらってくださいということで、太田議員は不在でした。いらっしゃらないから、私軽トラックで行っておりました。それがたまたまお帰りになった。そのときに、今のお話をさせていただいたということではございまして、これは私は政治家同士のロビー活動だというふうに思っています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それで、町長に言うたら、もう土地開発公社の質問にしたっちゃ、1回これを出しとってみましたら、これは引いちゃんないと、2回目も引いちゃんないと言われました。どうせこれ出さないかんっちゃけん、そげえ隠しとったちゃどげえなりますかなって言うて、2回目は出しましたけど、その辺からやはりこの地方自治についてという、聞きよりますけど、やはり議員の特権を奪って独断専行するような運営をされたらいかんっちゃないかなと思ひまして、私はぜひとも今後町長が運営されるに当たりますは、そういう百条調査をしてもらって、どっちが言うのが正しいのか。再三再四、給食センター問題では、私はもううそばっかりつかれとりますよ、何かその辺は。

時間ありません。続き、議長、続けていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎4番（太田健策君）

かすやドームの維持管理について。

管理会社の契約内容はどうなってるのかと、町との情報交換はどうされてるのかということをお聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

太田議員に一言言わせていただきますと、給食センターの件につきましては、先ほど申し上げましたように子どもの命を預かっておりますので、子どもの命より高いものはないと考えております。町会議員としての確な判断をお願いしたいと思います。

かすやドームの維持管理につきましては、社会教育課長が答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

太田議員のご質問にお答えをいたします。

かすやドームにつきましては、有限会社スポーツコンディショニングプロモーション・ジンとの管理委託契約を締結いたしております。委託につきましては、受け付け業務を初めとする施設の管理運営業務、安全管理業務、年間を通じたイベント



や教室の企画、運営、開催が主な内容となっております。次年度の事業計画書を年度末に、また前年度の事業報告書を年度初めに提出を受けております。

情報交換につきましては、町側で嘱託職員として館長を雇用し、館の管理運営を統括するとともに、委託会社であるジンにつきましては、毎月の業務報告を提出を義務づけております。また、管理や運営状況につきましては、館長を通じまして情報交換を密に行っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

よくわかりましたけど、今みんなでピンポンっていうのが、これは管理会社が計画をしてるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

ドームのほうで企画、運営をいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ほな、町はこの問題については一切かかわってないということですか。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

いえ、かかわってないわけではございません。ちゃんと事業計画の提出を受けて、課としても把握した事業でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

これは、たしか昨年の議会の発表会の折に、みんなでピンポンの方から質問がありまして、一方的に時間の短縮をされたということで文句が出まして、たしか総務委員会の山脇委員長が交渉されて、その当時は時間がちょっと長くなったんですね。そしたら、今年の4月から、またその時間がもとに戻りまして、今現在私も行っておりますけど、運動のためということで行っておりますけど、今年になってまた開催を、こういう資料が出ておりますね。それで、その出る前、会員が80名おら

れるんですよ、80名。ほんで、これではもう40名なんですよ。40名来たら、もうそこで締め切りなんですよ。その前は2人で、4人で組んでしよったりとか、いろいろされとったんですよ、来た人らで苦労して、みんなで。今度から厳しくなりまして、時間が短くなって、それで皆さん方が、町はそういうことは知っとるんやろうかと。町民の体育館やけえ、我々は健康のためにピンポンをしよう来とうとに、病院代とか、そこら辺を使わんように運動しに来よんのに、何もこのただ40名ということで、それと80名の方は保険金払うてあるんですよ、受け付け時点でね、保険金を。保険金安いでしょう、年間通してですからね。安いでしょけど、保険は掛けようは、行ったら締め切りと、ピンポンされませんよいうて帰られた。

そこら辺は、今はやっぱり年寄りに対しては、もう少し温情ある方法をとってやらないとですよ。卓球台が40人分しかないというなら別ですけど、卓球台はあるというようなことやないですか。そしたら、やっぱり各公民館でされようゆうゆうサロンとかなんとかには、金突っ込んでしよんしゃあわけでしょう。これは、お金払うてしに来ようですよ、みんな。病院、自分の健康を保つために。そしたら、もう少し、そんな厳しいことばかり言わんで、もうちょっとこの人たちの声も聞いてやらないといかんっちゃないですか。私は、そやけえ、自分がしようけえ、今までは言いませんやったけど、今度特にぶつぶつぶつぶ皆さん言われております。41人目来たら、もうだめというようなことで、ほいで保険が、保険の証書か何かありますかって尋ねられたら、この紙切れ一丁ですよ、やんしゃあのが。やはり、保険となると、保険の説明書か何かやらないと、保険金は取っとって、これだけですよ、たったの。それは、もうちょっと余りやないですかね。ぜひともその辺を改良していただいて、運営していただきたいと思います。

時間もないので、この辺で終わらせていただきます。

(4番 太田健策君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時33分)

(再開 午前11時45分)

◎議長（進藤啓一君）

再開いたします。

7番田川正治議員。

(7番 田川正治君 登壇)

◎7番（田川正治君）

議席番号7番、日本共産党田川正治です。通告書に基づき質問いたします。

一般質問に入る前に、現在国会で審議されてます戦争法案について発言をいたします。

先日4日、国会で、戦争法案に対して衆議院憲法審査会で立憲主義をテーマにした招致された参考人、憲法学者3氏がそろって集団的自衛権行使を可能にする戦争法案について、憲法に違反すると認識を表明いたしました。自民、公明、次世代推薦の長谷部恭男教授、民主党推薦の小林節名誉教授、維新の党推薦の笹田栄司教授など、与党も含めて合意した参考人全員が集団的自衛権が許されるという点は憲法違反だ、海外に戦争に行くというのは9条、とりわけ2項違反だ、従来の政府の解釈を踏み越えてしまったので違憲だと全員が違憲の判断をしたことで、戦争法案の違憲性がより鮮明になりました。

直近の世論調査でも、共同通信では、安倍政権が法案を十分説明してるとは思わないが81.4%でした。テレビ朝日では、廃案にすべき、今の国会にこだわらず、時間をかけて審議すべきが82%です。国民の8割以上は、今国会での成立には反対の声を上げています。アメリカの行う武力行使の戦闘現場に参加して、集団的自衛権の行使を伴う戦争法案によって、自衛隊を初め、若者、子ども、孫までが戦場に行き、殺し、殺される国にならないためにも核兵器廃絶と恒久平和宣言を決議した粕屋町として、町長を初め執行部も、町民から負託された町会議員、私たちもその責任を果たしていくことが今こそ強く求められると思います。

以上を述べまして、質問に入ります。

まず最初に、新入学児童の援助の拡充と改善について質問いたします。

就学援助制度は、教育を受ける権利と、義務教育の無償を定めた憲法26条と教育基本法に基づいて、経済的に困難を抱える小・中学校の児童のいる家庭に学用品や学校給食費などを市町村が援助する制度ですが、この立場に立って、次の項目について町の努力で入学前の援助や就学援助の改善を求めます。

1つ、入学貸付金制度について質問いたします。

失業や倒産などの借金を抱えて経済的に困っている、入学前に準備するための費用が工面できないという家庭が増えてきていると言われてます。入学前に貸し出す制度が必要であります。現在、就学援助制度、ありますけど、学校への申請が入学後になり、援助金が支給されるのが1学期の終わりごろ、このようになります。入学式に間に合わないという状況であります。入学前に購入する学用品、ランドセル、体育着などの費用に充てる入学準備金の貸付制度、実施を検討すべきと思いますが、答弁を求めます。教育長。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

今、田川議員おっしゃいましたように、学校教育法第19条ですね、就学援助は。経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないという学校教育法第19条にのっつての田川議員のご質問であると思いますが、入学準備金の貸付制度の実施をということですが、これにつきましては粕屋町も必要な援助を行ってるところですが、具体的には学校教育課長が答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

現在、粕屋町では就学援助の入学準備金といたしまして、小学1年生は1万9,900円、中学1年生につきましては2万2,900円を支給しておるところでございます。福岡県の事業といたしまして実施しております貸付制度といたしましては、小・中学校入学時に母子家庭、父子家庭の世帯の就学支度金の貸し付けがございます。市町村単独で小・中学校入学準備金貸付制度を設けているところは、現在ないようでございます。先ほどご説明申しました県の制度等をご利用をさせていただきたく、町単独での貸付制度は、現在のところは考えておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これは、町レベルのところも実施してると思いますが、私は栃木県の日光市がこの入学準備貸付金を行ってるということを知ることができまして、小学校が5万円、中学校10万円ということで、貸付期間1年以内ということになってると。就学援助が認定されれば、貸付金と相殺する制度ということになってるということでした。そういう点では、小・中学校の貸付金制度は県内にないということでありまして、高校の奨学金制度というのは福岡県内にもあるんです。粕屋町では、これは実施をしていないということにもなります。

福岡県内では、この高校の奨学金制度が60自治体のうち10自治体で実施してると。那珂川町も実施してるということです。貸付制度は25自治体で県内42自治体、須恵町も実施してるということです。そういう点では、高校のこういう奨学金制度も含めてですけど、私は県内で小・中学校で制度をつくってるところはないというこ

とでありますけど、いずれにしても小・中学校、高校なども含めたこういう奨学金制度をつくっていくということを今後検討していくように求めたいと思います。

次に、就学援助の入学金についての質問であります、入学準備金。

福岡市が今年1月から小・中学校に入学予定の就学児童に対して、入学前に前倒しして支給する制度を開始しております。手続が、就学援助申請を1月末までに提出すると。認定された場合、3月中旬から下旬に向けて保護者の口座に振り込まれるというものです。非常に喜ばれてるということです。ですから、入学後に申請した人でも、この入学準備金、その後に支給されるということはあるわけですが、いずれにしても私は、この先ほどの入学貸付金の制度の問題は、今後検討ということにもしてもらいたいわけですが、この予算についても特別支障があるわけでもない、今出してる分、就学援助、それを前倒しするということでありますので、ぜひ実施できるように求めたいと思いますが、答弁求めます。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

就学援助の際の支給時期につきましては、学期ごとに年間3回に分けて現在支給をしておりますが、この入学準備金も1学期分に含めて保護者に支給をしている状況です。

ご質問いただいた支給する時期を入学前にということですが、調査をいたしましたところ、現在糟屋地区では前倒しして支給している市町はない状況でございます。お隣の福岡市では、27年度の入学から入学前の支給を実施してあるようでございます。粕屋町も含めまして糟屋地区では、まだ前倒しの支給を実施しておりませんので、前倒し支給を始めた場合、田川議員が申されましたように、入学前に転出をされた場合に転出前と転出先のどちらの市町村にも申請が可能となり、重複の受給が可能になるということが懸念もされます。この場合、粕屋町から転出されるご家庭に対しまして、返還の申請や督促をしていく必要が生じます。こういった課題があり、またどう対処していくのがいいのか、また周辺自治体の状況も勘案しながら、制度的な面も含めまして見守ってまいりたいと考えております。ご理解を賜りますようお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今、2つの入学前の子どもたちに対する援助の手を差し伸べるということを提案したわけですが、今後ほかの福岡市の実施してるところなど含めて、ぜひ研究して

もらいたいというふうに思います。

次に、就学援助児童に対してクラブ活動費、PTA会費、学級費などの援助制度について質問いたしますが、これは今まで私は2回質問しておりまして、3月議会に私が一般質問したときは、町長は、貧困の連鎖ということが問題になっており、町で支援できる範囲内、教育委員会と十分に協議して、どの部分に手当てが必要なのか検討したいと答弁されました。その協議の経過などについて報告を求めたい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

教育長のほうから答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今田川議員おっしゃるように、去年の6月議会でもこの案件やったですかね。3月議会でもクラブ活動費等々についての口座振替についてご質問があったと思いますが、クラブ活動費っていうのは実際各校バラバラでして、小学校ではクラブ活動費ほとんどとっておりませんし、中学校ではクラブ活動ってあってません、部活のことですよね。部活も、文化クラブに入るとほとんど経費は要りませんが、野球とか剣道とかやと道具代で相当かかりますし、そういうことでは非常に問題を抱えているということで、かつては16年度までは国の補助金として支出されておりましたけども、17年度からは交付金支給になっておりますので、いかがなものかなということで検討中でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

私2回質問をする中で、ほかのところの自治体、この実施をしてるところについても研究をしてもらいたいというのがあったわけですが、教育長のほうは今県内でどこが実施してるということを認識されておりますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

県内の実施は、調査しておりません。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

先ほど、高校の奨学金制度の問題、那珂川が実施してるということを話しましたが、この3つの援助制度については、那珂川町も実施してるんですね。県内で5自治体あります。那珂川町や小竹町は、クラブ活動、生徒会費、PTA会費と合わせて校外活動費の宿泊費も援助してるということですね。小竹町では、体育実技用具費、通学費まで負担してるということです。

ですから、先ほど言われましたクラブ活動費などの費用が、それぞれの扱いが難しいというようなことを話をされてますが、こういう実施してるところの内容についてもよく研究して、そして行うように、するようにしてもらいたいですね。那珂川町は、今言いましたように、粕屋町と同じような状況ですね、福岡都市圏、単独で市政を目指そうという、そして子どもが多いというような、そういう状況の中でも町としての対応がこういう形で制度化されて出てるということになると思いますね。私も、これは何度もこの中で、予算の金額も含めて言ってきました。この対象者数は、私が持ってる24年度の準要保護児童数579人、1人1万円として約500万円あればできるんですよ。これも何度も言いますが、国がそういう制度を実施していくようにということなども含めて言ってる中での制度化の問題なんです。これは、保育所の問題も含めてですけど、一般財源で入ってくるということで、なかなか町の財政の使い方苦勞するという、どちらにどうふうを使うかと、これが後回しになるという形になっと思うんですよ。そういう点では、今言いました予算を確保するということを全体の中で考える必要があると思いますが、町長の見解を。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今実施団体のご紹介もありましたので、もっと詳しく調査をし、検討いたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

ぜひよろしく申し上げます。

関連して質問をしたいと思いますが、これは就学援助の問題でありますので、それともう一つは、生活保護との関係でもこの就学援助の適用基準が問題としてあるわけですが、今就学援助の申請基準が7項目あるわけですが、その中の一つに前年

度中の平均月収が生活保護基準、生活費の1.3倍の基準というのが一つの基準になってるんですね。これは、今この倍率でなっとるんですかね。それ確認のために。課長のほうから。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

粕屋町の場合は、田川議員がおっしゃってるように1.3倍の基準で行っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

倍率については1.5倍のところもあって、1.3倍になったり1.2倍、1.1とかという形で下がっていく方向というのが全体的にやられてる状況なんですよ。片一方では、今度は先ほど言いました生活保護費はどんどん下がっている。生活保護費が下がっていけば、その倍率が下がる。金額、総額もですね、ということになっていくんですね。そういう点では、生活保護費が昨年から3年間で平均6.5%引き下げられる。最大で10%ということで、これは生活保護受給者の問題だけじゃなくて、就学援助との関係でも影響が来てるわけですね。そういう点では、今から消費税が10%になり、上がるということになどの、8%になったというようなことなどを考えれば、申請基準を1.5倍に検討していくということが必要だと思いますが、これについて答弁求めたいんですが。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今おっしゃられてましたように、消費税上がるという見込みで検討していきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

次に移ります。国民健康保険税の引き下げについて質問いたします。

政府は、国保料が高過ぎるという国民の声に押されて、今年度予算で1,700億円の国保支援策を打ち出しました。この予算措置の財源をどう使うかというのが1つあります。私は、福岡県でも8番目に高い国保税を引き下げると、1世帯1万円引き下げるということは何度も今まで、予算の5,000万円あれば1世帯1万円引き下



げられるということを提案してまいりました。それとは別に、今回のこの国からの財政支援を使うということについてであります。

これは、平成26年6月1日現在の滞納者対策に関する調査資料、これを見せてもらいました。そしたら、粕屋町の国保の加入世帯5,127世帯のうち滞納世帯が700世帯、13.65%いるということです。病院で診察を受けるための短期保険証が必要な人が出てくる、1カ月しか使えないのもあります。こういう人を含めたら388世帯という資料がありました。今回、この財政支援の対象になると考える低所得者は、社会保障推進連絡協議会、これは福岡県で各団体が入った協議会の団体ですが、この団体が行った自治体アンケートでは、2012年の資料で757人対象者がいるというふうに記載しております。これは低所得者層、100万円以下が487世帯、100万円から200万円以下の人270世帯ということです。合わせると757世帯。200万円以下の人たちがこれだけおるといことですね。政府が発表した低所得者に対する支援の対象になる人の所得とか、これをどのように使うようにするのかということがありますが、国からの財政支援の金額、1つはですね。2つ目は、支援対策の低所得者世帯数について、まず答弁をお願いします。町長か担当。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

1万円の下げについてだと思えます。これは、国民健康保険はもうご承知のとおり、恒常的な赤字をしております。昨年9月に今までの赤字解消のために2億3,100万円ほどを9月補正で入れました。それで、一応今までの赤字の解消をしましたけども、なおかつ単年度分で4,000万円の繰り入れをしております。

ただいま田川議員のほうからも、国の財政援助ということで組まれておる金額でございませうけども、これは平成30年を目途に広域化をするということになっております。そういったことから、今後はできるだけ繰り入れは控えながら国の動向を見ていきたい。これはどこも、粕屋町だけじゃなく、どこも大きな負債を、国保の負債を抱えております。国がどういうふうな対策、その負債に対してどういうふうな対応、対策をしてるのかということも見極めながらやっていきたいと、あと二、三年のことでございませうので、しばらく国保についてはこの状態で運営をさせていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

町長が言われてるのは、町としての予算を使って国保税どう引き下げるかとい

う、私が質問した内容についての回答だと思うんですが、もう一つ、今本題で質問したのは、国からの財政支援が来てるんですよ。これは、先ほど言いました国保の低所得者層に向けて使えと、使っていいとなつとるんですね。だから、この金額がどれだけ来てるか、これはもう3月議会からでも全国では問題になって、これの使い方について審議されたりしてきてるんです。ですから、これについて聞きよんです。どのくらいの金額があつて、世帯数は、さっき言うように200万円以下の人たちが757人おるわけですから、この人たちに使うようにしないかということをご提案してるんですけど、その点について。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

細かい部分でございますので、住民福祉部長のほうから答弁をいただきます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

国の関係だと思いますが、平成27年度から1,700億円を投入し、現行の補助割合を引き上げるとともに、2割軽減対象者にも補助を拡充することとなっておりますが、これが田川議員が言われる財政支援金のことだと思います。現時点におきましては、詳細な通知等は来ておりません。それで、わかりかねますが、平成27年度からの財政支援の拡充につきましては、これまでの国庫補助の上乗せでありますので、これまでと同様に法定繰出金として国保事業の安定的な運営のために活用し、年々高騰する医療費に対して、赤字補填目的の一般会計からの繰り入れに頼ることなく、これ以上の保険税負担の伸びの抑制をしていきたいというように考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これは、政府が広域化をするためにこの補助金、支援金を使えというもう一つの自治体に対して言ってる趣旨なんですよ。私が言ってるのは、これは政府でも、今回の財政支援で被保険者1人当たり年1万円の効果があるということまでも説明してるんです。ですから、必ずしも一般財政の繰り入れを抑えるために使うということじゃなくて、一般財政は今まで言われたように、町長も述べられたように、繰り入れながらしてきてるんですね、赤字補填。これは、どこでもそういう状況のところの自治体は、赤字補填もしながら保険料を上げられないようにすることを含めてや

ってきてるんですよ。それはそれとして、今言いました保険料引き下げのためのほうに使うということを私は提案してるんですが、再度そのことについて、住民福祉部長、もう一度。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

大変申しわけありませんが、現時点におきましては国のほうから詳細な通知等が来ておりませんので、ちょっと現段階ではわかりかねます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

2番目の質問の分とちょっと関連しますので、2番目の質問をします。

粕屋町の国保税、給与所得200万円を超えて225万円になった場合、40歳代2人の4人家族、子ども2人、44万2,000円かかるんです。だって、所得の2割ですね。これは、もうほかのもそうです。ずっと今までそれが続いてきて、年齢、大体所得に対する支払い額は2割ある。2カ月分の給料に当たるとということなんですよ。

今回、先ほど、私も補正予算が今度2,000万円出されてるから、これがどういふふうに使われとんのか、使おうとしてあるのかちゅうのはわからないのもありますけど、補正予算が2,000万円を使うということでの中身とあわせて軽減税率の2割軽減、5割軽減、こういうものに充てるということでこの2,000万円を使ってあるとしても、221万円所得ぐらいまでしかその対象にならない。そういう点で言えば、今言いました225万の所得の人たちは44万2,000円、今度の軽減税率の関係には、恩恵に当たらないという状況にもなるんです。

ですから、国からの補助金を、支援金を使って引き下げてやることも検討すべきだということを言ってるわけでありまして、もう一つは、町長にも言いました1世帯1万円引き下げの問題、5,000万円の予算を組んででもするよということと言ったわけですね。そういう点では、今の社会情勢のもとで国保を広域化することによって逃げられるものではないんです、逃れられるものではない。広域化したって、県が金額決めて、保険料を出せということになって、それで徴収率が悪かったら、その分ペナルティーが来るとかというのは、もう同じ内容なんですよ。徴収義務は町に責任を負わされるということですから、広域化は何ら役に立つことはないというのは、私の見解なんですけどね。いずれにしても、このまま30年待つということじゃなくて、平成30年まで待つということじゃなくて、今の時点でもこのことについては非常に町民の国保加入者の人たちに対して、特に低所得者に対して負担

軽減につながるので、ぜひ検討してもらいたいというふうに思いますけど、町長の見解。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

国からの通達が詳細来ておりませんということでもあります。よく国からの通達を、どういった内容の、おっしゃる225万円以下のものについての対応について、国からの指示に従って調整をしていきたいと思います。それまでしばらくお待ちいただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、子ども・子育て支援新制度の問題点などについて、対策を質問いたします。

4月から子ども・子育て新制度、導入されまして、しかし、今までの児童福祉法第24条の内容の趣旨が24条1項で示されて、保育の実施責任、これについては自治体にあるということが明記されております。新制度によっても、保育の現場で保育士やら保護者、子どもたちに混乱が生じているんじゃないかというのが全国的にも心配されてるところであります。

この点について報告をまず、それで1番目の待機児童の数についてですが、国は今年度から待機児童の基準を緩和するということで報告を求めているわけですね。そういう点では、届け出保育所に入ってる人とか小規模保育所、育休の人たち、こういう人たちは待機児童に入れなくていいというふうなことで過小評価する、そういうことを国は提出を求めさせて、実際待機児童が解消していきようやないかということを行おうとしてるんです。これは、もう横浜で起きてから、もうひどい事態が生まれたということなどが言われて、子どもの安全・安心なところでの保育は保たれるのが危うくなるということなどが言われてることが出てきてるんです。

そういう点で、現在の町で県に報告する、これ4月に報告をしてると思いますので、事業計画など含めて、この中には待機児童の数なども報告せないかんようになってると思います。なっとりますので、この待機児童の数について報告してもらいたいのと、もう一つは入園時のときに、私もはこぶね保育園と星の子保育園行ってまいりましたが、どちらも定数を割っておって、まだ十分入れられますよっっちゃうて園長さんは言ってありました。粕屋町の待機児童の解消のために貢献しますと

いうて言われておりました。ただ、待機児童のゼロ歳児とか2歳児までが入れないというのがあって、これが小規模保育とか居宅型の保育所とかこういうのに、認可保育所以外のところに回されるというようなことなどの問題などもあったりして、全国的な問題になっとんです。粕屋町の場合は、そういうことはないみたいですが。そういう点で、それぞれの2つの今回定員枠が現状ではどこまでいってるのか。もういっぱいになっとるのかどうかということ、2つ、待機児童の問題と2つの保育所の問題についての答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長のほうからお答えしますけども、届け出保育所、これゼロ歳児の死亡の関係でございますけども、7割が届け出保育所での事故というふうに聞いております。できるだけ、やっぱり認可保育所に預けられる体制を組むべきであろうというふうに思ってます。あとは、住民福祉部長のほうから。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

待機児童解消のために27年4月から町内、星の子保育所、それからはこぶねの認定こども園さん、解消させていただきました。ありがとうございますということです。

まず、粕屋町の待機児童の現状でございますが、去年は80名ありました。本年4月1日現在では22名でございます。星の子さん、それとはこぶねさん、星の子さんが定員は180名でございます。はこぶねさんは80名。この2園の開園によりまして待機児童の解消を期待したところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、22名の4月1日現在でございますが、待機児童はいらっしゃいます。

待機の要因についてございますけど、ゼロから3歳までのお子さんの待機が多くなっております。また4歳5歳に空きがあっても入れないといったような場合や、兄弟、姉妹同時に入りたいが、両方の年齢の空きがある園がないといったような保護者のさまざまな個別の保育ニーズと、園の受け入れ状況のアンマッチによるものというふうに考えております。今後も適切な待機児童対策を行ってまいりたいと思います。

それから、田川議員が言われたように、町のほうでも園長会等々を定期的で開催しております。星の子さん、それからはこぶねさんにもまだあきがあるということは十二分に認識はいたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今、安川部長が言われたのは、先ほど私が言いました認可保育所に申し込んで入園できなかった児童数、22人と思うんですね。私は、これは県が、国が求めている数ですね。何度も私は言ってるんですが、認可外保育所、いわゆる届け出保育所、これは今152人、去年の分の資料で見たら入ってあるんですね、在園されている。いうこととか、育休で休んだ人たちの子どもは入れないという人たちもおるんですよ。そういう点では、やっぱり200人ぐらいおるんじゃないかと思いますね。そういう認可保育園に入りたいという人たちがおると思うんですね。

私は、何でそれを言うのかというのは、先ほど言いました児童福祉法24条1項では、認可保育所に対しては町が責任持つ、自治体がということが今度の新制度でも強調されとんですよ。もう認可保育所やないで、それ以外のところの保育所が、先ほど言いましたベビーシッターのような形での保育所が乱立して、そこにもう入れてしまったから待機児童はなくなったということでなくて、そういう方向じゃなくて、認可保育所としての待機児童を解消していくちゅう方向が求められとるのであわせて、今後対策を立てていく必要があると思います。

そこで、中央保育所で兄弟を一緒に保育してほしいと、先ほど安川部長さんも言われましたけど、こういう人、ゼロ歳児、3人申し込みされてるんですけど、保育所へ入れない。なぜ入れないのか。これ私、前の質問のときも言いましたが、保母さんがいない。保母さんがいたら、3人は1人の保育士がおればできますよと言われてるんですね。だから、待機児童になつとる分の関係で出てきてる育休の人も含めてですけど、もうそういうところも含めて、どう保育所に入れてやるかということだと思いますし、兄弟一緒に入りたいというのは、もう当然ですよ。片一方は仲原、片一方は中央とか、認可保育所同士であったとしてもですね。そういう形じゃなくて、同じところに保育士を増やして入園させてあげることが私は大事だというふうに思うんです。そういう点で、このことについて町長の見解ですね。答弁求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

今、保育士は大変な引っ張りだこでありまして、条件競争というふうなことにな

って、もうもともとの保育士自体が足りない状況です。それで、町内からじゃない、他町からもかなりの嘱託、臨時の保育士に来てもらってます。今後も預けられるように、保育士の獲得に全力を尽くしていきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

よろしくをお願いします。

それで、これは前回一般質問したときに、宇美町が嘱託の人たちとか臨時の人たちを給料を上げたことによって、粕屋町からでも行きよう人がおるっちゅう話が話題になったのがあったのを説明したんですが、それが今回は園長さんに聞いたら、粕屋町でも上がったので、上げてもらったので、とどまった人もおりますというて言われました。それは何でかって、条件がよくなれば、それとやっぱり給料を含めて保証ができる、ほいで宇美町は正職になっとる人たちもおるんですよ。だから、保育所の人たちの試験とか、いろいろしてあるということも聞いておりますけど、やっぱり積極的に正職にしていくということが保育士を確保できるし、そして待機児童をなくしていくことにもつながっていくということになるわけで、そういう点でぜひ今後も検討してもらいたいというふうに思います。もう一度、ちょっと、もうよろしい、町長。ちょっと再度。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ご要望にお応えできるように頑張ります。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

次の質問は、保育所の必要性で1号、2号、3号認定というのが決められるんです。これ今年から制度がそういうふうになりまして、ですから町に認定をしてもらいに行かにかいかんのですね、認定。そして、認定してもらった後でその区分のところ自分が認定書を持って、保育所に行かないかんですね。

これで1つ、私も聞いてなかなか大変だなと思うたのがあります。これは仲原保育園に行ったら、短時間保育になった人がおるんです。今までは標準時間、7時から19時まで、延長保育やら含めてお金を払って預けられてた人が、なぜか手続き上の間違いっちゅうか、十分な手続きが、お互いが理解できるということがないまま

に終わったんかかもしれませんが、保育所に行ったら、そんな短時間ではありませんと、私は通勤時間を入れて働きに行ったら8時間ではとても困りますということで、再度申請をし直して、そして標準時間、11時間ということになったという話を聞きました。これは8時間認定、短時間認定にされたからちゅうことだけでそれが認められないということも含めて、条件がいろいろあれば町に対して不服審査もしていいと。それに基づいて再認定してもらおうということもできるんだというのがあるので、これが活用された結果だというふうに思うわけです。

そういう点では、この保育の現場も含めて、また認可外以外のところは直接持って行って、そこで話し合いになります。例えば、はこぶねとか、はこぶねのほうはいいとか。例えば、そういう直接持って行って保育所と話し合っ、金額と時間を決められないかんという制度にもなっておりますので、非常に難しさがあって混乱してるということでしたけど、この点について部長のほうに、認定の中で町の対応とか、園とかの中での問題点があって解決したちゅうか、対応、対処してきたということなどあれば、説明、報告をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

お答えをいたします。

短時間保育、それから標準時間保育の現場の状況ということでございますけど、4月の制度変更直後には、やはり現場の保育士さん、それから保護者の方々の戸惑いの声もあったというふうには聞いております。3月議会でも、安河内前課長が答弁させていただいたと思うんですけど、保育短時間に区分された場合でございますが、基本的には9時から17時の8時間が利用可能時間でありまして、それを超える場合には延長保育となりますけども、粕屋町におきましては、保護者に9時以前や17時以降の勤務実態がある場合などには保育標準時間での利用を認めるなど、実質的な保育の必要性を勘案して柔軟な対応を行っておるというふうに聞いております。それで、大きな問題はなく、現在は皆さん落ちついていられるんではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

問題ないということですから、現場で起きてたり、保育士の人たちとか保護者の人たちがこの内容について戸惑ってるというのは、もう間違いはないんですね。だか



ら、私たちもそうですけど、今度4月からどういうふうな形で保育所、保育現場がなるのかっていうのはありました。そういう点で、今後いろいろ手を尽くしていくことが求められると思います。

ちょっと確認をしたいんですが、町で認定した短時間保育認定者は何人になつとるか、わかれば報告をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

子ども未来課長のほうから答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

短時間と標準時間のそれぞれの認定者、人数が何人かというご質問だと思います。

済みません、今手元にその分資料を持ってきておりませんので、後日報告させていただければと思います。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

わかりました。じゃあ、そのようにお願いします。

この内容については非常に難しさもあったので、先ほども言いましたように、短時間認定された人、この人たちが一番戸惑ってるんですよ。それぞれ17時以降、9時から17時までの保育の場合は、17時以降が30分ごとに150円払うということになってるんですね、短時間保育の人が。今までどおり7時半から19時まで預ければ1,050円ですから、朝の間と夕方の方の間の時間の150円掛けた時間帯の分が延長保育で取られるということになるわけなんですね。

こういうことも含めてが、十分やっぱり本人、保護者の人たちも理解ができない状況などあったりして、混乱起きてるっちゃうことなどを聞きましたけど、保育所の現場でこの時間帯について幾らです、幾らですというて書いたのを皆さんに、在園児と就園児に渡したということを言われてました。そうしないと、話しただけではなかなかわからないので、文書、私ももらっとんですけど、文書を書いて、何時から何時までやったら幾らかかりますという短時間保育の人たちもわかるようにこれを見せて、そして理解してもらって子どもさんを預けてもらってるという人たちもおるといことが言われてました。そういう点で、今からもいろいろと微に入り

細に入りで、そういう点での協力च्छゅうんですか、援助してある必要があるというふうに思います。

もう一つ質問いたしますが、次に、町立保育所の改修、増設、老朽化対策について、どうしたらいいかということなど私も考えながら、いろいろと教えてもらいながらやってるわけですけど、今までの町立保育所の施設整備費は、ここに書いております事業費の半額、地方債、その他元利償還を地方交付税で措置すると、この制度を使ってやってきていたのかということについて、まず説明を求めたい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

まず、町立保育所の増設、老朽化対策計画、これからよろしいでしょうか。申しわけありません。

平成17、18年度の三位一体の改革に伴いまして、一般財源化されました補助金等にかわって認められた地方債を町立保育所の増設や建て替えに活用できないかというご質問だと思います。これにお答えをさせていただきます。

この地方債の制度の内容であります。町立保育所の建設等事業費のうち、一般財源化されました次世代育成支援対策施設整備交付金の基準によって対象事業を決定し、旧交付金の補助率である50%について起債を可能とするとともに、その元利償還額を後年度の交付税の基準財政需要額に算入するものというものでございます。交付税による措置率は、実質、起債額の70%となっておりますので、対象事業費に対して交付税で返ってくる率は35%ということになりまして、残る65%が町の財政負担となります。

それから、今まで建ててきた町立保育所は、この財源を活用したのかということでございますが、これについては、私はちょっと今把握をしておりません。大変申しわけありません。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今、部長のほうから説明がありましたように、三位一体改革で町立保育所の改修費など、一般財源化されて運営費も増えてということで、町でその予算を組んでや

らないかんということなどがあって、老朽化した保育所の建物もお金がないからできないということなどを含めて言われてきておるわけですね。ただ、保育所の施設整備費が今までこういう制度を使ってやってなかったら、この制度を使ってやってみたらどうかということも含めた提案なんですけどね。結局、お金が、町としての予算をどう増やすかという点では、保育所そのものの建設計画、来年度からそういうのも含めて公共施設の整備計画を立てていく中で予算も伴ってくるわけなんですよね。そういう点で言えば、今言った施設整備費というのを国の割合で出してるものを使うようになるのか、別の予算の枠の使い方をすることかっちゃうのがあると思いますけど、そのあたりのことについては、今現在での予算の執行の方向っちゃうんですか、使い方。何か国のそういう補助制度も使ってのやり方については、何か考えてありますかね、来年に向けて。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今田川議員がお話しになった国の公立でやる場合の起債等の関係等々もしっかり研究をして、施設整備の関係で今、今年2月までに公共施設等の総合管理の計画が出てきますので、当然該当する、中央保育所もその該当に入ります。十分な検討をしながら、より効率的でより経済的な方向を見出してまいります。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

町が出しました第5次総合計画の中で、子育て支援に関する施策に対しては、改善度と満足度はやや高いが、今後の取り組みの重要度も高く、本町は子供や子育て世代が多いことから、子育て支援をさらに充実させることが求められていますとしますね。

そして、2番目に重要度が高いと、これはもういろんな諸資料を見ても、当然のことだというふうに思うんですが、そういう点では子どもたちも私立保育所と比べて建物が古いということが話題になるといいますか、やっぱり子どもも、いや、あっちの保育所のほうが新しいねっていう、そんな話が出たりする。中央保育所も、途中で工事がとまっとなねっていう話にもなっただけですが、これについては、今ずっと残った分を補修してもらってる、屋根のほうの防水工事ですね。非常に保護者も子どもたちも、新しくなるよって喜んでるんですね。そういう点では、やっぱり早く町立保育所の建てかえも含めて、方向性を決めていく必要があるというふうに思います。

それと、今緊急に急ぐべき問題としてあるわけですが、雨漏りの解決っちゅうのはなかなか難しいのでしょうか、中央保育所の今言われてる防水工事をしてもらっとるけど、防水工事したところの部分から、もう前から、4年前ぐらいから屋根からダッと雨が落ちよるんですね。それを聞いてみたら、まだ変わってないって言われてましたね。だから、どこから流れてくるのか難しい、これは建築上の問題でいろいろあるかもしれないですが、という状況なんですよ。それで、そういう点じゃあ、本格的な雨漏り対策なども含め、排水口については仲原保育園でも言われてましたけど、排水口の詰めが詰まって往生しておりますけんね、それなどもあります。フローリングのこのめくれ、壁のめくれ、これは私たちも厚生常任委員会で行ってから現地を見たりしてわかったわけですけど、こういうのを、次の施策を、建て替えとかを含めた公共施設の整備計画を立てるということを待つのでなくて、当然急いでやってもらいたいというふうに思うんです。そういう点で、現地の状況でチェックしてもらって、何と何が問題で今あるのかと、工事含めて予算化せないかんのかと、建物についてですね。それと、保母さんの問題も含めてあります。そういう点での急いでやってもらいたいと思いますが、それともう一つです。

23年度に待機児童解消のためということで設置して、ゼロ歳児を、仲原保育園のことですけど、分園方式で民家を借りて、そこに保母さんと子どもを預けるという形をとってるんですよ。そのときは、補助金の関係もあり、いろんなことから見て、それが一番その時はその方法もいいたろうということで設置されたんですよ。それが、そのときからも問題になってたんですが、避難時どうするかという話もあってありました。避難時になるとときには問題だっちゅうことで、大きな乳母車の、4人ぐらい乗せて動ける分を買ってもらったりっていうことがあってるんですけど、それでもやっぱり不便と、分園は。そういう点で、仲原保育園に増設して子どもを、ゼロ歳児を入れるというのを、改修も含めて、増設してできないなら改修も含めてすべきじゃないかというふうに関係者からいろいろ話を聞いて思ったんですよ。そういうことも含めて、再度町長に。特に、仲原保育園の分園の問題について、ちょっと。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

中央保育園につきましては、子どもを安全にお預かりするというのが私どもの一番第一義的に対処すべき問題でございますので、危険箇所については再度点検いたしまして、改修をしてまいりたいと思います。

また、仲原保育園の分園につきましては、これは中央保育園と余り、もうほとんど

ど1年ぐらいしかかからない年数がたっております。もう今の施設に増設するというようなことじゃなくって、抜本的に物の建て替え等を含めて検討すべき課題だろうと思います。今後、前向きに前向きにこの2つの問題は考えて、優先順位もできるだけ早い時期にそういったことができるように、対策を講じてまいります。どうぞよろしくご理解いただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

どうぞよろしくお願いします。

いずれにしても、私この保育所の問題も幼稚園の問題もそうですが、自治体が責任持って保育義務を果たしていくという問題、幼稚園については教育基本法の問題もあると思いますけど、教育の関係がありますから、そういうのがあると思いますけど、いずれにしても公立で、町立でその役割を果たすというこの新制度のもとにおいても、明記された児童福祉法24条の1項を本当に手に持って、逃がさずといいますか、離さずといいますか、やってもらいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

（7番 田川正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩とさせていただきます。

（休憩 午後0時45分）

（再開 午後1時30分）

◎議長（進藤啓一君）

再開いたします。

1番木村優子議員。

（1番 木村優子君 登壇）

◎1番（木村優子君）

議席番号1番木村優子です。通告書に従って質問いたします。

まず初めに、今月国立がん研究センターは、がんによる死亡者数を2015年までの10年間に20%減らす国の目標について、達成は困難との見通しを明らかにしております。目標を達成するには、喫煙率を2005年の24.2%から半減させ、同じく20から30%台だった胃がんや肺がんなどの5大がんの検診受診率を50%に引き上げることが必要とされました。主要5大がんとは、厚生労働省ががん検診の効果が科学的に証明されていると検診を推奨しているがんであります。国民の2人に1人が発症し、3人に1人が死亡すると言われていたがんの早期発見に非常に重要ながん検診

について、またその対策について、5大がんに絞って順次質問をいたします。

1番目の質問に入ります。

町が行っているがん検診についてです。胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、それぞれのがん検診で町が目標としている受診率及び現状をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

がんの検診、それからがんについて、今木村議員がおっしゃったように、3人に1人ががんで死亡すると。もう随分前になります。10年の間にがんの撲滅は射程距離になったといった話もございました。しかし、あれからもう20、30年たつと思います。なかなかがんは絶滅が難しいようでございます。

詳しい内容については、住民福祉部長のほうからお話をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

それでは、粕屋町が目標といたします受診率及び現状についてお答えをさせていただきます。

第2期健康増進事業計画、健康かすや21でございますが、目標受診率を胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がんの検診については35%、乳がんの検診につきましては40%と定めております。平成26年度の受診率でございますが、胃がん検診は20.7%、肺がん検診26.5%、大腸がん検診26.4%、子宮頸がん検診31.7%、乳がん検診36.3%となっております。福岡県の平成25年度の受診率は、胃がん検診が5.9%、肺がん7.8%、大腸がん8.24%、子宮頸がん19.15%、乳がん検診では15.76%でありまして、粕屋町は県平均を大きく上回っておるところでございますが、粕屋町が目標とする各種のがん検診の受診率には達してはいないということでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

それでは、そのまま次の質問へ参ります。

2番目の質問のがん検診に対する予算及び決算額についてをお聞きいたします。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

がん検診に対する予算及び決算についてでございますが、平成26年度予算では3,072万7,000円、予算でございます。同決算の見込みは3,010万7,286円で、その執行率は97.9%になるのではないかと見込んでおります。支出の内訳といたしましては、各種がん検診の委託料がほとんどであります。すこやか健康事業団及び福岡県医師会への委託料が主な歳出となっております。今後も、人口の増加、それから高齢化等によりまして、このがんの検診事業費の増額が予想されるというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

今予算と決算額についてお尋ねをしたんですが、予算額についてであります。

今述べていただいた目標を達成するためにそれを受診する、受診率に達成した場合の予算を立てられてこの額というふうに考えてよろしいでしょうか。それぞれが35%ぐらいだったですね。それに対しての予算額ということによろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

予算の立案時期には私おりませんでしたので、具体的にはお答えできませんが、この目標に合わせて予算を計上させていただいてというふうに考えてはおります。予想以上に来ていただくのは、本当はよろしいだろうと、ですね。目標は目標でありまして、それ以上に自分の体をやっぱり守ると、検診は大事だということを啓発しながらより多くの人に来ていただいて、一人一人が健康に、健やかに育つ、生活していただくことがいいんじゃないかと。それに伴いましては、議会の議員さん皆さんのご理解を賜りながら、予算も増額補正をすとか、急な対応をすべきだろうというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

これから、私も提案をさまざまやっていきたいと思いましたので、額についても

お尋ねをさせていただいたところでございます。

次に行きます。

今年度の国保特定健診の案内の中に、粕屋町的生活習慣病の課題という用紙が入ってございました。こういった黄色の用紙が配られてありまして、私も国保でありますので、これが届きました。これを拝見をさせていただきました。この中に、粕屋町の年齢調整死亡率及びがん検診の受診率推移が載ってございました。また、粕屋町の国民健康保険に加入されている方で、一月100万円以上かかる病気で最も多いのががんであるという結果も載ってございました。2年前の一般質問でも取り上げておりますが、日本人の死亡原因の1位はがんであります。粕屋町においても、胃がん及び大腸がん、肺がんによる死亡は、福岡県の中でも高くなってございます。詳しくは、男性においては、大腸がんが県内5位、胃がんは6位、女性については、胃がん5位、大腸がん10位、肺がんが11位となっております。早期発見を行うのに大変重要なのががん検診であるのは、皆さんもご存じのとおりであります。しかし、先ほど質問、答弁いただいたように、受診率においては粕屋町は高いとおっしゃられましたが、20から30%であります。

ここで3番目の質問です。平成20年度から24年度までのがん検診の受診率の推移があります。この5年間のがん検診受診率の推移から執行部の方が考察することをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

がん検診受診率5年間の推移から考察されることということでございます。国の施策としてがん検診推進事業が始まった平成21年度以降では、平成22年度に乳がん、子宮頸がんの受診率が上昇したものの、平成24年度ではやや下降ぎみとなっております。がん検診の料金が無料となるだけでは受診率は伸びないというような現状であります。がんの怖さについて知ることや、がん検診を受けることのできる年齢、受けることができる場所を知ること、がん検診の受診者も増えると思われ

ます。

また、平成26年度は、がん検診や特定健診の予約受け付けの際に、がん検診の対象者、特に、子宮がん、乳がんの対象者には積極的に受診を促したところ、子宮がん検診につきましては、平成24年度28%であった受診率は平成26年度31.7%、乳がん検診につきましては、平成24年度31.6%であった受診率が平成26年度には36.3%まで上昇しております。このことから、今後も積極的な啓発活動を行うこと、検診を受けやすい環境づくりとして、レディースデイ、休日、早朝8時からの検診実施



を継続して行ってまいりたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ここにあります先ほどお見せしましたこの黄色い用紙の中にも、受診率の推移というのが載ってありまして、22年度において5大がん検診受診率がほぼ上昇をしていました。22年度において受診率が伸びているので、何か行われたのかなと思って、次の質問の中にもちょっと、質問をさせていただきたいんですが、何か理由があって22年度に伸びたというようなことがございますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

言われるように、22年度増えておりますですね。ここにもずっと載ってるんですが、じゃあ具体的にどういうふうな事業を展開してきたかというのは、存じ上げておりません。ただ、やっぱり場所を知っていただく、それからこの必要性をとくとくと説いていく、そういうふうな、そしてレディースを設けたり、いろんな来ていただける環境づくり、それからそこら辺を職員が知恵を出して、検討した結果がこういうふうな数字になってきてるのではなかろうかというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

わかりました。

それでは、今答弁いただいた中にもございましたが、受診率を上げようとしてきたことをお聞きしたいのですが、レディースデイとか早朝検診のほかには何かございますか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

庁舎のところで裏でしていただいているんですが、それからサンレイクでも実施をしてありますですね。事業所別にもしてあるような形では、自分としては見てはきておりました。これは、いろんな部分でやっぱり啓発をしていくと、機会あるごとに皆さんに自分の体をもう一度診てもらいましょうよという形でやるべきではなかろうかと思えます。具体的に、個々いろんなやり方がしてあるかもしれませんが、そこまでは掌握をしておりません。申しわけありません。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

これまでにレディースデイを持たれたり、いろんなことを行い、努力なさっているのはよくわかりました。しかし、なかなか目標達成に届かないのが現状で、今までと同じことを行っても、目標に達成するのは困難かと思われます。新しい取り組みを行ってみてはと思い、今からの質問で提案をさせていただきたいと思いません。

まずは、4番目の質問。以前一般質問した胃がんリスク検診の検査導入についてであります。

新しく課長や部長が変わられておりますし、約2年前の質問になりますので、少し長くなると思いますが、皆さんにも知っておいてほしいことでもありますので、いま一度振り返ってまいりたいと思います。

胃がんは、最近の研究で95%以上がピロリ菌の感染によることが明らかとなっております。ピロリ菌感染を早期に発見し、除菌を行うことが胃がん撲滅への大きな一歩となっていくことは明らかであります。1950年代半ばから70年代半ばにかけて、戦後の日本は高度経済成長を遂げました。第二次世界大戦の敗戦から復興した日本は、上下水道を初めとするインフラを整備しています。

社会インフラが整備される前の時代、不衛生な環境により、多くの日本人がピロリ菌に感染したと思われます。現在、高齢者のピロリ菌感染率は、実に8割に及ぶという推計もあります。戦後のベビーブームによって誕生した団塊の世代、47年から49年生まれの方々も、数多くがピロリ菌に感染しているのは確実と言われております。また、胃がんは60歳を超えると、急速に発生が増加します。大量に存在する団塊の世代が一斉に65歳を超えているわけですから、胃がん患者が増えるのは当然の成り行きです。我が国の胃がん患者のうち、50歳未満はたった3%しかいません。胃がんの97%以上は50歳以上になってから発生すると言われております。

また、ピロリ菌に最も感染しやすいのは、乳幼児期だと言われております。なぜ、乳幼児期なのか。胃酸を出す壁細胞が完全にでき上がるのは、2から3歳だからです。ピロリ菌は胃に住む細菌ですから、胃酸に強いと思っている人も多いかもしれませんが、ピロリ菌は胃酸を浴びると、たった20分で死滅してしまいます。赤ちゃんは、胃酸を分泌してかたい食べ物を消化することができませんから、母乳を飲むか、流動食で育てられるわけです。そんな胃酸が分泌できない時期にピロリ菌が胃内に入ってきたら、胃のどの部分にでも自由に住み着いてしまうということです。

ピロリ菌に感染すると、数週間から数カ月で100%の人が慢性胃炎となります。ピロリ菌によって発生する胃の病気のひとつは、慢性胃炎から始まると言われております。胃にまつわるおおよそあらゆる病気がピロリ菌が原因となって発生しています。バリウム検診は受診率が低い上に、早期胃がんの診断能力が低いのです。ヘリコバクターピロリ菌研究の第一人者であられる北海道大学の浅香特任教授はおっしゃっておられます。また、30から40代の若い人は、胃がんになりにくいそうです。ピロリ菌が陰性であり、なおかつ胃粘膜が正常な人も胃がんになりにくいそうです。これらの人に対して、負担が大きなバリウム検査を毎年続けていくことは、メリットよりもデメリットのほうがはるかに大きいとも言われております。また、30から40代までにピロリ菌を除菌しておけば、胃がんはほぼ100%といっているほど予防できるとも言われております。

2013年から、慢性胃炎についてもピロリ菌の除菌が保険適用となりました。ピロリ菌除菌前に内視鏡検査が義務づけられたこともあり、早期胃がんの発見も増えることが見込まれております。ピロリ菌の早期治療が保険において認められているわけですから、早期発見に資する検診のあり方を考慮すべきと考えます。胃がんリスク検診は、通称ABC検診というのがあります。ABC検診では、ピロリ菌に感染しているかどうかをまず検査し、さらに胃粘膜萎縮を反映する血清ペプシノーゲン値を検査します。そして、がんになりやすい状態かどうかをABCDの4種類に分類するのです。我が国の胃がん検診は、何十年にもわたって胃バリウム検査のみが行われてきました。バリウム検査にはさまざまなデメリットがあるため、バリウム検査にかわる検査としてABC検査が導入されてきております。この検査は採血で行え、受けられる方の苦痛が少ないため、実際に導入をしている市町村もあります。我が町におけるこの検査方法の導入をどのように考えるか以前問いましたところ、調査研究したいとの答弁をいただいております。まずは、調査研究の結果を教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

私のほうでは、平成25年12月議会においてご質問がなされたというふうに理解をいたしております。

その際、リスク検診の結果によって、次回の胃がん検診の間隔が結果によって異なり、リスク検診で精密検査が必要になった場合の結果説明や、次回検診受診までの間隔をご理解いただくことに対し、結果の管理方法や職員の十分な確保が必要なものもご説明をしたというところがございますが、現時点においても、胃がん検診

のリスク検診で異常なしと判定された方からがんが発見されるケースがあるという事例が厚生労働省の研究でも明らかになっておりまして、国においても胃がん検診のあり方の検討がなされているところであると思います。胃がん検診のリスク検診については、今後とも厚生労働省の動向を注視していきながら検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。お答えになってないかもしれませんが、お答えとさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

動向を見ながらということの答弁を今いただいたと思いますが、今年度の予算のときにも同様にお聞きをいたしました。ABC法を、今言われたところにもなりませんでしょうが、陰性であれば3年間は受診しなくてよいというようなことで、その間にがんが発生することがあるのでっていうことで導入に踏み切れて、もしないとするのであれば、ほかのがん検診に至ってはいかがでしょうかと私は思うわけです。子宮頸がんや乳がんの検診は、粕屋町は2年に1回ということで検診を促してあると思います。私の知っている方の妹さんは、毎年子宮頸がんの検診を行っていましたが、検診を受けて半年後に子宮頸がんがわかって発症をされておりました。3年に1度が問題ということであれば、いろんな形で受診を促すことはできるというふうに私は思うのですが、そのことに関してはどのように思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

検診の間隔等々の問題もあるかなというふうに思いますが、いずれにしても自分の健康は自分で守ることがまず大事だろうと、異常が感じられれば、まず自分で検診に行かれるなり、私も、若いころ家内が痛みまして、ピロリ菌とりました。それからよくなりました。やはり、身をもって病院にかかっているのは大切なことだなというふうには思っております。町としましても、期間的なもんも含めまして今後研究、検討をしていきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

それでは、例えばABC法を取り入れたときに、この胃がんリスク検診は胃がん検診の受診率に入れることはできるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

A B C法を取り入れれば受診率に反映できるかどうかでござりますが、そこら辺につきましては、ちょっとわかりかねます。

◎議長（進藤啓一君）

後から示しとってください。

木村議員、どうぞ。

◎1番（木村優子君）

では、後でまたちょっと調べた結果を教えてくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

検診受診率を50%へ向上させれば、2020年には死亡者数を3万人程度に減少させることが予測できるそうであります。また、現在胃がんに関する治療費は3,000億円程度です。これをこのままにしておくと、20年には約5,000億円にも上る可能性があります。検診受診率を上げることで治療費を大幅に抑制することができます。胃がん対策を放置せず、検診と除菌を強化していけば、我が国から胃がんが撲滅できるというふうに思っております。

お隣の篠栗町では、今年度健診フェスタにおいて、胃がんリスク検診を実施するようです。対象者は40歳以上で200人限定など、さまざまな条件指定がなされていますが、第一歩を踏み出されているようであります。できない条件を探すのではなく、まずできることから取り組んでいただきたいと願うのですが、町長はどのように考えるか、答弁をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

木村議員と全く同じです。できないことを並べるよりも、どうしたらできるか、何ができるかということを示唆をいたしまして、近隣の町に負けないように。これは、やっぱり胃がんで治療を受ける医療費から見ますと、検診でがんにかからず、なおかつ医療費も全体的には圧縮できるということですから、積極的に取り組んでいきたい。うちは、保健師は10人ほどおりますから、もっと活躍をして、他市町村に負けないように頑張りたいと思います。きちんと指導いたします。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

一日も早く、粕屋町から、そして日本から胃がんで亡くなる方を根絶できることを願っております。

それでは、5番目の質問に入ります。

大腸がんについてであります。

大腸がんは、発症後のがんの進行が早いと言われております。まずは、大腸がんのがん検診の方法についてをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

大腸がんの検診の方法でございますが、免疫便潜血検査2日法で行っております。この方法は、大腸がん検診を希望される方にあらかじめ検査容器を郵送いたしまして、1週間のうちに2日間の便をとっていただき、潜血反応を検査するというものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

今、1週間のうちに2日間ということでは採便をしていただくということではございましたが、わかれば結構です。受診日に検体を提出できなかった場合は、どのようにされておりますか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

私は必ず持っていきっておりますので、持ってこられてない方の対応をどういうふうな形でしているかっていうのは、今存じておりません。大変申しわけありません。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

そこもまた大事になるので、後ほど教えていただけたらと思いますが、京都市では、大腸がん検診での便潜血検査の受診者数を増やすために、希望者に対して問診票や検便容器の入った封筒を郵送して、ここまでは郵送はしてあるということですが、検便後、その検体を返送、病院などでも受け付けるなどの方式の導入をされております。便秘などによって、受診日に検体を提出できないということは起こり得

ることです。町民が受診しやすい仕組みをつくることは重要であると思います。我が町でも検体容器の郵送及び郵送での受け付け方式の導入をしてはと思いますが、町長の見解を問います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ご紹介いただきました京都市の状況等も調査をいたしまして、所管のほうとじっくり話しまして、前向きに検討してまいります。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

どうぞよろしくお願ひいたします。

大腸がんは、早期発見、早期治療が有効ながんの一つであります。便潜血陽性者が、自覚症状の乏しさや検査を面倒と思うことなどから2次の精密検査を受ける頻度が少ないことも、日本の大腸がん死亡率が減少していない一因と言われております。まずは、ぜひ検診を受けやすい体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、6番目の質問、肺がん検診についてであります。

まず、我が町の検診方法についてお聞きをいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

肺がん検診の方法等々についてでございますが、国の指針に沿いまして、胸部エックス線検査、それから問診や医師の判断で喀たん細胞診を追加して行う方法をとっております。喀たん検査はせきやたんの有無、それから喫煙歴、職業で粉じん作業の有無等を聞き取りながら、自覚症状や喫煙指数によって医師が必要と認めた方に実施をしておるところでございます。胸部CT検査は、肺がん検診で紹介状が出た場合の精密検査を行う際に医療機関にて行われております。集団健診は、基本的な健診と各種がん検診を同時に健康センターで行うために、肺のCT検査は場所の問題、それから費用の問題等々で実施することが難しいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎ 1 番（木村優子君）

今、次に質問しようと思っておりました。お答えをいただいたようなんですけれども、私が考えますに、私は考えますとといいますか、胸部レントゲン検査においては、血管や心臓の影になる部分があって、その影の部分に初期の小さながんができたとしてもわからない場合があります。長野県松本市においては、その従来胸部レントゲンに加えて、肺がんCT検診を導入をされております。今述べられた点もちょっとありますが、検診方法はマルチスライスCT検診と言われるもので、どういったような方法かと申しますれば、短時間で精密な3次元画像を撮影することができ、肺の断層画像を撮り、それを放射線技師と呼吸器科の医師が二重にチェックし、肺がんの有無を検査するもので、約5ミリ程度の小さながんも発見ができるというものであります。この方法による検診でがんの早期発見が可能ということで、肺がんCT検診を3年に1回として行っており、自己負担額は2,000円だそうです。松本市は、この検査による肺がんの発見率はレントゲン検査に比べて8倍から10倍だそうです。特に、早期がん発見の割合が高く、受診者の苦痛も少ないこともあって、検診のリピート率が高いようです。また、松本市は、CT検査機器を積んだ検診車で市内の各所を訪問し、CTを受けるのに困難な高齢者を対象に出前検診も行っているということでございます。

今、答弁いただいた中に、我が町では費用の件とありまして、導入が難しいかというふうに答弁をいただいたかとは思いますが、我が町でも導入できたらという思いで今日は質問をさせていただいておりますが、町長も同じように、住民福祉部長がお答えなさったように考えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

しっかりと内容を松本市のほうに問い合わせをいたしまして、実態をお聞きし、費用の面もでございますけども、そういったところも粕屋町で取り組めるか、そういったものが現実として福岡県に何台あるのかということもございますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎ 1 番（木村優子君）

それでは、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に参ります。小学校からのがん教育についてであります。

私は、いつも小さいときからの教育について何うことが多いのですが、今回もお



聞きをしたいと思います。日本人の2人に1人ががんになると冒頭にも申しました。がん細胞は、多数の遺伝子が段階的に変化し生じるので、普通発生に何十年もかかり、また発生しても病気としてのがんになるまでに十数年以上の長い年月を経ていることを知っていただきたい。がんは、幾つもの段階を経て、ゆっくりと進行するだんだん病であります。ですから、がん予防には2つの局面があります。一つは、がん細胞の発生そのものを防ぐ1次予防、がん細胞が増殖転移をして、病気としてのがんになるのを防ぐ2次予防です。主な手段として、1次予防はよい生活習慣をつけることやワクチンを接種すること、2次予防は検診を通して発見することです。がんの発生は、若い時代から徐々に進行しているのです。がんはだんだん病であるということ子どもたちによくわからせれば、自分の健康は自分で守るという姿勢が身についていくのではないのでしょうか。大きくなってからでは遅く、ナイーブな小学生だから効果があると考えます。

ここで質問をいたします。

小学校からのがん教育の推進について、現在の学校教育で行っていることはありますでしょうか。また、教育長は、このことについてどのように考えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

がんは恐ろしい病気で、近年私の知ってる人も、多くの町内でもがんで亡くなった人を身近に知っておりまして、大変恐ろしい病気だと痛感しております。

小学校教育では、がんをどのように教えているかということですが、学習の内容につきましては、学習指導要領というのが、国が決めた基準に基づいて指導しておりまして、勝手に指導することはできませんので。学習指導要領を見ますと、今木村議員おっしゃいましたように、望ましい生活習慣を身につけること、それから栄養に偏りが無いこと、口腔の衛生を保つことなどが小学校で出てきます。教科書を調べますと、3年生、4年生は出てきませんで、これが新しい保健、5年生、6年生の保健の中に、39ページに初めて、たばこを長い期間吸い続けると肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなりますと、ここで初めてがんという言葉が出てまいります。ちなみに、中学ではさらに詳しくなると、がんの種類がたくさん出てまいりますし、がんを防ぐ12カ条とか、そういうのも中学校で勉強するようになっていきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

## ◎ 1 番（木村優子君）

わかりました。

がんを総合的に教えるとなると、余りにも教えることが膨大にあり、小学生の理解を超えるところが多く、教える先生の負担も大きい、時間も足りません。小学生に教えることは難しいということになります。ですから、姿勢教育に絞れば、小学校からでも十分に教えることができると言われております。姿勢教育とは、交通事故、風邪、食中毒、虫歯の予防を教えるのと同じ次元と考え、がん予防を教え込むことであります。がんについて難しい知識を教えるのではなく、日ごろの生活習慣を守ることで効果を発揮することを教えるのです。今、教科書の中にもそのように出てきているということでありましたが、その中でもっと広げて教えていくことができればいいのかなんて今ちょっと思いながら、答弁を聞かせていただきました。

例えば、5大がんについてですが、胃がんは食事や生活習慣の変化で若い世代に少なくなっていますが、食塩を多くとる地域に多いなど、食生活との関係が深いがんと言われております。肺がんにおいては、喫煙との関係が深いことが科学的に証明をされております。乳がんは、早期発見が重要で、早期に見つかれば比較的治りやすいがんです。子宮頸がんも、早期発見すれば治りやすい。大腸がんは、食生活の欧米化に伴って、患者数は増え続けております。最近では、飲酒との関係も指摘をされているところであります。

以上のように、がん予防で科学的にはっきりとわかっているもの、例えばたばこを吸わない、肥満を避ける、ワクチン接種及び健診を受けることについて予防・効果を具体的な数値にして子どもたちに示すことが必要だと思います。がんを教えることを通じて、生きる力を養う、人生や死を考えさせる、科学的な興味を引き出す、医学的知識を与えるなど、さまざまな教育効果がありますが、社会的重要性から考えると、第一の目標はがん予防の姿勢を子どもたちに身につけさせることです。小学校で先生が熱意を持って、子どもたちにがん予防の大切さを教えることで、初めて国民的レベルでがん予防の大きな成果が得られるのではないのでしょうか。また、がん教育は将来のある子どもたちのためでもあり、また子どもたちの親はがんが発生しやすい年代になっていくため、子どもたちからの検診受けているという言葉があれば、検診率アップにもつながるものと思います。

以上、今回は大きくがん検診について質問をしてまいりました。検診を受けることで、病で苦しむ方を減らすことができ、医療費も大きく減少させることができるのですから、積極的に、またどこの市町村にも負けないくらいの検診対策をとっていただきたい。日本の人口減少が叫ばれる中で人口伸び率が日本一の我が町なら

ば、命を守る体制も日本一と言える粕屋町になることを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(1番 木村優子君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

2番川口晃議員。

(2番 川口 晃君 登壇)

◎2番（川口 晃君）

こんにちは。議席番号2番日本共産党の川口晃です。

それでは、一般質問を始めます。

福岡県では、3月13日の本会議での小川知事の子ども医療費の助成対象を小学6年生まで拡充するとの発言から、検討が進んでいるようです。私が調べた範囲内では、小学生6年生まで入院も通院も無料にとの線で9月議会に条例が出てくるのではないかということで、そういう話を聞いておりますが、粕屋町としてはこの案件について何かつかんでありますでしょうか。町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

川口議員の質問がございましたので、県のほうに問い合わせをいたしています。今のところ、具体的にお話しできる内容はございませんということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

まだ町のほうではつかんでないそうですが、私が聞いた範囲内では、県議の線で聞きましたら、そういう話で行くのではなからうかということでありますので、頭に入れといていただきたいと思います。事情があつて、延びるかもしれませんが。

中学卒業年度までの医療費助成、通院、入院などの状況についてです。中学生卒業年度までの医療費の助成は、福岡県におきましても少しずつ進んでいます。入院で宗像市、岡垣町など25市町。通院は、田川市、苅田町など6市町です。入院だけ補助の市町村は、県下の3分の1ぐらいには達しているのではないかと思います。先の4月一斉地方選挙でお隣の志免町では、新人の方が町長になられたんですが、その町長の公約の中に中学卒業まで医療費を無料にするという公約があります。志免町では期待が膨らんでいるようです。常々、糟屋郡は足並みをそろえてとおっしゃっておられる因町長ですから、志免町長との連携で町長会でも積極的な提案をお

願いたいと思うのですが、どうでしょうか。答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

特に、医療問題で医者に係るという関係では、やっぱりできるだけ多くの市町村を統一してやるということが混乱を招きません。そういった意味では、志免町長がそういったことで公約をしております。県が小学生までということ飲んてくれれば、恐らくその方向に行くだろうというふうに思いますので、町長会のほうで十分積極的に取り組む話をしていきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

どうもありがとうございます。それでは、健闘を祈ります。

医療費助成の積極的な意義について述べます。

1つは、内閣府の地域経済2014という調査がありますが、それによると人口が増えた145市町村では、子どもの医療費助成、保育体制の拡大、住宅建設一部補助などが行われていると述べ、子育て支援の拡充策が市町村で人口を増やす重要な要因であると結論づけています。2つ目は、福祉や教育に予算を使うのはむだだという考えがありますが、決してそうではありません。福岡県には、県の産業連関表というものがあるそうです。それは課長はご存じですね。後でいいです。糸島市の我が党の議員が、県の産業連関表に基づいて、この中学3年まで医療費の無料化の効果について、専門家に試算してもらいますと、投じた予算の1.28倍の経済効果を生み出すことがわかったそうです。これ県の産業連関表を使った試算だと。子育て世代の家庭は、家計が大変です。非正規の会社員が1,000万から2,000万人というふうに統計があるんですが、GDPの個人消費は伸びないのが当たり前です、これでは。医療費助成は、直接家庭を潤します。その分は、必ず食費や、子どもの衣服や、靴や、日常の費用に回っていくはずで。投じた予算の1.28倍の経済効果を生み出すとするならば、中学卒業までの医療費の無料化は、立派な積極的な意味を持つ政策だと私は思います。そういう意味で、因町長の町長会での積極的な発言をお願いします。

それでは、2番目に移ります。

阿恵橋の歩道の拡張は急務となっているという項です。

現状はどうか。私は、4月20日、交通安全立ち当番で阿恵橋信号に立ちました。午前7時40分ごろから、西小学校や粕屋中の生徒が増えてきます。50分ごろになり

ますと、柚須信号から阿恵橋信号まで、歩道いっぱいにつながってしまいます。柚須のほうから須恵川沿いに来る子どもたちも、30から50名ぐらいの集団が50メートルから100メートルぐらいの間隔を置いて四、五回信号を通ります。昨年より子どもの数が一段と増えたなあと実感しました。

それで、5月20日水曜日、因町長に、口で言っても理解がなかなか難しいだろうと思ひまして、町長、一遍見てくださいと頼みまして、因町長に見てもらいました。こういうことは非常に珍しいことではありますので、柚須の育成会の役員や柚須区の役員たちも非常に喜びました。最初に、因町長の感想をお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私も、大川小学校の交通指導なり、20日の立ち当番なりをやっています。20日に柚須の阿恵橋のところに行きました。感想は、びっくりしました。とにかく多い。もう全然400人ぐらいでしょうね。柚須のほうから来る子、それから福岡市の堤防敷を通ってくる子、もうびっくりするような数が出ます。それで、歩道が狭い。2メートルはあると思うんですけども、電柱が立ってる関係で電柱の分が歩道をいじめている。それから、阿恵橋の歩道の拡幅が大変、今から所管の部長がお話しすると思ひますけども、大変難しい。ただ、阿恵側から自転車に乗って歩道に入ってくる方がいらっしゃいます。それはもう確実に、あれは2メートルしかないから、自転車は乗っては通れません。そこら辺をきちんと指導し、なおかつ狭い歩道については、空地も何カ所かございます。広げることで地権者のご協力が得られれば、たまり場としても確保しながら、電柱がジグザグに張っていいのかというのがございますけど、これは大変難しいだろう、九電にはお話ししてます等々、いろんな対策を講じるように所管のほうに申しておりますので、今日の回答で出るところもあるのではないかと思います。よろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、所管のほうに個別に一つ一つ伺ひます。

阿恵橋の歩道の幅は2.1メートル、普通の通行時ではあの幅でいい、町長もおっしゃることが当たっております。しかし、通学時、通勤時の重なる午前7時40分から8時10分は、非常にもう危険がいっぱいです。それで、具体的に話を進めたいと思ひます。

柚須信号から阿恵橋信号までの歩道に立っている九電の電柱、町長もおっしゃいましたその電柱ですが、それを付近の、近所の家庭に引き込めないかというものです。これは、当事者の家庭との相談となるのは十分あるんですが、柚須区のほうでは随分前からいろいろ家庭に相談して、なるべく引き込めるよう、引き込んでおります。十分ではありませんが、そういう努力をしています。だから、まず最初に、九電に家庭のほうに引き込めるような勧告はできませんか。部長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

九電のほうに、勧告まではちょっとできないかと思うんですよね。ただ、今言われました九電の移設、それに関しては、もううちのほうから申請をしております。九電のほうに一度現場のほうを見てもらって、九電の電線の法線と申しますか、そのジグザグになつとる部分を移設ができるかということですね。それと、うちのほうでも現場を見させてもらって、水路敷用地とか、ちょっと支障のあるのが民地が1カ所ございますけど、それはちょっと相談はできるんじゃないかというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それは、どうもありがとうございます。私も、一度九電が何か調査してるような感じは受けたんですよ。一遍それは見ました。そういうことだったんですね。

それから、歩道の拡張の問題です。

これに対して、危険な通学道路の歩道の拡張に対する国の補助は、これはないんですかね、教育長。それは、そういう学童に対する国の補助とか何かはないんでしょうか。こっち側ですか、やっぱり。じゃあ、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

一度ちょっと補助金を受けてつくった箇所がありますんで、今のところ厳しいかなっていうふうに思います、補助自体はですね。

ただ、今補助見直しが現在あってますんで、ちょっと県のほうとも相談して、どういふふうな補助金がつくかっていうのを検討していきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

期待してお待ちしたいと思います。

それでは、一番問題になる阿恵橋の歩道の拡張の問題です。

なかなか困難だという回答でしたが、私は前回仮橋の案も出しました。やはり、30分間で400人ぐらいが通る、あそこの幅は長さは大体30メートルから、川の幅は30メートルあるから40メートルですが、それはもう非常に危険と言わざるを得ないと思うんですが、以前はこの案もあったんですが、この前私はこれ提案したんですが、何か試算とか検討とかされましたか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

去年ですよ、平成26年6月議会でご質問あったと思います。そのときも回答いたしましたけど、現況の阿恵橋に阿恵橋の側道橋を架けかえるっていうのはちょっと難しいということで答弁いたしました。

その上流ですか、仮橋というか、それで試算、うちのほうでちょっといろいろ調べたところ、2メートルの幅の歩道橋をつくとすれば6,000万円ぐらいかかるような形ですね。それ県のほうに、やはり補助金とか、どうでしょうかというふうな調べてみましたけど、前後の歩道の幅、それがやはり2メートル以上ないとなかなか難しいだろうと。それをしようと思ったら、道徳から阿恵橋、あそこら辺一帯を全部やり直すような形になるかと思います。そういうふうになれば予算的にも莫大な予算になるので、ちょっと検討するというところですね。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

いずれにしても、うまく歩道と仮橋がつながれば6,000万円ぐらいで仮橋ができるでしょうけど、なかなかそれも困難だろうちゅう話なんですけど、いずれにしても今の状態が続けば、事故のおそれが非常に強い。歩道のもう欄干もさびてるし、下のほうでは腐った、ペンキが剥がれ、ちょっと腐食して端が欠けた状態もありますので、早急にやはり対策を練らないといけないのではないかというふうに思いますので、その危険性を伝えてこの項は終わります。

次に進みます。

須恵川を自然豊かな川にということで、ちょっと読んでみます。

私たち柚須区住民は、須恵川の恵みの中で生活してきました。春から秋口まで、日守の南側の自在王井堰から取水し、まず2つの流れに分かれ、一方の主流の

200メートル下で3つの流れに分かれます。そうして、一つは昔の柚須村の水田や村内を潤してきました。柚須区の友人会の先輩たちは、須恵川にごみが捨てられて環境が悪くならないように、夏には川土手の草刈りとごみとりをしてきました。友人会の人たちが土手に植えたイチョウの木が、さあ、大きくなるぞという年ごろになって、今まで草刈りをしたこともなかった県が草刈りと同時にイチョウの木も切ってしまうました。皮肉なことに、今1本、県が切り損なった1本だけが力強く成長しています。

私が柚須区の区長をしているときに、以前の区長さんらの申請もあり、もちろん粕屋町の担当職員の協力のもとに、須恵川の浚渫工事が2カ年にわたって行われました。今は、兩岸に土砂が少したまったところがありますが、自然の浄化作用が効果を発揮しているのか、七、八年前からテナガエビやドンコやカモツカやナマズなど、底生の魚類や生物が生存するようになりました。まだシジミ等の貝類は余り見ないのですが、それでも見違えるほど川の水もきれいになりました。

しかし、残念ながら、川岸は何もありません。土手には木は植えられないと言われているんですが、人権連県連の事務局長さんがうちの事務所の隣におるんですけども、小倉の紫川には長い桜並木があり、春には花が咲き、見事な景観をつくるそうです。一方では切られ、一方では桜並木がある。これ不思議だといつも私は思うんですね、同じような県の川で、県が管理する川で。何も駕与丁公園ばかりが粕屋町を象徴するのではなく、須恵川の流れを利用した親水公園、水面側の土手に遊歩道をつくるなどは考えられないでしょうか。あるいは、須恵川が湾曲したところでは川幅を広げ河川敷をつくり、憩いの場をつくるなどの方策はとれないでしょうか。須恵川は県の管理であります、町独自でやれるものはありませんでしょうか。因町長、何か考えがあったらお伺いしたいんですが。非常に難しいでしょうけども。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

須恵川は河川幅が狭い、そして両方とも間地で突き上げております。それとあわせて、全て須恵川は井堰が転倒堰です。ということは、上流で雨が降ったら一遍でパタパタパタ倒れてきます。そういった部分のやっぱり危険性もあるし、まずそういったものをつくる余裕地がありませんよね。これは多々良川も一部、今、井堰の改修をしております伊賀公園のところに親水護岸をつくりました。これは御影石で、もうそれは立派なものですよ。つくりましたけども、ほとんど利用はない。かえって、ああいう川のほうに突き出せば、そこにぶつかって堆積物を生むという



ようなことにもなって、今これはもう井堰の関係で支障になるからということで全部取っ払ってますけども、御影石は公園とかなんとかに使いますから。そういったことで、須恵川は何かいい方法があったら、私どもも研究します。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私たちも、川幅が狭いということがちょっと困難だなということは認識しております。私も、十数年前ぐらいですか、町のサインの審議会があったときに、当時の渡辺君が企画課長かな、してたんで、いろいろ話しながら何とかできないかと言うたら、もう川幅を広げる以外ないなとかということもありました。しかし、何か柚須側の川土手を突き出して、のりへののところに遊歩道をつくるとか何かということは考えられないだろうかなという話はいろいろしてきました。私も、福岡県下あちこち回った経験もありますし、いろいろ調査しながらいろいろ提案をしていきたいと思えます。

柚須区のほうでも、以前私たちが柚須須恵川の自然と環境を守る会というのをつくって、いろいろごみ拾いとか清掃とか、いろいろやってきましたから、そういう部分でもう少し考えをいろいろまとめながら、今度は逆に町のほうに提案していくこともできるかと思えますので、そのときはよろしく検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、現実的な問題に1つ進みます。

自在王井堰から流れ出る水の管理等、溝のありようについてです。

これからは実際に解決してもらいたい事項です。須恵川の自在王井堰をあけると、黒いものを含んだ水が30分ほど流れます。須恵川の川底にたまったヘドロかなといつも思うんですが、これは実際正体は何でしょうか。私も20年ぐらいずっと水利の、田植えのときに何か溝をあけるんですけども、いつもこれが出てくるんですね。いろいろ水利の人に聞いても、はっきりわかりません。何か町のほうでつかんできることがありましたら、回答をお願いしたいです。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

いや、もう議員もおっしゃるように、ヘドロだと思います。特別自在王のところに何かたまるというのは、もう上流からの土砂が流れてきて、そこにたまってうというふうな形だと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

毎回毎回、あけると30分ぐらいは黒いものが流れてくると。これは、やっぱり異常です。異常だと私も思います。これを利用してるのは、今農業をしてる人は私と数人しかおりませんが、数人がそれぞれあけて出すわけだから、皆さん困ってるだろうと思いますので、何か解決方法があったら、ありますか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

ちょっと現地をもう一回見させてもらって、どういう、どのぐらい堆積してるか、そういうのをちょっと検証してみたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、よろしく申し上げます。

2つ目が、土井ノ内から川口理髪店までの溝、また理髪店前の2つの支流の分流点の土砂の滞留の問題です。

この前お話をしていますので。この水は、いつも汚泥がたまって流れません。まるで勾配がない溝になってしまっています。私たちが子どものころは、土井ノ内の住宅地の入り口は足洗い場といって、水はきれい、流れも早く、田植え時は牛や馬を洗ったり、夏には障子を洗ったりしてありました。溝の底は、小石や砂が敷き詰められたようになっており、さらさらとした流れでした。今は、自在王井堰をせき止めた状態ですが、6月の柚須区の美化作業の時は、長靴を履いて溝に流れ込んだ石や木くずや雑誌や、さまざまな物を拾い集めています。来週の日曜日が美化作業で、私たちはそういうことをやらざるを得ません。また、雨水だけでなく、何か生活污水も流れ込んでいるようで、溝の環境も非常に悪くなっています。この溝の管理の問題ですが、溝の管理は柚須区の水利がするのでしょうか、それとも町がするのでしょうか。因町長さん、お伺いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

農業用水で取水をしてあれば、原則農区です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

昔は、柚須分20町、箱崎分30町が柚須の水利の関係でした。しかし、今はもう田んぼはほとんどありませんし、この溝の管理は非常に大変なことで、しかも三面側溝になっておって、蓋はかぶさっておって、どこに滞留してるのかさっぱりわからない。しかし、今当面我々が気がつくところは、身近なところはそういうとこです。

それで、少数の、十数人の農区の仕事では、この管理は非常に難しいです。それで、柚須の農区長がいつも頭を悩ますのが、この溝の土砂の滞留の問題です。美化作業のときにきれいにさらえたり、どうにもならないようになったら町に頼んでホース車で浚渫してもらったり、区で業者に浚渫を依頼したりしてるのですが、根本的な解決にはなりません。町のほうで定期的に浚渫はできないでしょうか。また、溝の底に勾配をつけ、自然に流れるようにはならないでしょうか。そういうことをいろいろ考えてるんですが、町のほうではどういう受け方をされるでしょうか。質問です。

◎議長（進藤啓一君）

因道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（因 光臣君）

今、川口議員さんがおっしゃっておりますのは、自在王井堰から川口床屋に向かう幅、高さともに1メートルほどの以前農業用の用水路でなかったかと思います。そこで、今現在農地のほうの改廃が進んで、土砂がたまってるということで今ご意見いただきました。私どもも現場を見させていただいて、まずそこでどういうふうな対応ができるのか。例えば、水路の中、勾配の調整ができるものなのか、また管理しやすいような施設として改良できるのかということも考えながらやっていきたいと思いますが、維持管理関係に対しましては限られた予算でございますので、緊急性を踏まえたところで対応させていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、いろいろ町側と話しながらか進めていきたいというふうに思います。非常に土砂の滞留は、ほったらかしとつたらもう二、三年で埋まってしまうような状態になりますので、よろしくお願いします。

それでは、後半の今年は終戦70周年という項目に移ります。

今年、国連ではNPT、不拡散再検討会議が4月27日から5月22日まで開かれま

した。私は、NPTニューヨーク行動参加福岡県代表団の一員として、4月26日から5月2日までニューヨーク、ワシントンで活動してきました。代表団は、全員で1,058名。これらの人々がニューヨークに散らばって、核兵器廃絶の署名活動、恒久平和の街頭宣伝、研究会、国連の各国大使への要請活動などを繰り広げてきました。ニューヨークでの活動は3日で終え、その後はアメリカの各地の都市、例えばワシントン、シカゴ、ラスベガス近郊の水爆実験のあった砂漠、それから隣の国のカナダの都市に分散し、同様な活動をしました。これらの経験や感想を含めまして、質問をしたいと思います。

町の今年の事業計画の件ですが、粕屋町は昭和60年3月議会で非核・恒久平和都市宣言をしています。こういう事績です。趣旨の中では、米ソ核大国を中心に核兵器の質的、量的軍備競争はとどまることを知らず、今日5万発を超える核兵器が蓄積されていますと書かれています。5万発とは気の遠くなるような数だったんです、当時はですね。ベトナム戦争でのアメリカの敗退、アフガン戦争のソビエトの敗退、それから世界各地の平和運動の発展の中で、核兵器の数は今では1万5,000発程度に激減しております。しかし、質は何十倍と高まっているそうです。この宣言は、最後の章で、私たちは世界唯一の被爆国として、全世界の人々に非核三原則の堅持とあらゆる核兵器の全面廃絶を訴え、人類の生存、恒久平和に向けて貢献する決意を表明し、ここに非核・恒久平和都市を宣言すると結んでいます。

粕屋町の平和事業は、この立場で進められていると思いますが、今年の平和事業について簡単に述べていただきたいと思います。

また、2項の終戦70周年の節目の年としての特徴的な取り組みについても、同時にお答えしていただきたいですが、これは町長側ですか、教育長側ですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

総務部長のほうでお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

お答えいたします。

本年度の粕屋町の事業につきましては、サイレン吹鳴事業、これは広島、長崎の原爆投下時間に合わせまして、サイレン吹鳴及び町内の7カ所の寺院にお願いし、鐘を鳴らしていただき、黙祷の呼びかけをいたしております。それから、原爆パネル展、JR長者原駅、JR原町駅、サンレイクかすや、3カ所におきまして、原爆

パネルを展示しております。それから、啓発看板といたしまして、長者原駅、原町駅、柚須駅の3カ所に平和週間の啓発看板を設置いたしております。それから、啓発物資配布、駅庁内施設等にて、啓発物資を配布いたしております。それから、長崎平和祈念式典への参加、町内の小学5年生とその親の式典への参加を図っております。それから、平和週間リーフレット、全戸配付のリーフレットを作成いたしております。平和週間中の諸事業の案内等を掲載したものでございます。それから、粕屋フォーラムにおきまして、平和週間コーナーの設置、戦争や平和に関する書籍を集めたコーナーの設置をいたしておるものでございます。

以上が今年度の事業でございます。

なお、2番目に質問いただきました70周年としてということでございますが、長崎平和祈念式典の参加につきましては、今年度は小学校5、6年生の親子10組20名の参加を募っております。世界にも発信される平和祈念式典は、被爆者、遺族や地元関係者だけでなく、首相、世界各国の人々が参列しており、直接そばで被爆者から体験談を聞くこともできるため、子どもにとっても大人にとっても、貴重な体験となります。地元の人でも参加できる人は限られており、戦争の悲惨さや平和の重みを感じることでできる数少ない機会の一つではないかと思われまます。今年度は、戦後70年という節目の年であり、できるだけ多くの方にこの式典に参加していただき、このような貴重な体験をしていただきたいとの思いから昨年度の5組10名から10組20名に増やし、参加者を募っております。

それから、戦争体験者の体験談を募集し、平和週間リーフレットに掲載する予定でございます。戦争を体験した人の戦時中の記憶が残っている人は75歳以上の高齢となっており、語り部も少なくなってきましたため、若い世代は直接戦争体験を聞く機会が少なくなっております。戦争体験を聞くことでできるチャンスは今後減っていくため、70周年の節目に当たり、次の世代に戦争の体験を語り継ぐために戦争体験談を平和週間前に発行するリーフレットに掲載するもので、現在募集を行っております。また、実際に体験談を聞く機会も、できれば持ちたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

さすが粕屋町だと思います。すぐれた計画を組んであります。私も、第4項でさきの戦争での被害調査、また語り継ぐべき事項など、いろいろ町でやってはどうかという提案も含めて言おうと思ってましたけど、前もってしてあるということは非

常に、平和事業に取り組んであるということで称賛したいというふうに思います。  
それでは次に、平和学習についてお伺いします。

私たちは、ニューヨークからワシントンに向かいました。ワシントンでの2日目、ボーイング社のスミソニアン博物館別館を訪問しました。ここには、広島と長崎に原爆を落としたB29爆撃機エノラ・ゲイと同型機が展示されています。大きな飛行機です。母が6月になると口癖のように言っていたのですが、ボーイングが来て、福岡の町を焼き尽くしてしまったと。母たちは、防空壕から出て西の夜空を見て、B29が焼夷弾を落とし、博多の町を焼き尽くしていくさまを見ていたそうです。6月19日、もう少しでやってきます。この博物館に、小学生の見学者がバスを連れてやってきます。この日も、私たちの後に四、五台がやってきました。ここに展示場のマップを持ってきております、こういうもの。ハイライトということで、エノラ・ゲイの飛行機がここに展示されています。私たちの案内をしたガイドの説明によると、日本に原爆を落としたから戦争は終わったと小学生たちに説明しているそうです。アメリカ流の平和教育かもしれません。

今年のNPT再検討会議の中心をなす議題は、1つは核兵器なき世界に向けて、核兵器禁止条約などの法的枠組みを検討すること。2つ目は核の非人道性への懸念を強め、条約制定を求めることです。5月22日の最終文書はまとまりませんでした。最終文書に反対したのは、国連加盟国189カ国中、アメリカとイギリスとカナダの3カ国です。世界の流れは、核兵器の廃絶へ大きく転換しました。こうした流れは、どうして生み出されたのでしょうか。日本原水協が取り組んでいる核兵器廃絶の国際署名、今回は国連へ633万6,205人の署名を渡しました。証拠品はこれです。私も1,102名の署名を集めて持っていきました。広島や長崎の市長が被爆地の市長として、核兵器の廃絶と恒久平和を国連で訴えていること、今回も訴えていること。草の根の運動の高まりだと思います。また、小学校や中学校で行われている平和学習、平和教育、これが30年、40年にわたり行われてきたことが大きな世論を形成してきたと思います。アメリカは、アメリカ内の平和戦争教育、入り交じったものがあるでしょう。これに対して日本の教育は、真の平和教育でありたいと思います。大塚教育長、粕屋町では平和学習とか平和教育は、どのように取り組まれているのでしょうか。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

子どもの安全、平和を求める教育委員会といたしまして答弁いたしたいと思いません。

さきの阿恵橋のこともちょっといいですか。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎教育長（大塚 豊君）

ちょっと言いそびれましたが、日々の安全管理の面から川口議員からご質問出ましたが、阿恵橋の歩道について。今、お話に出ましたように、西小学校は742名、そのうちの394名がああ阿恵橋、半分以上の子どもたちが通っているという現状です。それについて交通指導ボランティアが14名、それにPTAの役員さんたちが立ち番をしているということですが、今の町長からも話が出ましたように、歩道橋を自転車通っている、それも乗って通っているということですから、早速PTAとかボランティア、学校のほうにお願いをいたしまして、自転車の指導、それから安全管理についてご指導をしていきたいと思っております。今月末にも地区委員会が、保護者の方が集まるということでしたので、その折にも学校のほうからお話しするように努めていきたいと思っております。

日々の安全管理とともに、子どもたちが将来戦争に駆り出されないように、平和を求めるのも教育の原点であります。現状、粕屋町での小・中学校で平和学習がどのように行われているかということについて説明をいたします。

1つ目は、特別活動、学級活動の中で担任から話を聞きます。もうすぐ6月19日来ますけれども、今日は何の日かわかるって、6月19日。今から70年前に福岡で大空襲があったんですよと、ビデオを見せたり本で話を聞かせたり、そういう取り組みが朝の活動で行われます。

2つ目に、総合学習の時間というのがございます。この中で原爆を体験された方、戦争を体験された方、昔はあったんですが、最近非常に少なくなって、ほとんどいらいしゃいません。しかしながら、この総合学習の時間に、そういった話を聞かせる。

それから、3つ目に、教科の中に6年生は歴史学習がありますので、その中で戦争とか、原爆の歴史的な事実を知ることになります。それから、国語の教科書にも4年生では「一つの花」とか、5年生では「いわたくんちのおばあちゃん」とか、6年生の教科書には「ヒロシマのうた」と、有名な話がありますが、そういうのを粕屋町の小学生全員、学習することになっております。

4番目に、学校行事です。6年生修学旅行、小学校粕屋町4校とも長崎に行っております。そして、その中で原爆の資料館を見たりして実際に触れることになりまして、グループワークでグループごとに片足の鳥居だとか、いろいろな箇所を見ながらボランティアの方の話を聞くことになっていきますし、体験談も聞くことになって

あります。また、それを学校に持ち帰って、全校児童の前でこうだったよと、長崎は原爆落ちたよということを全校児童に発表する場も設けております。

それから、先ほど部長のほうから出ましたように、町のほうでも5組10名の原爆の募集、5年生募集しますが、百聞は一見にしかずと私考えております。核廃絶に直接つながりませんが、県内にも大刀洗の平和祈念館ありますし、時間があれば、夏休みでも鹿児島県の知覧のあたりも行ってみると、とても1日、2日じゃ見切れないけども、触れること、百聞は一見しかずと考えております。小学校、中学校では、平和学習はそのように行われております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。

それでは、次の4項目、さっき部長のほうからもちょっと説明がありましたけど、私は私なりに文書つくっておりますので、読みながら進めていきたいと思えます。

これは、私の青年団時代、お世話になった県教委、県の教育委員会の先生であり、飯塚市の教育長をされました、今はサンビレッジ茜の所長であります森本精造先生の生涯教育の取り組みの一つです。

八幡空襲を生き抜いた人々が語り継ぐ69年目の記録。聞き書きボランティアと体験者の証言です。8月8日の八幡市の空襲は、死傷者が2,500人、罹災者が5万2,562人、それについての証言です。八幡空襲の翌日の8月9日午前、原子爆弾を搭載したB29は、小倉上空に飛来、原子爆弾投下を3回試みるが、いずれも地上の濃いもやと煙が小倉市街地を覆い隠していたため、目視による爆弾投下の機会を得られなかった。八幡は、予定どおり前日の8月8日に爆撃され、火災の煙は翌日まで消えず、凶らずも原子爆弾投下を妨害し、結果として小倉を救うことになったと証言されています。小倉は、八幡市の尊い犠牲のおかげで救われた。そうして、長崎市が原子爆弾の大被害を受けることになった。これが歴史の事実。

小倉の人は、これらの事実を語り継ぎ、学習していく中で、戦争の悲惨さ、生きていくことの大事さ、平和の大切さを学んでいくのではないのでしょうか。私は、森本先生の平和を希求する情熱を熱いほどこの証言で感じるのです。今、兵隊のときの悲惨な体験を重い口を開いて語り部活動を始められる人たちが少なくない地域で生まれてきています。被害だけでなく、加害の事実も含めてです。

粕屋町においても、兵隊の体験とか戦争の体験などお持ちの方もあり、皆高齢になられています。被害状況の調査とか戦争の実態を調査していくのは、今しかない



と思うんですが、さっき何かそういう、総務課のほうで75歳以上の方にそういう人がおれば、体験談を募集してリーフレットをつくとおっしゃって、非常にいいことではないかなと思います。もう今しかないんじゃないでしょうかね、こういう証言をつくるのは。立派なことだというふうに思います。

それでは、最後にその他の項、自衛隊とか戦争法についてお聞きします。

自衛隊については、回答不能だということだったんで、質問はいたしません。

現在、自公安倍政権は、自衛隊法、国連平和維持活動協力法等の10の改正法案を一まとめにした平和安全法制整備法案と国際平和支援法案という法案、つまり11の法案を一括して国会に上程しました。この法案の特徴は、平和的に話し合っただけで戦争にならないように交渉していく、外交していくのではなく、戦争することのみを法案として出しているところです。

さて、4月29日、安倍首相とオバマ大統領がホワイトハウスで首脳会談をしているとき、私たち一行はホワイトハウス前の公園で、アメリカ現地のヒロシマ、ナガサキ平和団体のリーダーから説明を受けている最中でした。始まって二、三分したころ、警官が出てきて、ホワイトハウスの警官です。中止しろ、公園から出ていけと、Get outと言われて、公園から追い出されました。仕方なく街路の歩道で説明を受け、核兵器廃絶の署名活動を行いました。

私たちまで追い出して行われた会談がどんなものか、非常に関心がありました。翌日、アメリカの新聞何種類か、ニューヨークタイムズとか、ワシントンポストとか、数種類手に入れました。私は、ワシントンポストをいただきました。現物です。記事はこれです。柚須の区長が英語で読みなさいと言いますから、読んでみます。

A b e c h a m p i o n s a m o r e a s s e r t i v e r o l e f o r J a p a n . 安部は、日本のためにもっと断固的な役割を、c h a m p i o n s っていうのは主張したとか、そういうふうに訳したら適当じゃないかというふうに思います。見出しはこうですが、2段目の記事が気になるので、読んでみます。T o k y o i s d e t e r m i n e d t o f o s t e r p e a c e a n d s t a b i l i t y . つまり、東京は平和と安全を進めるために決意させられた。次は、l e a d e r t e l l s C o n g r e s s . リーダーは、議会に述べたということです。東京は、平和と安全をすすめるように決意させられたとワシントンポストの見出しはついています。つまり、このワシントンポストの記事は、アメリカによって決意させられたという意味で書かれているようです。

これで、独自外交と言えるのでしょうか。憲法はアメリカによってつくられたから、日本人による自主憲法をつくらねばと叫ぶ人たち、安倍首相も含めてです。そ

れがアメリカの要求による戦争法を8月までに成立させろと約束させられる。何とこれは哀れむべき姿でしょうか。この戦争法については、世論も厳しい反応をしています。日経の25日付では、反対が55%、賛成が25%、毎日の24日の調査では、反対が54%、賛成が32%、公明党の支持層でも5割近くが反対しているそうです。圧倒的に反対がある。

また、6月4日の衆議院法制審議会では、参考人招致の場で3人の憲法学者、自民党、公明党、維新推薦の学者も含めて、この戦争法案は憲法違反だとの認識を表明しました。日本に憲法学者が200名ほどいらっしゃるようですが、そのうち憲法違反だと表明しているのは180数名、190名に及ぶそうです。合憲だと、口に言えなくても合憲の態度をとっているのは十数名じゃないでしょうか。この法律は、廃案しかないと思います。

さて、この法律は国政のことが多いのですが、ここに6月1日付の全国商工新聞、つまり民商の新聞があります。1面の漫画が非常に気になります。後ろの人もちょっと見てください。エッ、私も行くの。米軍と自衛隊が円滑に活動できるように公用令書の発行をお願いします。政府官庁さんが、〇×知事さんに伝えます。そしたら、〇×知事さんが病院の看護師さんへ、野戦病院へ従事せよという公用令書を発行します。それから、どっかの工務店さんの大工さんに、敵の攻撃で破損した陣地を補修せよという公用令書を出します。ところが、この大工さんが、私は拒否しますと拒否しました。業務従事違反命令だということで、命令違反だということで、この大工さんは警察に引っ張られていきます。政府の高官は、有事だからね、国民総動員で臨まないとは何か非情な目でちょっと見てる、こういう4コマ漫画があります。

私は、公用令書なるものがどういうものなのかちゅうのがわかりません。この公用令書を出すように政府の伝達は町長宛てにも来てるんでしょうか。この法案の中にそういう危険があるそうですが、その伝達は政府から来てるんでしょうか。答えにくかったら、知らないで結構でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私は見ておりません。

◎2番（川口 晃君）

部長、課長はどうですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

拝見しておりません。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ、石川総務課長。

◎総務課長（石川和久君）

私も存じておりません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

この戦争法案の中にあるということなので、注意していただきたいというふうに思います。

県知事宛てなのか、それとも町長、市町村まで来るのか。これは重大なことです。

それでは、この公用令書についてわかる範囲内で結構ですから、いろいろ調査していただいて、わかったら資料として私に下さいませんか。よろしく願いします。答弁お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

渡せる文書であるのかどうかというのもございますから、来た段階で検討させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

こういう危険性を持つ法案が今上程されているということを皆さんよく知っておいてほしいと思います。私も調査して初めてわかりました。

戦後70年、日本は一度も戦争をせず、平和に、自衛隊は他国に行って人を殺さず、殺されもせず、平和に帰ってきます。こういう国は、世界には少ないでしょう。この平和憲法9条を守ってこれからも進んでいくことが日本の役割だということを主張しまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

（2番 川口 晃君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて予定いたしておりました本日の一般質問は終わります。

お越しいただいております傍聴者の皆様にお知らせをいたします。

今議会の一般質問通告者は9名でありますけれども、本日は5名をもって終了いたします。よって、明日9日火曜日にも4名の一般質問を実施いたします。時間の都合がつかますれば再度お越しいただきますことをお知らせして、お願いをいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後3時05分)

平成27年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成27年6月9日（火）

# 平成27年第2回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成27年6月9日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

### 第1. 一般質問

6番 議席番号 5番 福永善之 議員

7番 議席番号 9番 久我純治 議員

8番 議席番号 6番 小池弘基 議員

9番 議席番号 12番 山脇秀隆 議員

## 2. 出席議員（15名）

1番 木村優子

9番 久我純治

2番 川口晃

10番 因辰美

3番 安河内勇臣

11番 本田芳枝

4番 太田健策

12番 山脇秀隆

5番 福永善之

13番 八尋源治

6番 小池弘基

15番 伊藤正

7番 田川正治

16番 進藤啓一

8番 長義晴

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進                      ミキシング 高 榎 元

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町 長 因 清 範                      副 町 長 箱 田 彰

教 育 長 大 塚 豊                      総 務 部 長 安河内 強 士

住民福祉部長 安 川 喜代昭                      都市政策部長 吉 武 信 一

教育委員会次長 関 博 夫                      総 務 課 長 石 川 和 久

経営政策課長 山 本 浩                      協働のまちづくり課長 杉 野 公 彦

税務課長	石山裕	収納課長	今泉真次
社会教育課長	新宅信久	学校教育課長	古賀博文
健康づくり課長	中小原浩臣	給食センター所長	神近秀敏
総合窓口課長	藤川真美	介護福祉課長	八尋哲男
道路環境整備課長	因光臣	子ども未来課長	堺哲弘
地域振興課長	安松茂久	都市計画課長	山野勝寛
総務課庶務人事係長	山田由紀	上下水道課長	松本義隆

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、通告順に質問を許します。

5番福永善之議員。

(5番 福永善之君 登壇)

◎5番（福永善之君）

5番、福永善之。通告書に従い、一般質問を行います。本日は、2問質問を行います。

1つ目は、粕屋町学校給食共同調理場、PFI事業者選定委員会の優秀提案者の選定に至る経緯について。これは教育長と所長に質問いたします。2問目、因町長の町政運営について。これは町長のほうに質問いたします。

では、初めに1問目、選定委員会は6回開催されました。平成26年11月25日に、選定委員会は優秀提案者を町に答申しました。選定委員会が出した報告書に関し、質問をいたします。

その前に教育長、昨日太田議員のほうから学校給食センターに関する質問がありました。内容は、値段の件を質問されていたと思います。その中で教育長は、太田議員、子どもの命と値段はどちらが大切ですかというふうに言われました。その真意をもう一度お聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

子どもの命より高いものはないと申し上げました。そのとおりに思っています。ただ、給食センターの建て替えにつきましては、やっぱり町民の、財源は税金ですから限度があると思います。それは重々承知ですということです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今の言葉は、謝罪という意味合いで捉えてよろしいんですか。



◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

謝罪というか、真意が伝わってなかったら申しわけないんですけども、教育委員会としては多くの子どもたちの命を預かっているということを申し上げました。保護者の方、町民の方の多くの方の願いが、新しい給食センターを早く建て替えてほしいという希望を私は受けておりますので、そのように申し上げました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

昨日教育長が言われたのは、子どもの命は大切だ、これは誰ひとり否定しませんよ。大切ですよ。太田議員が質問されたのは、値段が安いか高いか、ここですよ。それを子どもの命に置きかえられて反論されるということは、ちょっといかなものかと思えますけど、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員、もうここまでにしとってください。本来の自分の質問に戻ってください、これで。

◎5番（福永善之君）

これ、大事な件だから。

◎議長（進藤啓一君）

だから、お答えは求めますよ。

大塚教育長、どうぞ。答弁をしてください。

◎教育長（大塚 豊君）

太田議員の質問は、値段が高過ぎるというご意見ですね。それから、3回も値段が変わってるということは次長から説明を申し上げました。私は、多くの子どもたちの命を預かっているのでぜひとも給食センターを早く建て替えてほしいという願いを、議会の皆さん方をお願いをしています。太田議員のご意見は、施設の撤去費が2回、3回と変わっている、それから非常に高過ぎるというご質問ですが、それは今まで答えてきたところでございますので、何とぞ町民の全体的な広い視野に立って、給食センターを一日も早く建て替えてほしいということで、議員の皆様をお願いをしているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員、自分の質問の中でそういうことも含んで質問してください。

どうぞ。

◎5番（福永善之君）

では、本題に入ります。

平成26年11月25日に粕屋町学校給食共同調理場PFI事業者選定委員会が審査講評を町のほうに答申しました。その審査講評の中に間違いはございませんか、教育長。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

建設準備室長が答えます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

間違いはございません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

これは資料の面からちょっと私は質問させていただきますので、そこに疑義がちょっと生じてますので、私の思い違いかもしれませんので、その辺をご了承いただいた上で質問させていただきます。

では、その審査講評の中の、総合評価点の算定による優秀提案者の選定という項目がございますね。その中に、選定委員会における審査結果は総合評価点の最も高かった提案者を優秀提案者として選定しました。なお、加点項目審査段階では入札参加グループの構成員及び協力企業の実名及び入札価格を伏せて審査し、審査終了時に全ての実名及び入札価格を開示し総合評価点を確認したというふうに明記されております。この辺の間違いはございませんか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

入札に参加したグループにつきましては、01グループ、03グループというふうな名称で記載して選定委員さんのほうには配付して、性能点評価が終わりまして、まとめて価格点も性能点も01グループはどこどこグループですよというような公表をいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

じゃ、今の質問はまた置いておいて、今次長のほうから評価点の話がありましたので、そこをもう少し聞いていきたいと思います。

今回配分点として価格点が30%、それと評価項目、これが70%、3対7という項目で分けられた、この真意はいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

これは総合評価方式による、一般的に行われている価格点と性能点を何%にするかという比率に対してのご質問だろうと思います。

これに関しましては、選定委員会で落札者決定基準というものを審議していただきまして、選定委員会の方で決定するようになっております。事務局としては一般的に30%70%、40%60%の比率にした場合はこういうふうな事象があらわれるとか、20%80%の場合はこういうふうな形の逆転現象があらわれるとか、そういった説明は事務局のほうでいたします。福岡市の場合等は75対25というような比率でPFIの給食センター事業は行われております。これは、選定委員会が決めるものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

価格点は30ですね、それほど点数というのは開かない。一方で、加点審査、評価点ですね、この場が70点割合的にあると。その中で、評価点として例えば01番、入札をされた01番ですね、これが70点のうちの16.75点、03番5.5点。評価点の合計が70点もあるのにこれだけ低い評価と数字的には見えるんですけど、行政の立場としてはいかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまのご質問ですが、全員協議会のほうでもご説明はいたしましたが、もう一度ご説明させていただきます。

粕屋町の落札者決定基準におきましては、要求水準書を満たしておって0点というような加算点方式の評価になっております。それで、要求水準書を満たして0点、よりよい企画提案がなされた場合に0.5点とか1点とか、項目によって加算す

るような方式をとっておりますので、当然低い点数になるとは思いますが。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

評価点としてはABCDE、5段階評価ですよ。その中のCというのがすぐれているという項目というふうにお聞きしてはいますが、このCというのが基準になるのではなかったのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほども申しましたが、粕屋町に関しましては加算方式をとっておりますので、かなり高い要求水準書を提示いたしております。この要求水準書を満たしておいて、いいというような評価でございます、0点というような評価でございます。これに、企画提案でよりよい企画提案がなされた時に加算していくということで点数評価をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、冒頭の質問に戻させていただきますね。

計6回選定委員会は開かれました。で、4回目に開かれたのが平成26年8月7日。このときに事務局のほうから選定委員会のほうに、入札をされる構成員とかの実名というのは言われたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

第1次審査の結果についてということだろうと思います。参加資格を事務局のほうで、グループが出てきたら参加資格があるかないか、で欠落してれば失格ということになります。そのグループが当初3グループ出てきておまして、グループ名は審査会には伝えております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

グループ名は、そのグループの企業名ということですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

P F I 事業ですので、代表者のグループになります。コンソーシアムのことでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

そのグループを構成している構成員の実名は、そのときには述べられたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

審査委員の方につきましては、構成グループも全てわかるようになっておりますので、当然構成グループ、出資会社と協力会社、これも伝えております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

ということは第6回、これが平成26年10月16日、これが最終なんですけど、このときにヒアリング調査、それと加点審査というのをやられてるんですけど、その前に選定委員会としてはどのような企業さんがグループとしていて、そのグループの構成員かどのような企業さんが合体してるのかっていうのをわかりだったということですね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

はい、そうでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

一般的にこのような15年もする大型案件、新規事業、莫大なお金、このような入札をするときに通常、常識的に考えて選定委員会、今回は選定委員会という名称で選定委員というのを設けてやられるわけであるんですけど、通常そのような新規案件、莫大なお金、長期間の契約にかかわる入札に関して、選定する委員会というの

はそういう実名を知った上でするものなんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

参加されたグループと会社名ですね、これは当然大きな事業でございますので、それだけの会社であるかどうか、また実績があるかどうかというのはご説明を事務局のほうでいたします。それで、その参加資格がある会社であるというようなことを委員さんにお知らせするためには、当然、何グループでこういったグループで入っておりますよということは知らせるべきだと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私は一般的なことを言ってるわけであって、教育委員会としては知らせるべきだということですね。一般的なPFI事業でそのようなやり方をやってるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

審査の段階では知らせませんが、参加資格に関しましては一般的に知らせております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

審査の段階では知らせてないと。審査の段階というのは、この6回の意味を意味してるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

総合評価方式の場合は、この第6回目にヒアリングを行います。企画提案書が出た場合に、企画提案書でそのグループ名とか企業名がわかるような文言は除いてくださいということで事務局のほうからお願いします。そして、01グループと03グループというような表示にしてくださいというようなことを事務局のほうでお伝えして、そこでその実名が入ってこない、審査をするときに実名が入ってこない、どちらかわからないというような状態で審査をしていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、そのヒアリングを行った01グループ、02グループ、それぞれ何名来られたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

10名以内ということで準備室の方は提示しております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

10名以内はわかります。何名来られたんですか、それぞれ。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ちょっと詳しい資料は持ってきておりませんが、恐らく会社名多うございますので10名ほど参加されてると思います。後からお知らせしたいと思います。

◎5番（福永善之君）

これ今必要ですよ。これに関連して質問していくから、何名ずつかっていうことですね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

およそ10名。10名以内であれば10名参加されてると思います。だから、これがはっきり数、今資料を持っておりませんので10名か9名かというのはちょっとその辺がどちらなのかということと言われた場合にお答えしかねますが、およそ10名参加されております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

資料を持ってこさせますので、しばらくお待ちください。

◎議長（進藤啓一君）

関次長、それわかるとなら稲永主幹に言うて、早う持ってくるようにしとってください。そこ、閉じとってください、時間を。

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

済みません。01グループが10人、02グループが9名ということでございます。ただ、これは説明者の数でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

選定委員会が8月7日に構成員企業の実名を告げられました。その中で、選定委員長がこういう発言をされてます。審査のやり方としては審査員もグループ名や構成員を知らずに審査するというやり方がある一方で、構成員やグループ名を知った上でやるというやり方がある。事務局の判断としては、どういった企業がグループを構成しているのかわかった上で審査してくださいということですねというふうに確認を求められています。選定委員長としてもやはりその辺のところ、実際に知った上で審査していくのと知らなかった上で審査するやり方、ここにやはりその公平性、ちゃんと審査ができるのかっていうことをこの発言の中で述べられていると思うんですけど、事務局の判断としては知った上でやってくださいと言われましたね。そこまではいいでしょう。ただ、今回2つのグループしかありません。2つですよ。4つも5つもグループがあるのであれば、それは恐らくグループの数が多くなるほど確かにわからないでしょう、審査段階で。ただ、2つしかないんですよ。それに構成員企業というのがもうAグループが全部で6社、Bグループ、落札したところですね、そこが12社。ヒアリングに来た人数は10人以内というふうに絞られますよね。では、12社あるところは専門的な人間たちを集めるために最高10人それは持ってきますよね。幾らそのヒアリング段階で構成員企業はわからない状態で審査をしたといっても、一般的にはそのように考えられませんか、次長。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

委員長がおっしゃってるのは、ヒアリングのときに企画提案書に実名が入って、やはりそこいら辺が疑われるようなことがあつてはならないかなということでおっしゃいました。実際そのPFI事業で実名を上げて評価をされている自治体ございます。ただ、伏せておいて審査員が何も知らずにその性能点と価格点だけで評価をしたいというような意味合いの大石委員長の発言でございましたので、01グループと03グループというような表示の仕方をして審査を行ったわけでございます。当然、選定委員と1人でも、1社でも接触したら、もうそのときに失格というような



ことをうたい込んでおりますので、そういったことは、不正を行われるというようなことは絶対にないように行っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

もう選定委員長が8月7日にそのようなことを言ってるんですよ。なんで未来の10月16日のことを申し上げることができるんですか。8月7日に事務局から構成員企業等を実名で申し上げられましたよね。そのときに選定委員長の発言として、本当に実名を知った上で入札の審査をしていいんですか、そういうやり方もありません、一方で知らないやり方もありますという確認を事務局に求められたんですよ。今の発言は、トータルを考えて、推測で選定委員長のお話をされてるんですけど、選定委員長はあくまでも8月7日にそういう発言をされてますよ。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

8月7日に、1次審査の結果について事務局のほうから話しております。評価時は2次審査でございます。評価時において実名を上げる場合もあるし上げない場合もあるけど、実名を上げないほうが評価に疑念を持たれないから、委員長のほうは評価時に名前を伏せていただきたいという意味合いでございます。評価時といいますのは10月16日でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

それはわかってますよ、10月16日が評価時と。ただ、この8月7日の時点でまず3社興味を示したグループがありましたと。8月7日の報告では1社辞退しました、この2社に絞られました。絞られた段階で先ほど私が申したように2社だったら、グループの数が多くなるほど絞りにくいんですよ、どのグループがどういう構成をしているっていうのは。だから、このときに選定委員長もそういう疑義を生まれたんじゃないですかということ言ってるんです。それを事務局のほうでは実名まで公表されましたよね、その判断されましたよね。そこに選定委員長はたった2グループしかないのに本当にいいんですかというふうに言われてるんですよ。わかりますか。今次長は、ほかのところはとかと言われますけど、ほかのところはどうかわかりませんよ、ただ今回2社ですよ、2つのグループだけですよ。それで8月から10月までの間に、先ほど断言されましたけど、どこかの企業さんが選定委員の

方に何ちゃら何ちゃらとか、そういうことは一切ありませんという感じで言われましたけど、それは本当に断言できるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほども申しましたが、第1次審査ですね、そのときはこういった企業ですよということで参加グループ、参加グループはこういったグループですよということを選定委員さんのほうに紹介して、そしてそれから企画提案書が出るわけです。企画提案書を選定委員さんのほうに持って行って、そしてそれを熟読していただいて、ある程度ヒアリングに望まれるという、その前に専門部会を開いておりますが、専門的な部会で。そこから企業名を伏せて評価をするというようなことでやっておりますので、不審に思われるようなことがないようにやっております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

不審に思われるようなことをやってるから言ってるんですよ。わかりますか。2社ですよ、たったの。2つのグループですよ。私が例えば個人事業者として大きな建屋を発注するとしますよ。そのときに公表しますか、そんな実名とか。自分の金ですよ、自分の金。その間にいろいろなことが起こるっていう可能性、これを排除していかないといけないでしょう。今のはあくまでも仮定の話ですよ。8月から10月までの間、選定委員会は実名を全部知ってる、グループは2つしかない、そのうちの一方は学校給食のPFI事業に関しては、もう全国的に大手ですよ。もう8割方とってますよ、全国的に。大手ですよ。そういうのを絡めて、わかりませんか。どんな感じで入札が、審査が行われていくということは読めませんでしたか、そういうことは、次長。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

一応、2グループとも全国的には大手でございます。福永議員が言われている、その参加表明のときに知らせたということでありまして、それが審査、企画提案書から審査までは伏せております。01グループ、03グループというふうに伏せておりますので、審査委員さんはどちらがどのグループかわからないというふうな状況で審査を行われております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

申しわけないですけど、私が審査員の立場だったらもうすぐ分かりますよ。2つのグループでしょう。ヒアリングに来た人数があるでしょう、私だったらすぐわかります、正直な話は。先ほど申したように、全国で給食センターのPFI事業、やっているとこは本当限られてますよ。限られてます。そのようなところが、やり方として先ほど冒頭に申しましたように点数のつけ方、価格点が30%、評価点が70%、これ全て議事録読ませてもらったならアドバイザーの契約を発注したとこの会社に、コンサルタントの会社が入って全て誘導してるじゃないですか、話を、こうやっていかがですかと。それに全部乗っかってますよ、事務局もそのやり方に。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまの質問は、事務局が長大のほうに乗っかってるといようなご質問だろうと思いますが、落札者決定基準につきましてはその長大が出したんじゃないんで事務局のほうが出して、事務局のほうで算式を、公式をもう少し価格点が反映する、点数が価格点に比べて性能点と比較した場合5億円違って3点とかは、これは価格点の競争にはならないよといようなことで事務局の方が算式をつくったわけでございます。算式は、通常価格点は30点×（最低入札価格÷当該入札価格）、これで通常やられてるんですけど、うちのほうは二乗ということに二乗をつけております、よその自治体と違うのは。これは、価格点がもう少し反映するようにといようなことで準備室のほうで積算してつけております。だから、長大の出してきたままといようなことではございません。30と70もうちのほうで提案して、そして審査委員さんの意向を聞いて選定委員会で決めていただきました。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

それで、審査員で決めたっていうのはわかりますけど、それだけですか。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

準備室主導・・・。

◎5番（福永善之君）

準備室主導。じゃあ長大が、先ほどもう実名言われましたから私も長大って言い

まずけど、長大が全て中に入って選定委員会会議、これを正直な話がもうこの議事録読めば引っ張ってますね。どういう進め方をしましょうか、メニューを差し出して、これによってどんどんどんどんと進んでいるという感じですね。

一つ疑義が生まれるは、この間選定委員長は事務局のほうから、事務局というかこれ長大ですよ、長大のほうから30、70という比率でまず提案があったと思います。その後、選定委員長のほうも価格点がそんなに低いのはいかななものかということで40、60とか、そういうこともお話しなされたと思うんですけど、それを蹴ってまで30、70に持っていった理由というのは何ですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

30対70という比率に最終的にいたしましたのは、選定委員さんの総意で性能重視であるべきだというような意見が皆さんありましたので、30対70というような比率はそのままでということ。この場合に、先ほども言いましたように30対70にすると価格点の割合が少なくなるというようなことで、事務局で最低入札価格÷当該入札価格、これに二乗にすることによって価格点がかなり反映されるということで、うちのほうは二乗をつけますということで提案いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長、どう思われますか、新規事業で長期間の契約、莫大なお金、これの入札の審査をするに当たって2つのグループしかないというときに、前もって2カ月も前に構成員企業を実名で選定委員会の方にお知らせしてするやり方を、どう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。適正な審査が行われたというふうに信じております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

適正な審査というのは置いといて、町長自身、もしそのようなやり方が町長として、税金を執行する立場として妥当だったのかということをお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ええ、今のは公人としてお答えしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私だったら、そういうやり方はしません。

では、2問目に移ります。

因町長の町政運営について。順番は、3つ並べておりますけど、順不同でよろしいですか。

では、まず2番目の議会への対応について、1つの事例を挙げながら質問をいたします。

町長は昨年、こども館が粕屋町に必要だという施策を発表されました。それによって、町政の運営も進んでいってると。去年3月にこども館を建設するに当たり設計費、これの予算を計上されました。それは可決しましたね。9月の定例会時、設計の中身がちょっと変わりますので増額の補正予算で設計費の増額を議会に提案されました。そのときも可決をいたしました。

その中で、9月の同僚議員の一般質問の中で、町長は設計費が可決されましたということは建設も可決ですみたいなことをニュアンス的に述べられました。町長は、設計が可決されたということは、後々発生する箱物ももちろん可決なんだという感じで考えておられるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、当初予算でこども館の建設費はご承認をいただいて可決されております。つきましては、設計金額を上げるということは建物をつくる、建設するということと同じ。建設するために設計をするということでございますので、どこかおかしいところがありますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長、僕はすごくおかしいと思いますよ。これは、自治体を運営するガバナンス

ス、統治の問題だと思いますよ。箱物っていうのは最終的に莫大な金になりますよね。その前段として、それよりもかなり少ないお金が設計費として出てくると。その少ないお金が可決されたから箱物も可決というその論理。町長は、住民が納める税金をそのような感じで考えておられるんですか。我々議会人は、設計費が可決されればもう箱物も可決だと、そういう認識でいいといけないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

建設をするための設計費でございます。箱物の建設に当たっては、工事請負契約の締結についてを議案として提出いたします。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

いやいや、先ほどその箱物を前提とした設計費が可決されたということは、もう箱物をつくるという、そのニュアンスを言われたんですよ。だから、我々議会の仕事の一つに執行部の監視、チェック、税金がどのように使われるのか、どのように使われようとするのかっていうのちゃんと審議しないといけない、そういう機能が我々にはあるんですよ。まだ未来のことはわからない、今現在設計費だけを上げておられるんですよ。設計費だけについて可決しました、それがひもついて箱物の可決まで結ばないといけないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

箱物のおおむねの額については、26年度の補正予算の中に組み込んでおります。設計をするということは、その箱物を建てるという前提のもとに設計をするわけですから。なお、箱物の建設費契約については工事請負契約の締結ということで議案として提出いたしますので、おかしい流れではないと思いますけども。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私はおかしいと思うんですよ。議会の中には、もちろん賛同される方もいらっしゃるでしょう。ただ、設計費を提案されるまでに議会の中でやっぱりありますよ。何をどうしたいのか、こども館というイメージはありますよ、ただ何をどうしたいのか、そういうのが全くわからない状態で、議員からの質問にも答え切れない状態

で、せっぱ詰まって賛同された方もいらっしゃると思います。だから、そうやってせっぱ詰まった状態で賛同された方が、最終的にその箱物を認めたということに今のお言葉は言われてるんですよ。その賛同された方は、今はまだ審議する時間がないけど、箱物が建つまでの間にまだ時間があるから、そこで、町民の負託を受けてるから、自分たちはいろいろな案件についてよりよくなるためにその審議をしよう、その期間中のことはあるんですよ。そこを今町長は、設計費が可決されたから箱物も可決なんだと、そのようなことを言われてるんですけど、違いますか。違うでしょう。どうぞどうぞ、じゃあお答えください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

何度も申し上げますけども、設計はまあ設計です。この箱物を建てるという前提で、設計がなからんと箱物は建ちません。設計ができた段階で、今度は来月になるかと思っておりますけども、工事請負契約の締結について議案として提出いたします。今特別委員会をつくっていただいて、これは運営についてのいろいろなお話、ご協議をいただいております。別に私はおかしいことをしているとか言っているとかということはないと思っておりますけども。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

どうですかね、町長、私は町民の税金を執行したことがない立場の人間でありますので、そういう境遇で私はここにいますので、執行されている方はそういう気持ちでいらっしゃるかもしれないけど、税金の執行を今までやったことがない人間というのは、そこまでのことではないと。個人的に私は設計費が可決されたからひもついて箱物まで可決という、そういう認識ではいけませんよと。町長がそういう認識であられるならば、議会要りません。議員要りません。要らないじゃないですか。設計費だけでも可決したらあとはもう可決なんだからという、そういう今の言い分ですよ。要らないじゃないですか。

じゃ、次の質問行きます。

組織に関して、今副町長の設置と部長制というのは、これは条例に書いてありますんで、ひかれてます。これは前町長時代からの条例ができていますので、それを一時期副町長が空席のときもありましたけど、それを踏襲したような感じで町政運営を進められていると。因町長は、副町長、部長と今課長という執行部を形成されてる方たちがいらっしゃいますけど、部長、副町長というのは必要でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。必要でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

なぜですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今18課1室ございます。これ1室というのは準備室ですね、ございますが、それで各課それぞれに事業を起こしております。例えば総務部でございますと、総務課、協働のまちづくり、それから経営政策、それから住民課、総合窓口、それから出納室等々が総務部の所管になりますが。総合窓口もありますね。3部ございますが、これはそれぞれの部をまとめて同じ方向に、町政の同じ方向に身を向かせるというようなことを部長がやります。課長は、課をまとめて設定した目標に向かって業務を進めます。そういったことで、私は必要だというふうに思っております。思っておりますし、今、週に1回幹部会を開いてます。これは副町長、教育長、そして部長、毎週開催しております、週の事業、それから今困っている課題等々について全部の部長で事柄を共有して解決をしていこうと。同じ方向に粕屋町を進めていこうということで部長、それから副町長、教育委員会部局一体となって今進めておるところです。そういった意味では必要でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

人それぞれ得意分野、不得意分野っていうのはあると思うんですね。例えばある人は対外的な発信力があるとか、ある人は調整能力があるとか。私は、今まで2年間町長の運営を見てきて率直に感じることは、町長のお近くに町長に対して意見を述べる方がいらっしゃるのかなという感じで捉えてるんですね。それは、一方では好意的に私は見えています。トップダウン的に方向性をまず示して、それに対して町政を進めていくと。ただ、ある一方ではすごく独善的。誰も意見を言えない。町長の顔色をそんたくしながら、ご本人はそうされるでしょう、ただ独裁者というのはそうなんです。自分はそう思っていないと言っても、やっぱり周りの見る目って



いうのはそうになっていくんですよ。人の意見を聞かないとか、あの人にこう言ったら雷が落ちるとか、すぐ否定されるからもう言わないとか、そういう感じにやっばりになっていくんですよ、組織のあり方として。

私が見る限り、町長の強みというのはやっぱりトップダウン式だと思うんですよ。その町長のトップダウン式を見る限り、私は副町長がいるんであれば部長は要らない。副町長がいなくてあれば部長はあってもいい、そのように感じてるんですね。それだけトップダウン的に物事を進められてると思うんですよ。だから、今現在はそうやってどちらも必要だというふうにも言われますけど、例えば粕屋町みたいな4万5,000ぐらいの、対外的にいうと小さな自治体ですよ、この自治体でポストはかなり多過ぎるといってもいいんじゃないですか。私も実際にそう思います。ただ、今町長ご自身の強みっていうのはやっぱり認識されて、もう一度ご自身の周りっていうのを考えられたほうがいいかなというふうには思います。

私が申し上げたいのは、議会運営、先ほど質問したのと絡むんですけど、町長の周りに町長に対して意見を言える方はいらっしゃるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それは副町長もそうですし部長も、おかしければ、町長これはおかしいよと、それぞれに私のほうに言ってきます。

つけ加えて言いますが、まあいいか、どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

これは笑ってる場合じゃないんですけど、例えば厚生常任委員会の審議で、こども館は可決しましたから、それは私も認めますからね、ただその可決する前提として、今まで議論してきた町立保育園の老朽化、これはずっと担当課のほうから聞いてました、どうにかせんといかんと。それが町長のトップダウン的なこども館建設を打ち出されましたので、その町立保育園の事案は一切我々が質問しても答えない。もしくは、我々のほうから町長に伝えてくれと、こども館はいいよと、ただ同時方向で町立保育園の2園の老朽化対策も、その案を示さないと、やっぱり我々も所管で持ってますから、おまえら議会一体何やとんやという感じで見られますよ。そんな感じで我々は所管のほうに上げました。その上げた案は町長、聞かれましたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

もちろん中央保育所、仲原保育所、老朽化した保育所を除外してこども館ということではございません。並行に考えて、その時期を見ております。公設の施設の管理計画は間もなく出てまいります。恐らく上位の順位に入るだろうと思います。しっかりと取り組みをいたしていきたいと思っております。ご理解をいただきますようお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今の案件は、じゃあ町長のお耳までは入ったということですね。それを町長自らが常任委員会でおっしゃるか、もしくは担当課長か部長に言われなといけませんよ。一言も言いません。だから、町長、申しわけないけど、いろいろな意見が出てくるんです、人の話を聞かんとか。これは、私は担当課の皆さんにも言いたいんですけど、やっぱり今はっきりと言われましたから、自分はちゃんと人の意見を聞くと。何も自分の顔をうかがってそんたくしてする必要はないと。

今後町民の皆さんからいろいろな発案があったときに、やっぱりそれを受けとめるのはまず担当課ですからね。担当課がこの案件に関してはこれ町長言っても無理やなど、そういうそんたくをすることはなしにしないといけない。

そういうことを申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。

以上です。

（5番 福永善之君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

9番久我純治議員。

（9番 久我純治君 登壇）

◎9番（久我純治君）

おはようございます。議席番号9番久我純治、通告書に従いまして質問します。

3問します。

第1問目、町長の2期目に対する心づもり、または決心について。2問目、粕屋町の信号機を歩車分離信号にできないのか。3番目、ボランティアセンターの機能を生かすためには場所の移転を、の3問について質問します。

まず、第1問、町長の2期目に対する心づもりは。

決心についてですが、西日本新聞6月4日付では、10月20日告示で10月25日を投票日と決まったそうです。町長になられて3年半、思いもひとしおと思えます。

私の頭の中で、順不同ですが、国や県の補助金を使ったとはいえ中学校、学童保育施設、各小学校また中学校の大規模改装築工事、昨年は各小学校において全てクーラーの設置、また2年間にわたりPFIによる給食センターの設置の推進、また本年度はいろいろと問題がありましたがこども館建設の進めと、ハードの面です。クーラーの件では、小学生の子どもたちが一番喜んでいるところです。

ソフト面では、高齢者医療者肺炎球菌予防接種に対する補助金3,000円です。乳児医療費では、粕屋町在住で健康保険に加入している小学生6年生まで医療費が無料化されております。風疹予防接種事業、また高齢者70歳以上の粕屋町在住の人、久山温泉施設夢家に200円に入れるよう、残金は町で負担するというようになっております。

また一方、戸原の流通運輸センター、これは私が勝手に言っておりますが、一時はソフトバンクの球場に話があったところだと思いますが、29年度に移るそうです。江辻山のフランソアの誘致、これも29年、これは人の雇用も考えてあると思いますが、それと酒殿駅前の区画整理とあります。土地開発公社の借金返済についてもいろいろありましたが、財政も公債費では平成23年度18.3%、26年度16.1%、27年度は13%になるというような試算になっております。行政施策と地方創生に取り組んでこられましたので大変だったと思いますが、しかし、私はこれから先が大変だと思えます。今福永議員も言っていましたように、私はもしこれが戦国時代なら、今の町長は織田信長に例えられると思います。

これからは本題に移ります。6問します。1問ずつよろしくお願いします。

2番目に、2期目に対して出馬されるかについてお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

気力、体力、充実しております。2期目を目指します。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

これはもし答えにくかったら答えんでいいんですけど、もし出馬されるんならどんな公約を持ってされるか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

一番当初出馬いたしたときも公約しましたように、まず住民の安心・安全、そし

てより豊かな福祉のまちづくり、そして子どもからお年寄りまでが生きがいを持って伸びやかに暮らせる環境づくり等々を主に。それから今、第5次の総合計画をつくっております。これは来年度から37年度までの10年間の計画です。私は、市制を目指したプランにすることによってつくっておるところです。なお、あわせて昨年地方創生ということで、まち・ひと・しごとの関係で地方総合戦略というものをつくらなくてはなりません。たまたま粕屋町は総合計画をつくっておりましたので、これとリンクをしてその総合戦略をつくっていかうと。なお、これは5年間でございますけれども、人口フレームについては2060年までという人口フレームをつくらなくてはなりません。それで、より詳しく今後の町の人口の動態がわかるだろうというふうに思っています。

今お話ししたようなことで、この中部の中で一番交通の利便性もようございます。中核となるように、そして町の基盤を市制を目指した基盤整備を今後2期目にはしっかりとしていきたいと思えます。

それから、財政の問題、今先ほどご説明いただきました、戸原開発が29年度、それから江辻山のフランソア、これ29年度を予定されてます。ここはパン工場でございます、500人の雇用を生むということでございます。やっぱり雇用を生んで初めて豊かさを感じ、人が粕屋に住み着くということになります。

今、酒殿駅は区画整理事業に向かって取り組みをいたしております。今ネックになっておりますのは、23ヘクタールにも及ぶ九大農場。これが阿恵官衙遺跡、役所跡、それから太宰府政庁に運ぶための供出ですね、昔米倉がずっと連たんしてあるといったことで、国の史跡という話もありますけれども、今年度中にその範囲を確認し、来年度、これはすぐ2年ぐらいかかるでしょう、本掘に入っていくだろうと思えます。これも町の西の玄関として九州大学と一緒に協議をしながらまちづくり、よりよいあの空間の都市づくりを考えてまいりたい、そういった意味では来期ぜひとも出馬をしたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

この3番目の質問は今のとちょっと重複するんですが、粕屋町を将来どんな町に、また市にしたいのかというのですが、今お聞きしましたので、もうこれは飛ばします。

4番目、町民の中ではいまだに合併の話があるが、私は民意の一つだと思っております。単独で市制を目指されるのか、お答えください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

合併については、平成19年、合併協議会をつくろうということになりました。しかし、それは粕屋町と久山町が合併協議会の設置について否決をされました。ということは、合併はしないということの表明であったと認識しております。

私は、町長に就任してもう4年目になりますが、合併の話は一つも出ません、町長会の中でもですね。私は、今の人口の伸び等々からすれば十分単独で市になれるというふうに考えております。そういったことで、こちらのほうから合併を呼びかけるということは今後もございません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

これは5番目になりますが、今合併はしないとおっしゃったんですが、一応。もし住民投票の話が出てくるかもしれません、そのときはどんなふうにお考えですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

そういった段階になりましたら、その段階できちんと考えを示します。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

それと、2期目に当選されたらどうしてもやりたいこと、またしなければいけないようなことがありましたら、ちょっとおっしゃってください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほど申し上げましたようなことが概要でありまして、2期目に入れば2期目に入ったでまた突如何が起こるかわからないということもあろうかと思えます。しかし、先ほども福永議員からもお話がありましたように、そういったふうな見方があれば、そこら辺は十分是正をしながら、私自身も是正をしながら、もっと開かれた、もう今開かれてると思えますけれど、話しやすい、何でも言いやすい長になる

ように自分自身も精進していきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

いろいろお答えいただけてるんですが、2期目にもう挑戦されるということで、前に述べましたがいろんなことも経験されてこられたのですが、いずれ我が町も人口が自然増で、他町になく5万人を超えたいと思います。単独で市制もいいが、私自身は我が町を中心に10万規模の市にならないといけないと私は思っております。

粕屋町は、皆様ご承知のようにいろんな面で他町よりずっと恵まれています。地の利がよく、今でも福岡市のベッドタウンです。子どもが増え続けて、いつまでも箱物ばかりをつくっていくわけにはいかないと思います。地の利を生かした都市計画もしなければならぬと思っております。

日本は、核家族が進み、親子のきずなはどんどんなくなっております。粕屋町が言うきずなのある町とするなら、2世代、3世代で住める家を建てることも大事だと思います。なぜ農家の人たちがきずなが強いかというと、じいちゃん、ばあちゃん、お父さん、お母さん、子どもたちが一緒に住んでいるからです。若者はそれを望んでいないという人もいますが、反面、じいちゃん、ばあちゃんと一緒に家に住みたい人も多いのです。

ある町では、2世代、3世代で家を建てる補助金を出すということもありました。世の中はどんどん変化していくからこそ、きずなの家、また家族のきずなが必要になっていくと思います。家に帰れば誰かいる家、若い人たちは2人で共稼ぎしなければいけないほどの借金があるために、赤ちゃんも7週目ぐらいから保育所に入れなければなりません。10年余り他人に預かってもらいます。三つ子の魂百までと言いますが、親が子どもといる時間がとても少ないのです。定住者を増やし借金も減らすためにも、町のやり方一つと思われれます。親子、またはじいちゃん、ばあちゃんを殺す、世の中がどんどん難しくなっております。本当のきずなのあるまちづくりにして、町長のお考えが何かありましたらお知らせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

地方自治体の仕事というのは福祉の向上、充実、安心して住民が暮らせるまちに尽きると思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

とにかく、粕屋町といったらさっきから言うように地の利がいいところなんですよ。だから、先を見越して、やっぱり昭和の最初、40年ごろの地の利じゃないんですから、そこを計算して総合計画のマスタープランももう少し進めてやってほしいと私いつも常々思っております。2期目挑戦で、ぜひ町民の味方ですね、要するにさっきから町長もおっしゃってましたようにトップダウンもいいけど、まだまだ町民の話も聞いてやってください。ぜひ、そして挑戦してください。

そして、2問目に移ります。

粕屋町の信号を歩車分離信号にできないかについて質問します。

原町駅前、また中央小学校横の信号が朝夕の混雑で渋滞しております。歩車分離信号で少しは渋滞の解消にならないかということです。

まず、今から質問することは果たして歩車分離信号方式というかわかりませんが、現代は車社会で車がないと困るのが現実です。粕屋町は、数十年前まで人口も少なく家も少ない、町も車も少ない交通量の町でした。長者原駅が新しくなり香椎線のあの小さな車1台やっと通れるかというガードが、今では大型も通る立派な大きなガードに生まれ変わりました。あの交通事故に無縁だった南仲通から長者原に抜ける道、今では自転車等と自動車との接触事故が多く起こっております。

しかし、いろんな道自体を幅を広げることはできません。現状では201号線も607号線に変わり、車の量も数倍に増えておりますが、県道、いわゆる607号線を横断するためには道幅が狭く、思うようにいかないのが現実です。

607号線に対する原町駅前と中央小学校の信号の時間を図ってみました。原町駅前が、607号線が1分40秒に対して25秒です。また、中央小学校のところは1分50秒に対して20秒です。この朝夕ですが、特に最前線の車が25秒、20秒内で右折、左折できないと、何回も信号待ちをしなければなりません。4回も5回も待つのがざらです。この渋滞緩和のために行政として何をすればいいか考えたことがありますでしょうか。また、粕屋署内の交通安全委員会のほうに問い合わせたことはあったでしょうか、ちょっとお聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

交通安全の関係でございますので、総務部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

これまでの経緯につきましては、今の状況を把握しておりません。今議員さんおっしゃってるのは県道607号線の交差点のことかと思います。それにつきましてお答えさせていただきます。

原町駅前並びに中央小学校横信号につきましては、議員がおっしゃるように朝夕の渋滞がひどいことについては承知いたしております。この信号を歩車分離信号にして渋滞解消をとのことでございますが、歩車分離信号につきましては、交差点内の車両の通行を全て制限して、歩行者のみが横断する時間を設定するものでございます。これを導入しますと、歩行者はより安全となりますが、車両にとってはかえって停車時間が長くなり、渋滞に拍車をかけることになることも考えられます。これらの交差点は、右折車両がなかなか通過できないことにより渋滞しており、右折レーンを設ければよいのですが、現状の道路幅員ではこれも困難でございます。

今後、粕屋警察署と協議を行いまして、歩車分離信号への切りかえを含めまして、どのような対応が適切か確認をしてみたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

これは私の提案なんですけど、原町駅の、要するに歩行者の方の時間を10秒ぐらいでいいんですよね、止めるのが。そしたら、車だけ動かせば右折も左折もできるんですよ。それと、中央小学校のところもやっぱり同じなんですよね。あそこは車と同じ信号なんです、時間帯が。だから、ゆっくり渡られるから結局1台も曲がられんというのが多いんですよね。だから、あそこに5秒とか10秒とか車を通す時間だけをつくってもらえればいいんですよ、私が言ってるのは。

この前、一応警察署のほうに電話したところが、それは行政とか地域の人の要望に応えますというようなことを言われたんですが、どんなふうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

今おっしゃいましたようなご意見を警察署とも協議してみたいと思います。歩車分離信号につきましても、ラッシュ時間というのが限られておりますので、歩行者がたくさん通る時間帯だけに区切ってそういうふうな歩車分離の操作ができるのかとかということも含めて、粕屋警察署のほうでいろいろ内容ご存じだろうと思いますので、十分に協議させていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）



久我議員。

◎9番（久我純治君）

私が言う、さっきから言うように歩車分離という言葉が合うかどうか知らんとです、これは。ただ、あくまでも車が動く時間をつくってくださいということなんです。だから、歩車分離という言葉が合うかどうかわかりませんので、ぜひこれ進めてください。

これで3問目に移ります。

ボランティアセンターの機能を生かすには、場所の移転を。

粕屋町の大切なボランティアセンターや福祉センターが、日曜のためわかりにくい。この粕屋町のボランティアセンターは何をするためにつくったものでしょうか。まず、それをお聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

所管が総務部になります。総務部長のほうから、つくった生い立ちからどういった内容かという話をいたさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

ボランティアセンターは、平成18年10月に開設しております。目的といたしましては、町内のボランティア情報の一元化、またはボランティアをしたい方と求める方とのコーディネート業務、あるいは相談業務、ボランティアを行う上でさまざまな知識を取得するセミナーの実施などを業務といたしております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今おっしゃったように、確かに私も知っております。ところが、現状ではちょっと違うように思われます。今現在はどうかということですね。

町内にはいろいろボランティアがありまして、子ども未来課においては託児ではファミリーサポートで500円の支給、子育て支援サークルでは子育て応援団、それから子どもの読書でブックスタート。また、粕屋フォーラムでは、フォーラムでの読み聞かせやお話し会。また、社会教育課では学校での朝読みやお話し会では1,000円の支給。手話については、学校での手話教育では1,000円の支給。介護福祉課は、ゆうゆうサロンボランティアで終日活動者には弁当支給、65歳以上はバラボ

イントの対象で高齢者支援をやっております。また、社会福祉協議会生活支援サポートで、65歳以上バラポイント対象で高齢者支援。協働のまちづくり課、学童見守り、横断指導で帽子、ベスト、旗などの支給。ボランティアセンターは、読書で福祉施設等の読み聞かせ、見守り等ではジャンパー等支給、高齢者支援では施設や行政の外出支援、広聴、演芸披露等、手話については学校以外の手話を活用しております。こうしてその下にボラ連が9団体が加入しております。以上のように、何かボランティアセンターという分かりがあるのでしょうか。また、今後、(仮称)こども館においてもいろんなボランティアの人たちを養成するようなことが言われましたけど、こんなにばらばらであって、さっき言われたその意に反するんじゃないでしょうか、まず。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

今議員、多種多様なボランティア活動についてご説明ございましたように、こちらのほうといたしましても現在のボランティアセンターの開設時間が福祉センターと同様に9時から17時までとなっておるということで、利用者の方についてはなかなか利用や問い合わせの関係が時間的には難しい部分が多かろうと思っております。

それで、今後はボランティア業務の活動の充実を考えれば週末、夜間も開設するようなことが望ましいということで、開設時間の延長や土日の開設などについても改善の余地はあろうかと思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今ボランティアセンターに1人の職員の方が働いてありますよね。その人の内容をちょっとさせてもらいますけど、内容というのがボランティアコーディネートの受け付け、面接、紹介、初回時の立ち会い分、取材、紹介後の確認、記録、ボランティア活動の場の開発、主に粕屋町内の施設を訪問しセンターの紹介とボランティア、受け入れ状態や希望するボランティアの内容等の確認、セミナー、企画、立案、広報、ポスター製作、サークル訪問、講師手配で実施、研修、主にNPO、ボランティアセンター主催の研修参加、月別ボランティア数統計、ボランティアニュース製作、ホームページ、福祉センター掲示板に掲示、行事カレンダー製作、毎月ホームページ掲載、ボランティアセンター運営委員会出席、各団体個人宛て文書製

作、ボランティアセンター方針等いろいろな説明や依頼、定例ミーティング月1回、協働のまちづくり課等の出席、ボランティア団体個人登録、ボランティア保険加入手続、名簿製作、登録証発行、ボランティアブックの配布、個人のみ販売代行、NPO「ほし」の会、石けん等親の会、布製品とボラ連のお茶、事務所にある商品の販売、福祉センター利用者の対応、部屋の案内、フロアの利用方法、使い方、また両替等。いろいろと述べましたが、これが1人の臨時職員の仕事だそうです。

我が町には本当に大切な仕事だと思いますが、この場所がどこにあるか知らない人が当然たくさんいます。また、さっき言ったように何をしているかがわからない人がたくさんおられます。

私の提案でございますが、本来ボランティアセンターをつくったときのように、それぞれの部門センターを統括して一本化するというのが本来のボランティアの意義だと思います。今でもいろいろ窓口があり過ぎてわからないという町民の生の声です。場所ですが、(仮称)こども館ができれば、今サンレイク粕屋内にある教育相談所がこども館に移ることになっております。そこにボランティアセンターを移すことで、粕屋町内の全部のボランティアを束ねて本当にボランティアセンターの機能を発揮できると思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それも一つの案として検討させていただきますけども、ちょっとあそこでは狭いと思います。新たに場所等も含めて、今福祉センターの中に入っておりますけども、福祉センターのロビーみたいなところに入ってますから、これは、あそこは旧館のほうは耐震もやっておりますし、今度の公共施設管理計画の中で、あそこはどっちみち扱わないかん。特に機械室、ボイラー室、前お風呂があったところが今死んでおりますので、そこらも含めてボランティアセンターらしい部屋になるように多方面から考えてまいります。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

町長、風呂場とかと言われた、あそこはもう部屋になってるんですね、今はちゃんと。このボランティアというのは、今から先やっぱり粕屋町の市制にとっても大事なことと思うんですよ。だから、やっぱりわからんようなのをつくるんじゃなくて、中央でわかるようなところで、みんながいつでも寄れるようなところをつくら

んと、福祉センターの中じゃ、今でも知らん人が多いんですよ。福祉センター自体を知らん人が多いんですよ。だからもう少し、せっかくこども館つくるんやったら、あの辺でこども館でもまたボランティア集めるようなことを言われる。いろんな各自でやったらボランティアセンターの意味がないんですよ、私はずっと見ようけど。だから、これをぜひ統一するためにももう少しわかりやすいとこで、人間を増やして、本当の意味でボランティアの活動できるようにせんと、やっぱりかけ声ばかりじゃみんな差があって、社会教育は1,000円払います、こっちはただですよとか、そんなもんいっぱい弊害も出てるんですよ。だから、ぜひこれは中央のわかりやすいところにつくってほしいんですが、どんなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今即答はできませんけども、十分参考にさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

そしてやっぱり一日も早く、せっかくつくってあるボランティアセンターの本当の意味での機能を果たせるようなボランティアセンターをつくってほしいと思います。今から先粕屋町にとっては大事な大事なボランティアセンターだと思うんですよ。だから、人員の配置からも考えて、臨時じゃなくてやっぱり1人ぐらい正職置いてちゃんとさせんと、今やるような人に全部責任かぶせるようなもんですもんね、あれ。大事なところですよ。だから、もう少しやっぱり今後、総務課担当ならなおさら部長ですね、考えて。今から先、粕屋町の大事な大事な場所ですから、これが今から先ずっと続くことですから、ぜひ考えてほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

（9番 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時5分）

（再開 午前11時15分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

6番小池弘基議員。

（6番 小池弘基君 登壇）

◎6番（小池弘基君）

議席番号6番小池弘基です。ただいまより一般質問を行います。

早速ですが、粕屋町の財政状況について尋ねます。通告書に書いてるとおりずっと聞きますので、よろしくお願いいたします。

まず、因町長は就任以来1期4年を終わろうとされていますが、粕屋町の財政状況につきまして質問を行います。

就任当初より財政状況が悪く、実質公債費比率が18%を超えていたために町有財産の売却に突然着手されましたが、売却の差損が約10億円発生し、現在もその返済に努められておられます。また、学校給食調理場の建設を民間の資金活用によるPFI方式での建設を今年1月の臨時議会において決定され、今後15年間に於いて毎年5億円近くの返済が始まります。

このような状況の中で、今年3月定例会において、（仮称）こども館建設を決定されました。今後、駕与丁公園の水鳥橋の架け替え工事や、花火大会も300万円の補助金を出して開催されておられ、来年の開催は未定ですけれども、またこういったこども館建設の維持費として、確定ではありませんけれども毎年3,000万円近くの経費が毎年かかってくるのかなと思います。

以上のような状況において、粕屋町の財政状況と今後の見通しを町長に尋ねます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

久しぶりに読ませてもらいます、間違ったらいけませんので。

ご指摘のとおり、私が町長に就任しました平成23年当時は実質公債費比率18.8%、これは福岡県一でございました。そして、24年度は18.3%、27年度、今年度末は13%台に下がる予定です。5%下がります。しかし、その要因は地方債において私が就任する以前、平成9年から16年度にかけて継続事業として図書館、生涯学習センターが整備され、その償還を含む平成23年度町債の償還額が16億5,863万円。うち3事業、今申し上げた3つの事業で8億1,500万円の償還をしております。

町有地の売却に関しましては、議員おっしゃいましたように土地開発公社の売却を私がした。違います。今から聞いてください。土地開発公社により土地活用事業の件であると思いますが、社会的な問題ともなっておりました第三セクターの取り扱いについて、平成20年度に出されました総務省からの第三セクター等の改革についての指導がございました。翌年度の抜本的改革の推進等についてといった国の方

針に基づきまして、要は活用されない塩漬けの土地、長年懸案事項となっております。公社所有の3カ所の用地について、活用事業に着手されたものでございます。これは私が、ここ大事です、町長に就任する前、契約は平成23年10月4日に売買契約がなされております。私は、平成23年10月22日の選挙がございまして、その後11月6日から就任をしております、大事なところです。というようなこととございます。質問者が言われるように、突然売却したというようなことは、全く当たりません。そして、この土地を売却したからといって町に利益が出て別事業に使えるということではございません。全部銀行に返しました。その上で私はこの簿価割れの分を6億円今返しております。ご理解いただけますかね。そういったことです。なお、この土地開発公社の債務につきましては、今申し上げましたように約10億超えますけれども、今、これ6億円返済をし、あと実質、今消防の訓練所にしておりますのは、土地がございまして、実質簿価割れの分は3億円ぐらいかなと思います。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございます。町長のほうから、実際に就任する前の段階で契約等がなされてましたよといったようなことだと思いますし、その当時は、今回27年度のわかりやすい予算書の中にも実質公債費比率が何年度がどれだけということも載ってますし、25年度時点では16.1%、これが今後減っていきますといったような答弁だったと思います。

されといっても、同じような類似団体では10%を切った、9%であるとか、また県にしても8.9とかっていうところから比べるとまだまだ粕屋町は高い数値であるということは間違いないかと思えます。当然それを少しでも財政改革を行って健全な町財政に持っていくというのが一つの課題かと思えますけれども、先ほど来からいろいろ、やはり粕屋町もすることがたくさんあります。これは先ほどもいろんな議員が答えてありました、こども館建設に関してもそうです、必要なものだから建てたといったことも十分理解できます。

私なぜ今日、今回この財政状況というものを質問したかといいますのは、いろんなことをすることは、もう全部決まっています。これは、しないといけないこともたくさんあると思えます。中央保育園、仲原保育園老朽化が進む、これも当然だと思えます。といっても、一度に出すお金っていうのは限られてくることも事実。でも、それをきちっとやっていく中で、本当に粕屋町の財政は大丈夫ですかと、そういったところをきちっと答弁していただきたいという思いが私の本心でございます。

その中で、昨日の一般質問の中でも町長はいろんな議員からの質問に対して具体的っていいですか、阿恵橋を拡幅するとか、いろんなふうな問題をいろいろ相談されてるかと思います。それもやはりどれもどれも大事ですし、それも同時に、じゃあ来年するよというような答弁はされておられませんし、そういったことをやはり計画的にぜひともやっていっていただくことが大事ではないかなと考えております。

そこで、改めて質問したいと思いますのは、町の財政。水鳥橋も今落ちたままです。これの工事も当然出てまいります。また、ほかの一般質問の答弁にもありましたように、近い将来中学生の医療費の問題、これがどうなるかまだ決まってませんが、これもまた負担増が考えられる。そういったことがずっとあるんですよ、これから後もう目に見えてしないとイケないことはたくさんあります。そういったふうなこと、確かに一時的には実質公債費比率もだんだんと減ってきますけども、これがまた上がっていく可能性もたくさんあるでしょうし、それについての裏づけがちゃんとあって、この粕屋町の財政状況がこういったことだから安心してくださいよと、花火大会も300万円、今年補助金つけてやりますけども来年わかんないよというようなことじゃなくて、やはり始めたものはきちっと計画的なものでやってほしいし、粕屋町の住民もやはりこれは、やった、花火大会が始まったねと喜んでおられる方もたくさんおられるわけです。だから、そういったふうなことも一つ一つ住民が理解し納得できるような政策をきちっと示していただきたいなという思いもあります。

そういった中で、財政が具体的にどういったふうなことで大丈夫だよっていうところがございましたら答弁のほうお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私の行政運営はいろんな学校の建設、増築、それから大規模改修等やっておりますけども、できるだけ国庫補助金が有利な、例えば補正でやりますと町負担の50%は交付税になります。そういったことでいくつもやってきました。今度建てることも館もそうです。エアコンもそうです。そういったことで、それをやりながら公債費比率をだんだん下げてきました。今年度末は13%台になるでしょう。今後は12%台でとどまるでしょう。やるべきことをやりながら、そして公債費比率が上がらないように、また新しい財源を求めて今先ほどお話ししましたように戸原であるとか江辻山であるとか九大跡地であるとか酒殿の区画整理事業であるとか、新しい財源を見つけながら、また新たに入ってくる住民の人たちを今の水準より落とさない

で、よりいい福祉の充実を図るという思いで行政運営をやっています。財政は大丈夫です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございます。先ほども29年戸原北西部の開発であるとか江辻山のフランソアの誘致であるとか、そういったことで500名の雇用が生まれるとかといったようなことも町長の口からいろいろ答弁していただきました。あと一つ問題になるのはというのは九大農場跡地、23ヘクタールの土地の今後の活用についてがまだまだ決まってないところがたくさんあると。それを早く決めていくためにも、やはりどこにどれだけの歴史的なものがあるかっていう範囲の確定をする必要があるといった答弁も伺いました。そういった中で、これはきちっとした形の中でやっていただきたいと思えますし、今回、一つはこども館の中で確かに補助率が高い、補正でやった、国の方針とかが出てなかった、だから何も、本当はもっと早くいろんなことを報告したいと思っても報告できなかった理由があるんですよといったことも十分私は理解してるつもりでございます。

しかしながら、やはり今回のこども館につきましても建設する場所の問題、例えば今現在サンレイクしかないっていうところまではまだしも、でも去年の3月に当初予算で設計費1,000万円を計画として組んであるわけですから、その段階から本来はどこに建ててどうするべきっていったところも並行してやはり考えていただくと、今年1月になって補助率75、非常にいい条件でついた、じゃあ建てないといけないぞ、だから今建てるとすればサンレイクの駐車場の場所しかないじゃないかといったような形の答弁に私は聞こえてきたところがあります。そうすると、わざわざ駐車場をそこに潰して、そこに建設をして、また別のところに駐車場が足りないからといって、またお金を2,000万円使って駐車場をつくる。そういったふうな無駄と思われるようなことは、やはり避けてほしいなど。逆に、我々議員のほうからも、今のサンレイクにあるテニスコート、あれをできればもっと早い時期に、将来移すかもわからない、可能性もあるみたいな考えがあるのであれば、そういったものをもっと早い段階から計画的にさせていただくことで本当に無駄がなくなるんじゃないかなという思いがしております。

町長が言われましたように、粕屋町は財政的には大丈夫ですと言い切っていただきました。この今年のわかりやすい予算書の中でも財政力指数といったところがありまして、これは自治体の財政力をあらわす指数で数値が大きいほど財政的に安定した団体とされ、1を超えると地方交付税が交付されなくなる。福岡でいえば苅田町



なんかが非常に財政力指数が高い町だと思っております。粕屋町も補助金が要らない、本当、1を超えるような財政力を身につけるのが一番いいんですけども、それでもこの資料によりますと平成25年粕屋町は0.8、これ同じような類似団体ですか、これでいくと0.6、福岡県平均は0.49ということで、粕屋町は財政力指数に関してはまだまだ高い数値は誇ってますよと。ただし、先ほど言われたような実質公債費比率についてはまだまだ、下がってきたとはいえ高い数値があるんで、これについては計画的な箱物建設、またいろんなものの経費を今後やはり落としていく。特にこども館を建てられる中ではいろんなボランティアを含めた費用が出てくるので、できるだけ早い時期に、まあ特別委員会をつくっておりますので運営に関してもいろいろ協議しながら、やはり町民に少しでもいいものを。そのいいっていうのは、お金をかければいいんじゃないかって、中身が充実した施設を建て、その運営も極力無駄なお金がかからないような形のものをしていっていただきたいなと思っておりますけども、その辺のところを町長また思いも含めて答弁いただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

無駄なことはやってないつもりです。そういったふうに認識されておるんだったら、私どもの説明の不足だろうと思えます。今後、ご指摘のように行政の無駄がないようにきちんとした計画でもって進めてまいりたいというふうに思っておりますし、今までもそうしてきたつもりです。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

それでは、時間的にもまだ早いですけども、最後にちょっと一言お話しさせていただきたいと思っております。これは通告書には書いていないことですので、町長の答弁は結構でございます。私の思いをちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

私は、町執行部が提案された議案については、基本的には町民が困らないように賛成してきたつもりでございますし、今後もそうしていきたいなと思っております。しかし、昨日の答弁の中で、町長は太田議員のところに行かれた話が出てきまして、私もえっ、それって本当なの、おかしいんじゃないといったところがございます。先ほども、今年10月に行われます町長選挙に出るよといったことを表明されました。当然1期目、それでまた第5次の総合計画を作成しておられる時期でもあ

るし、まだまだ積み残しがあるんでぜひともあともう1期やって、いろんなことをやっていきたいという思いも確かにあります。その町長が、学校給食建設に反対であった太田議員のお宅にお伺いして、それで賛成してもらえるように話をしたといったような旨の答弁をされたと思います。私は、これについては、やはり幾ら以前から友人であろうと何であろうと、これはちょっと考え方が違うんじゃないかなと思っております。まして、その表現の中で、いやこれはロビー活動の一環だみたいな話もされたようですけども、粕屋町の長たる者の考えとしてそういったふうな考えというのは、これはやはりあるべきことではないと私は思っております。ですから、その辺のところは、まあ今後どうなるかといったものは私わかりませんが、少なからずとも町長の中でちょっともう昔から知ってるから、ちょっとあんた今回反対せんで何とかしちゃってっていったことだったかもわかりませんが、それはやはり粕屋町の町民の方にもどのようにしてその説明されるのかも私わかりません。だから、私が言いたいのは、そういったふうな安易なことは当然慎んでいただくべきだと思っておりますので、その辺を私の気持ちとしてお話しさせていただきまして、ちょっと早いですが一般質問を終わりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(6番 小池弘基君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

皆さんに問いかけをさせていただきたいと思いますが、今11時35分です。あと一人でございますが、続けさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

12番山脇秀隆議員。

(12番 山脇秀隆君 登壇)

◎12番（山脇秀隆君）

それでは、本日最後になります一般質問、12番山脇秀隆でございます。通告書に従い質問をさせていただきます。

まず、初めに水鳥橋についての質問をさせていただきますけども、この件につきましては建設常任委員会であるとか全員協議会、予算特別委員会であるとかの中で同じような質問が出ておまして、答弁もある程度聞いております。今回なぜこういった質問をさせていただくかということにつきましては、町民の皆様が非常にどうなっておるんだろう、いつ復旧するんだろうとかという思いのたけが強いのではないかとということで、あえて議会から発信をさせていただいて町民の皆様の理解を得たいという思いで質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いた

します。

それでは、質問に入らせていただきます。

駕与丁公園の水鳥橋が平成26年12月5日に、芝生広場側の部分が落橋いたしました。鳥が羽ばたく様子表現した吊床版方式の橋でございましたが、無残にも片方の羽が折れてしまったような姿をあらわしております。5月に行われましたバラ祭りにおいても、その姿は変わらず痛々しいばかりであります。かれこれ半年以上が過ぎ、町民の皆様の目からは、いつ復旧するのか、早く橋がもとどおりにならないのかとの思いが日に日に募るばかりであらうかと思えます。

橋が落ちたことは青天のへきれきであり、その原因がどこにあるのか調査中とのことであります。これからみずとり橋がどのように姿を変えるのか、どれほどの時間を要し復旧するのか、どれほどの費用がかかり、誰がその責任を問われるのか興味は尽きないところであります。これまで町がどのように対処し、どのように今後を考えているのかをお聞きします。まず初めに、この橋の成り立ちをお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

直接調査委員会等にかかわっております都市政策部長のほうからご説明をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

山脇議員のご質問にお答えいたします。

水鳥橋については、駕与丁公園の利用者を初め町民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしています。一刻も早い復旧を目指しているところでございます。

水鳥橋が吊り橋構造で建設された経緯についてですが、平成6年に駕与丁公園整備計画が作成されています。これは、内容といたしましてはドームの建設とか公園のエントランス広場、それと水鳥橋、そういうふうな全体計画、そういうのが作成されています。その中で、橋梁のデザイン選定のコンセプトに長い園路をショートカットして楽しい歩行空間の演出を果たすものとして位置づけられるとあります。公園には既に駕与丁大橋が施工されておりまして、それとは別の景観を持たせた橋で公園のシンボリックな形、また、公園内には渡り鳥を初めとするたくさんの鳥が生育しているため、鳥をモチーフにした、そういうふうな検討がなされて、2羽の鳥が翼を広げた、そういうふうなイメージの現行の吊り橋となったようでございま

す。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

私の聞いたところによると、1988年から1989年に国は地方自治体に向けてふるさと創生事業交付金として1億円の助成をいたしました。粕屋町は、駕与丁公園の整備にこのお金を使い、粕屋町の顔として筑前三大大池の一つとして挙げられるような立派な公園にしました。それを象徴する一つとなっているのがこの水鳥橋であろうかというふうに思っています。

この橋は、平成6年からの今お話だと計画の一環として平成9年3月の竣工というふうに聞いております。この橋が吊床版構造になった経緯というのは、今お話があったように鳥が羽ばたくような様子をあらわすためにこういった経緯になったろうかというふうに、今お話を聞いてて思いました。その橋が今回落ちたわけですから、一大事であるということはもうご承知のとおりだというふうに思っています。運よくこの事故の被害に遭われた方がいなかったことは不幸中の幸いでした。しかし、2次被害は避けなければいけない、防止しなければなりません。そこで、緊急対策として行った工事についてお聞きしたいと思います。

町は、落橋から、橋が落ちてから3カ月後に応急処置として施工業者の協力を得て工事をしていますが、どういった工事をされたのか、その内容を聞きたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

緊急対策についての工事ですね、それぞれの橋台、野球側とバラ公園側にありますけど、その橋台がずれないように対策を12月26日までに行っております。

まず一つは、バラ園側の橋台については池側への、落橋したほうですね、それは移動を防止するために、レバーブロックというふうにありますけど、それによって補強固定をしております。橋台と床板のほうを連結して固定したようなものです。それと、野球場側の橋台については、同様の構造でございますので鋼板プレートで補強の固定をしております。それに加えて水平力のアンバランスを回復させるためにバラ園側の橋脚を張り渡しPC鋼材で引き戻し、落ちるのを引っ張って戻したような形で固定をしているということです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

それでは、その費用は数千万かかったというふうに聞いておりますが、どれぐらいかかったのか教えていただいているのですか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

それは業者のほうの好意によってされたもので、金額についてはうちのほうではちょっと聞いておりません。恐らく2,000万円から3,000万円ぐらいかかっているでしょうということです。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

施工業者が応急処置の費用を負担したということですが、施工業者はこれを負担したってことは自社の責任を認めているのですか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

一応、認めるということではないと思います。施工業者として、そういうふうな状況になったんで責任を持ってうちのほうでやりますというふうな形ですね。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

片方が落ちたわけなので、当然片方が残ってるわけですね。その橋を生かすっていうことになれば、この同じ施工業者が工事を行うということになるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

まずそれはないと思います。今検討委員会のほうでやっていますんで、その中で改めて入札というふうな形になると思いますんで、その中には入らないと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 1 2 番（山脇秀隆君）

今検討委員会ということが出ました。緊急対策の一環として、専門的な判断を得るため粕屋町水鳥橋復旧検討委員会を設置しましたが、事故の要因と今後の対策を検討するとあります。事故の原因を調査することは大事であると思ひますし、今後の方向性を決める上でも参考になると考へます。

現状の応急処置は終わりましたが、原因によっては違ふ橋を考へなくてはなりません。コスト面で判断して橋の形態を決めようとしてるのか、その方向性を聞きたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

コスト面とか、現状本当にどういふふうな形でやったほうが安価にできるか。町としては、やっぱり歩行者が安全に通行できるように考へていますので、まず今の橋が復旧して使えるものがあれば、今落橋している部分だけが影響として取り除いてまた復旧できるか、そういうことができれば今の形でいきたいというふうな方向で思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 1 2 番（山脇秀隆君）

水鳥橋の落橋の原因は専門的知見を有した学者に調査を委ねてるわけですが、この結論が出されるのはいつごろになるのか。検討委員会で5月の何日だったか、記憶がありませんけど、5月に第1回が行われたというふうには聞いています。その内容と、その内容次第では復旧工事のスケジュールも変わってくると思ひますが、いつごろを予定してあるのかお聞きしたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

第1回が5月19日に開催いたしております。第2回を6月23日に予定をしております。そのときにある程度の原因と、それと復旧のスケジュール等ですね、建設に係る費用負担とか、そういうのもある程度見通しがつくのではないかと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 1 2 番（山脇秀隆君）

多分、予算特別委員会かじゃなくって建設かな、町長の答弁の中で農繁期が終わる、駕与丁が水を落とす10月ごろから次の年の2月頃までっていう、もし組むとあればその機会に工事をしたいようなお話があったというふうに思いますが、今6月23日に結果が出ますよというお話、出るんじゃないかっていうような想定でしたが、もし万が一原因が解明できない場合は施工期間がおくれてしまって、今年の10月に間に合わないじゃないかと。そういった場合に次の年になるんじゃないかなとまた思うわけですね。結論が出る時期によっては当然1年2年というスパンになってくるのではないかな、そうしたとき今の橋の状態のままにしておくのか、それとも仮設の橋をかけて対応しようとするのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

スケジュールとして6月23日にはある程度出るのではないかとというふうに申しましたけど、町としては今年度中に完成を、復旧をしたいというふうに考えは持っています。今言われましたように農業用ため池でございますので、その水田の落水時から稲刈りが終わった後から2月ぐらいまで、9月下旬から次年度のおおむね2月下旬ぐらいまで、その間ぐらいが工事の期間になると思います。その期間内に終わりたいというふうに考えています。だから、話として仮設を、長くなったというふうに、うちのほうとしてはもうその期間でおさめたいと。だから、仮設の橋は考えていません。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

現在野球場の駐車場、施設側から芝生公園までのアクセスは、駕与丁の端を遠回りしなければいけない状況になってまして、大体大人の足で歩いて20分ぐらいそこからかかるようです。水鳥橋をもし万が一使用してれば5分ぐらいであったんで、それなりの時間が今かかっているというふうに感じてます。

芝生広場には小さい子どもたちが遊ぶような遊具がいっぱいあるんですね。子ども連れのお母さんたちが平日の日ごろからでも多く集って遊んでる姿があって、本当に多くの方の憩いの場となっているというふうに感じてます。ただでさえ駐車場の少ない公園で、芝生広場にも公園があって、そこから近いからといって駐車場とめて、そこから20分かけてそこまで行くっていう話だと非常に行くのも敬遠してしまうという。気持ち的には、小さい子ども連れてそこまで行くということに関して

は、お母さんたちはやっぱり敬遠してしまうんじゃないかなというふうに思っています。

今年度中に決着をつけたいという意気込みはわかるんですが、検討委員会の中でもし仮にできない場合、復旧に時間がかかるというふうに想定された場合は、仮設での対応というのは私は必要ではないかなというふうに思います。万が一この仮設のことを考えた場合に、どういったことがちょっと考えられるか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

仮設橋を、議員が言われるように遠回りして行くのにもものすごい時間かかるということで、大変だと思います。あの話が計画されたときにも、私自身も芝生広場からあの辺のほうに橋があったほうがいいよなというふうに思っていました。だから、この橋ができたときには、ああよかったなというふうに思っていました。

今言われてるように、あそこの岸から160から170メートル程度の距離があります。そこに仮橋をつくるとなりましたら、普通の柱だったら橋脚を建てなくちゃいけないんで、どうしてもそれは工事的に無理なんですよね。そういうことになれば浮き橋というふうなことになると思います。よく海岸のこの栈橋とか、そういうふうな形になると思います。それをちょっとうちのほうでも検討はいたしました。それをしたら、やっぱり水っていうか、満水的时候はいいんですよね、ちょっと少なくなるとかなった場合に、どうしてもポリタンクみたいな感じのつなぎですよね、その大きなやつですね、そういうふうになると固定するのがちょっと難しい。揺れるということですね。それと、どうしても欄干がわりの防護柵、その設置がなかなか難しいんですよね。これが24時間ずっとあいたまんまということになったら安全的な面でもちょっと心配なところありますんで、逆に申しわけないですけど浮き橋っていうか、そういうふうなのは厳しいのかなというふうに考えてます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

橋渡し幅が100メートルを超えるため、仮設の橋はくいを打たなくてはいけないし、難しいというお話でしたし、低廉なコストで臨時的に施工できる浮き橋方式も24時間開設して揺れたり防護柵をつくるにも大変だというようなお話でした。

奥多摩湖に200メートルを超すドラム缶橋というのがあるんですよ。これは、本当にドラム缶で最初つくってあって、そこを渡るような形で200メートル超えて対岸まで行くような感じにあったんですね。こういったことは、今は軽量資材とかと



いう新しい資材もあって簡単にイベントとかで臨時的な浮き橋というのができるというのは聞いてます。ある程度の水位の差っていうのはカバーできるような橋もあるというふうに聞いておりますので、もし万が一長期になるようなことであれば、やっぱりその辺も不便さがあるってはいけないと思うんで、その辺もしっかり頭に入れないながら対応していただきたいなというふうな、これは要望です。よろしく願いいたします。

最後に、橋の架け替えは必ず行われるというふうに思っております。この予算がどのぐらいかかるのか、どのぐらい見積もられておるのか、誰が負担をするのかっていうのをちょっと教えてもらっていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

今の件に関しては、先ほども申しましたように、6月23日に第2回の検討委員会で原因が何かということで、どういう橋になるかという検討ですよ、それが出ないとその費用というふうな面も今の段階では申し上げにくいというか、まだわからないという状況ですね。だから、その23日以降にある程度見通しがつくということで、それが終わりましたらまた報告をいたしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

この水鳥橋はどれぐらいの費用でつくられたんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

建設当時は約2億円を要してこの水鳥橋を竣工しております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

同じような形態の費用、概算だと2億円かかるだろうと、それから建築費も高騰しておりますので2億円以上がかかるというふうなことだろうと思ってます。原因がどうあれ、この橋の復旧費用は町が全額負担するような形になるのではないかな、それは瑕疵担保期間というのがあって、契約上も10年が最長というふうに聞いておりますので、多分業者の責任は追及できないのではないかなというふうな思いもしております。わずか18年足らずで落ちた橋なんですけど、2億円以上もかける必要

は逆にあるのかなという思いもありますし、ほかの議員さんのほうからもちよっと離れたところに簡素でいいから渡すような橋をつくってはどうかというご意見もありましたんで、そのほうが工事も早く済むし、今言われましたように今年度中に橋を架け替えるっていうことも可能なんではないかなというふうに思いますが、その辺は検討されているんですか、それとも検討委員会待ちなんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

うちのほうでも、それは考えてます。言われるように今の橋を崩してするとか別につくるとか、それにしても一応検討委員会のほうで今の橋を十分に生かせるということならば安価にできるんで、そういうことを含んで考えているということです。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ということは、コスト面を考えて橋の形態を変えるということでもいいんですね。先ほどコスト面について橋の形態、方向性というふうに聞きましたが、今の橋を生かしていくのか。今の橋を生かすのであれば、当然架け替えた橋よりも安い方向で考えると。だから、架け替え橋のほうが安ければ架け替えて、近くに別の橋を架けるという話になるかと思うんですね。だから、コスト面でその辺は考えるということでもいいですね。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

そういうことですね。どちらにしても歩行者に安全な橋をつくりたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ということは、6月23日に大方の結論が出るというお話でしたんで、今年度中にはこの橋の架け替えもしくは改修ができるというふうに判断をさせていただきますので、一刻も早い復旧をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に参ります。

この九大農場跡地利用につきましては一括して質問しますので、よろしくお願

したいと思います。

九州大学の移転もいよいよ間近に迫り、この九州大学農場の跡地利用計画が大詰めを迎え、重要になってまいりました。しかし、遺跡群が出土し、移転計画が混沌としてまいりました。先ほどの町長の答弁でも2年以上かかるのではないかというようにお話もありましたので、これからどのように進展していくのか、今後の移転スケジュールを聞きたいと思います。これ1点目ですね。

2点目に、遺跡問題が解決してから九州大学との話し合いになると言われますが、町長も九州大学と話をしながら進めてまいりますというお話でしたが、遺跡問題も含めどのような跡地利用計画が、もし出されているのであればそれを教えていただきたいというふうに思います。これ2点目です。

次に3点目、移転計画は粕屋町だけではなく福岡市の箱崎キャンパスも時を同じくして進んでいると思いますが、既に福岡市は地区計画をつくり、大学と協議し、跡地利用計画を公募し14の企業、団体からの跡地利用計画が出されていると聞きます。福岡市の地区計画はどのような手法で行われたのかを聞きます。

以上3点、よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

九大と直接かかわっております都市政策部長がお答えをします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

1問目の九州大学農場の移転スケジュールですけど、新聞等で29年というふうな話も出てきましたけど、九大のほうに移転するという事で伊都キャンパスのほうの供用開始にあわせて平成30年に農場移転の予定となっております。

◎議長（進藤啓一君）

続けて。

◎都市政策部長（吉武信一君）

それから、九州大学農場の跡地利用に関しまして、うちのほうではマスタープランでにぎわいと暮らしの拠点づくりとか、そういうふうに構想をしております。遺跡の関係で面積がはっきりまだ出てないんで、そういうところが出たところではっきりとした構想と申しますか、そういうふうなことになると思いますけど、まだ今のところうちのほうも九大と話してますけどできていません。

それから、3番目の九州大学の箱崎キャンパス跡地と六本松のキャンパス跡地の

ことだと思えます。それに関しては、福岡市のほうは場所が市街化区域でありますんで、本来地区計画の必要はありませんので、六本松キャンパス跡地については九大がUR、都市再生機構でございますね、そこに売却した後にURと福岡市の協議で地区計画を行っているものでございます。それと、九州大学の箱崎キャンパス跡地については、まだ地区計画の策定は現在されていません。福岡市と九州大学で地区計画を含めたまちづくりのルールのもととなる跡地利用計画を平成27年3月に策定をされております。

そういうことで、町としてましても阿恵遺跡の調査を見ながら跡地利用計画のほうを九州大学と今からそういうふうなの等々進めていくというふうなことでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

都市計画法に基づいてやられてあるとは思いますが、そもそも地区計画とは何ぞやということで、地区計画とは、これを尋ねていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

地区計画というのは、都市計画法の第12条の5にあります。今読んでいいですかね、地区計画は建築物の建築形態、公共施設、その他の施設の配置等からみて、一帯としてそれぞれの区域の特性ふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画とするということですね。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

かたい言葉になって非常にわかりにくいとは思いますが、町にはさまざまな個性があり、それぞれの地区のよいところを守ったり、あるいはさらによくしたり、また問題点を改善したりする方法も地区ごとに違いますと。そうした地区ごとのまちづくりを進める手法の一つとして地区計画がありますと。詳細計画ですね。マスタープランというのはある程度、今さっき言われましたようににぎわい暮らしの拠点というのが、今都市計画マスタープランの中にありますよと、今九大農場跡地はそう指定していますというお話でした。そういったことは概略であって、詳細な設計計画をつくるのが地区計画というふうに認識をしておりますし、ここでも言われております。それをつくるために条例の規定の制定というのが必要だと思います。

当然地区計画を、その都市計画法の中には地区計画っていつて市町村でその条例をつくって地区計画をやりやすいようにしなさいという文言があるわけでしょう、都市計画法に。その中で粕屋町地区計画等の案の作成手続に関する条例っていうのがつくってあるんですね。実はあるんですよ。平成6年3月25日、条例としてあります。これは都市計画法に基づいてつくられてるわけですけど、その都市計画の中にできる規定っていうのがあるんですね。つくらなくてもいいよと。できたらつくってくださいねっていうのがあるんですね。それが、この我が町の地区計画等の案の作成手続に関する条例の中に抜けてるんですよ。これどういうことかという、住民、利害関係のある方が地区計画を自らつくって、それを首長にこういう案があります、これ都市計画にしてくださいということが出来る規定なんです。ところが、今の粕屋町の条例はそれがありません。粕屋町がつくった都市計画について、地区計画について、それは閲覧、縦覧しなさいと。で、ちゃんと規定があるんですね、1週間なんです。それに対して意見があったら申し出てくださいねという部分があるだけなんです。

だから、要は地域住民の人、利害関係のある土地の所有者とか、そういった方が自らこういう町をつくりたい、したいって言った場合に対する条例が抜けてるんですよ。入れてないんです。ほかの例えば西東京市とかはそれが入ってるんです。だから、住民とか利害関係者のある方がそれを自分たちでつくって、こういう町にしたい、こういうことにしてくださいっていう素案を出して、町がそれを見て都市整備審議会か何かにかけて、これがいいかどうか、できるできないがあると思うので、その中でそれを意見を取り入れたとか、そういうのがある。だから、今九大農場と話し合いをしておりますっていうことが条例の中にうたわれていないんですが、こちら辺は大丈夫なんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今ご指摘になった件について、きちんとした把握をしております。むしろ行政側といたしましては、今おっしゃった開発をする、したいという方のほうから地区計画を出してもらったほうが町の費用が要らないで済みます。今おっしゃった市、また県内の地区計画の条例の制定等を調査いたしまして、そういったことが入れることができるのであればそういうふうにしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

条例の整備はきちんとして、例えば九大農場と話をするにしてもちゃんと条例があるわけですから、都市計画法に基づいてつくりなさいとできる規定なんですね、今言ったことは。だから、できる規定であるから、抜けてるんですよ、ここは。だから、平成6年から、もうあれから20年たってるわけですね。だから、その間多分変わってないと思うんで、もう一回条例のちょっと精査をしていただいて、もし九大農場と話し合いをするとか、そういうことである、利害関係者ですから、話し合いをして決めるということであれば当然今さっき言いましたようにURが入ってきて、そことそこがつくった地区計画に基づいて都市計画が策定されると思うんで、九大農場跡地ですね。だから、その辺をしっかりと整備をしていただきたいというのがあります。

私が今回何が言いたいかというと、早く、今の条例でもオーケーなんですよ、自分たちで早くつくって詳細設計して、詳細計画を立てて、九大側に縦覧させればいいんですよ。縦覧期間1週間ですよ。そしたら、地区計画をつくったら建築法とか決まってくるわけですよ、道路整備とか、道路がここに入るとかですね。そしたら、そこにしかもそういうものがないというふうな形ができるわけでしょう。遺跡の問題も、あれは遺跡の部分だけ公園化しますというような、公園化してくださいというような指示を出しとけば、当然九大は利害関係者はそれしかできなくなるわけですよ、法で縛るわけですから。それが地区計画ですよ。高さ制限からいろんな面あると思うんです、公共施設とか。そういうのをしっかりと、やっぱり今のうちからつくらなきゃだめだと思うんですよ。

今さっき箱崎キャンパスに関しては27年3月というふうに言われてましたけど、私資料を持ってるんですけど、もうこうやってイオンモールさんとか貝塚病院さんとかグリーングループホールディングさんとか住友不動産とかいろんな、この土地買いますと、私たちこれで開発しますという計画も出てるんですよ。同じ時期でしょ、これ。だから、こういうような形で町も早く手を打っていただきたい。

ここちょっと私、この条例の中でわからなかったのが、粕屋町の場合は地域住民というのが粕屋町の規定によるっていうふうにあるんですけど、ここに言われる利害関係者の地域住民というのが、例えば阿恵区とか内橋区とか原町区が九大農場跡地に隣接してるわけですよ。だから、その辺の住民の方が入るのかなと思うんですけど、その辺はどうなんでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

お答えします。

先ほど議員がお尋ねの分につきましては、私どもの今条例で定めております粕屋町地区計画等の作成にかかわる条例ですね、その利害関係者等でございますけれども、この案件につきましてはその案にかかわる区域の土地の所有者、並びにその他政令で定める利害関係を有する者というふうに定めております。なので、土地の所有者かそれにかかわる権利を持たれる方々というふうに認識をというか、そういう関係者でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ということは、例えばそこに隣接してるだけじゃ権利はないってことですか。ということは、九大農場跡地は丸々九大が利害関係者という位置づけでいいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

今私が申ししたのは、粕屋町地区計画素案に関する条例の中で意見を、地区計画を定めたときにそれぞれ2週間とか縦覧期間がございます。そこで意見を申される方々の定義を都市計画法の中では、それに今申しましたとおりの表示がなされておりますので、それでいけば、そのまま適用すれば九大さんという形になろうかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

そしたら、なおさら町で地区計画をつくって、やっぱり形をつくってしまえばいいと思うんですよ。そこを九大と話し合わなければできないというふうな言い方をされますけど、そうじゃなくて、町としてはこういう町にしたいんだ、こういうふうにしたいんだっていうのをまずやって、この粕屋町地区計画等に関する条例というのがあわけですから、それに当てはめれば相手は2週間以内に意見を述べなきゃいけないというのがあわけでしょう。それがなかったらもういいですよという発想なんだから、そういうふうに押し込んでいく強い姿勢が必要じゃないかなというふうに思います。そういった意味では早く町としてあの九大農場跡地をどうするんだ、どこに幹線をひいて近隣の道路とどうやってつなげて、ここを交通のあれも解消するとか、いろんな考えを早く地元住民の方も交えながらつくっていく必要があるのかなっていうふうに思いますので、その辺は早くしていただきたいというふ

うに思いますので、よろしく申し上げます。

では、最後になります。先ほど来から町長出処進退についてのご意見もございましたので、私のほうからはあえて質問をしないでいいのかなというふうに思いました。ただ、話を聞いてちょっと気になる点がございましたので、その確認だけをちょっとさせていただきたいなというふうに思います。

町長は、2期目に関しまして出陣をするというお話でしたので、先ほど来、久我議員のお話の中でも市町村合併はない、単独でいくというようなお話でございました。今年が国勢調査の調査年でございますので、5年後の話なのか10年後の話なのか、まず町長が言われる市制に向かうため、市制になるための期間はどれぐらいというふうに考えてありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今年度が国調の年でございます。次が2020年。2020年には5万人はきついかなどと思います。2025年になったときにはもう5万人超えています。それで、2020年を目途にということでございますけども、5年間の伸びがどんなふうになるかというのを今度人口の動態を出します。その中で確立される場所はやっぱり2025年だろうと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ということは、町民の方は多分市制、早く市になってほしいという思いが強いと思うんですね。そういった思いから、先ほども合併の話が出ましたけども、6町合併という流れの中での否決でありました。中には3町だったら賛成したのにという方も多く議員の中にはいらしたことを記憶しております。25年、これは必然的に、町長、なるんですよね、25年には。そしたら、うがった悪い言い方すると、町長がかわっても25年にはなるって話なのか、それとも町長がこの市制に向けた基盤整備をきちっとして、それに向かっていくって思いなのか、その辺聞かせてもらっていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

2025年までという、もう私は80を超えます。次代の首長が、私が路線を引いた市制に向かってきちんとやっていただくような後継者をつくっていきたいと思って



ます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

そうすると、極端な話、町長じゃなくてもいいんじゃないかっていう話が出てくると思うんですよ。今さっき織田信長っていうお話がございました。それは多分久我議員が独裁っていう言葉を使ったから、当然久我議員が織田信長っていうふうなイメージを持たれたというふうに思いますが、5年後に向けた市に向けて、それから町長もよく言われるように、それから2年ぐらいかかるよということなんで、7年後ですよ。7年後に市制に向けたやっぱり施策、打ち出し、方向、いろんな面で都市づくり、まちづくりっていうのをやっぱりやっていく必要があるのかな、そういった思い切った部分で目標を前倒しに、久我議員も言ってました、マスタープランもうちょっと前倒しでやってくれないだろうか。市になるためにもっと大切なこといっぱいあるんだということなんで、思いは早く市になりたいというのがあるんですよ。そしたら、例えば5年後、7年後、粕屋町は市になります、その施策をいろんな面で打っていきます、これが一番私は町長として皆さんに訴える側として一番いい方法じゃないかなと。夢を持たないとなかなか町民の方も納得されないと思うんで、そういった夢を持ちながら一生懸命みんな、じゃあどうやってみんなこっちに住みよと、いろんな方が、いや粕屋町いいとこだからここ住めばいいよとか当然あると思うし、当然市に向かっていくんであれば人が寄るような施策、例えば水道料金を値下げするとか、田川議員も言われるように国民健康保険税を下げるとか、いろんな政策を打っていく必要もあると思うんですよ。今、福祉の町って町長言われましたよね。福祉を大事にするような町、施政方針とかあれを出しましたよね、町長になるための。そういった意味でも、やっぱり粕屋町に来てよかった、いやあよかった、こんな面でもすぐれてる、交通の便もいい、こういった面も恵まれてる、子育て支援もしっかりしている。いろんな面で訴えられると思うんで、そういったものを、一つの市というもの、それがいつか、それが自然じゃなくて施策を打った上で市になるような、そういった町長の思いっていうのをやっていくほうがいいのかっていうふうに思いました。

そういうことで、町長2期目、もう出られるということなんで、私たちもそういった腹づもりで今後やってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、以上で私の質問を終わります。本日は大変ありがとうございました。

（12番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて2日間にわたりました一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後0時24分)

平成27年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成27年6月12日（金）

## 平成27年第2回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成27年6月12日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

- 第1. 発議第4号の上程
- 第2. 発議第4号に対する質疑
- 第3. 発議第4号に対する討論
- 第4. 発議第4号に対する採決
- 第5. 委員長報告
- 第6. 委員長報告に対する質疑
- 第7. 討論
- 第8. 採決

### 2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進                      ミキシング                      高 榎                      元

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因 清 範                      副 町 長 箱 田 彰  
教 育 長 大 塚 豊                      総 務 部 長 安河内 強 士

住民福祉部長	安 川 喜代昭	都市政策部長	吉 武 信 一
教育委員会次長	関 博 夫	総務課長	石 川 和 久
経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税務課長	石 山 裕	収納課長	今 泉 真 次
社会教育課長	新 宅 信 久	学校教育課長	古 賀 博 文
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	堺 哲 弘
地域振興課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、発議第4号地方自治法100条に規定される、調査に関する特別委員会を設置することについてを日程に追加し、追加日程第1として議事としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

発議第4号地方自治法100条に規定される、調査に関する特別委員会を設置することについてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、発議第4号地方自治法100条に規定される、調査に関する特別委員会を設置することについてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、因町長の除斥を求めます。

発議第4号地方自治法100条に規定される、調査に関する特別委員会を設置することについてを議題といたします。

それでは、粕屋町議会会議規則39条の規定により、提出者の説明を求めます。

5番福永善之議員。

(5番 福永善之君 登壇)

◎5番（福永善之君）

皆さん、おはようございます。

発議第4号地方自治法100条に規定される、調査に関する特別委員会を設置することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。平成26年6月11日。提出者、粕屋町議会議員福永善之。賛成者、粕屋町議会議員太田健策。

町長による、議員の議決権の権利を強要する行為に対し、調査に関する決議。

地方自治法第100条第1項により、次のとおり町長による議員の議決権の権利を強要する行為に関する調査を行うものとする。

1、調査事項。平成26年12月定例会最終日における学校給食センター建設に関する事業契約締結に関する議案への対応として、町長による議員の議決権の権利を強要する行為に関する事項。

2、調査特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により、委員3名以上7人以下で構成する町長による議員の議決権の権利を強要する行為に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3、調査権限。本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を町長による議員の議決権の権利を強要する行為に関する調査特別委員会に委任する。

4、調査期限。町長による議員の議決権の権利を強要する行為に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うものとする。

5、調査費経費。本調査に要する経費は10万円以内とする。ほとんどは、委員の費用弁償と考えます。

次に、提案理由を説明いたします。

町民より負託を受けた議員の議決権の権利が町政の執行権者により指図される権限があるのでしょうか。執行権者が値段の大小にかかわらず、何らかの目的を持って議員の自宅に粗品を持参する行為は、納税者である町民の目から見て、どのように映るのでしょうか。

今回は、重要案件に関する議案の採決も絡み、議会の外で行われた行為を議会として真相を究明したく、ここに100条調査委員会を設置したい。なお、この事案は、本会議の一般質問の場で議員から町長に対する質問から明るみになり、町長も追認した面はあるが、議会としては町民より疑惑解明の指摘を受ける前に自ら調査し、真実を究明するものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

(5番 福永善之君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの提案理由に対する質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。

2番川口議員。

◎2番（川口 晃君）

ちょっと質問がありますので、経過を追って質問します。

議員必携の298ページ、100条調査に関する指摘がありますので、読んでみます。

実際問題として、議会がこのような調査権を発動する場合は、行政上の重大な事件や特殊な政治問題等が発生した場合とかあるいは決算、その他重要な条件の調査をする場合などであろうと。これが1項目。

これは、自治体問題研究所の地方自治ハンドブックです。調査の範囲は、議案調査、現に議題になっているか、将来議案に上るべき基礎事項の調査、政治調査、世論の焦点となっている事件についての調査、事務調査、その他重要な事務の執行状況の調査の3つに分類されるというふうになっています。

福永議員は、この発議について、これは事件と思ってあるんでしょうか。もし事件と思ってあるのだったら、どういう法令の第何条に匹敵するのか、質問します。

◎議長（進藤啓一君）

5番福永議員。

◎5番（福永善之君）

川口議員のご質問にお答えします。

まず、事件という認識ではございません。まず、疑惑を解明するために調査特別委員会を設置するということになります。

それと6月8日の一般質問の場で、議員より町長へ質問がありました。その質問に対して、仮に今定例会を閉会して、住民の方からこういう疑惑について追及があった場合、議会は何をしよるんや、定例会中にわかってる疑惑をどうしてその定例会中に片づけんのかというご指摘があると思われます。今回は事件という認識ではなく、そういう疑惑が上がったことに対しては、議会としてガバナンス、議会統治の面から議会として自ら解決していく、そういう心づもりで調査特別委員会の設置を求めるものであります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

2つ目の質問をします。

議会において、このような案件において、過去100条委員会が設置された判例はありますか。

◎議長（進藤啓一君）

5番福永議員。

◎5番（福永善之君）

事例というのは、各全国の地方議会の中でいろいろな事例があります。ただ、この個別の事例に関して、本議会で私が提案した内容と一致するかということは、そ



れはわかりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

7番田川議員。

◎7番（田川正治君）

議会、この議員必携の中に、54ページですけど、この調査権を発動するに当たって、特別の強権発動であるから、質疑、質問、資料の請求、検査権、監査請求権の行使などの手段を十分尽くした上で判断するということが必要だと載ってるんですけど、この特別委員会を設置していくということになったら、この内容を事前に検討されての提案なのかについて。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

田川議員の質問にお答えします。

先ほど川口議員の1番目の質問にお答えしましたとおり、今定例会でそういう疑惑が起きました。その疑惑を解明もせず定例会を閉めました、その後に仮に住民の方から、この疑惑はどうなったんだと、そういうご指摘をいただいてその後に議会が対応する、そういうことは議会統治、先ほど私が申しましたようにガバナンスの面から非常に悪い。

先ほど議員必携の中身を言われましたけど、では議員必携の297ページをごらんください。必要な場合は、ためらうことなく適宜、適切に発動し、事件の真相を徹底究明する気構えを持ちたいものである、このように書いてあります。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

15番伊藤議員。

◎15番（伊藤 正君）

この提案理由の中で、8日に一般質問があったと。その中の一語が今日の100条委員会を設置するという理由になっておりますが、現町長は2期目に挑戦をするという発言をされた後であるわけですが、それに対してなぜこの時期なのかをご質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほど川口議員、田川議員、それぞれにお答えいたしましたように、今定例会に疑惑がまず明るみに出たと。その疑惑を解明もせず今定例会を閉会した場合、今後住民の皆さんからこういう疑惑に関して、議員の皆さん、知ってたんだらうと、どうして定例会中にその道筋をつけなかったのかと、真相を究明する道筋をつけなかったのかと。そういうお声が上がった場合に、議員の皆さん、どう町民の皆さんに説明責任ができるでしょうか。

先ほど申しましたように、議会の統治、ガバナンスの面から、疑惑が上がれば政治家は説明責任があります。説明責任を果たすために、今定例会中に疑惑が上がった件に関しては道筋をつける。そのための100条調査委員会の設置を提案しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑。

伊藤議員。

◎15番（伊藤 正君）

今の発言について、そのほか質問をさせていただきます。

この事態が起こった日時、場所、それからどういった状況であったのか、その辺を質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

伊藤議員の質問にお答えします。

それは、100条調査委員会で調べるべきことであります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本発議に反対の方の発言を許します。

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

100条委員会というのは、犯罪性があるもの、事件性があるって世間を騒がすもの、一般的には刑事事件を特徴とした委員会であります。しかし、この発議が出されている問題については、政治家としては普通行われていることだと私は推察いたします。

例えば、過去にもある町長さんが、介護保険をめぐって各議員のお方をめぐられて、賛成に回ってくださいという要請をされたそうです。そのことについては、100条委員会は設置されませんでした。今回に限って、なぜこのようになるのでしょうか。それは、町長選挙をめぐる背後の動きの中で起こった問題だというふうに私は推察します。調査権といいましても、どこまで調査できるのか。それが問題で、一般的には刑事的な証拠がある程度固められて100条調査委員会というのは設置されるものです。そういう意味で、常識的には100条調査委員会には当たらないという立場で私は反対します。

◎議長（進藤啓一君）

次に、本発議に賛成の方の発言を許します。

11番本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

次のことを考えてるので、ちょっと思うようにちゃんと言えるかどうかかわからないんですが、なぜ反対なさるのがわからないんですね。しかも、給食センターのPFI方式の導入に関してのことなんですよね。私どもは、それ2年間議会で一生懸命審議をしたと思うんですよ。それで、最初は続投、それから否決、そして今度は可決、そういう流れの中で、本当に苦渋の選択をされた方もいろいろあると思うんです。私も、PFIそのものは反対ではないんですね。ところが、その金額、要求水準書に基づく業者が出した金額、その金額に対して非常に疑問があったので、本当に一生懸命考えたんですね。

そうした過程の中で起こった事件で、どうして事件性がないなんて言えるのか、私はわかりません。このことは、町民の今後の負担、15年間続くあるいは15年後にこの給食センターが直営になるのかあるいはそのまま、例えば逆に指定管理者方式とか、いろんなことに関係するんですね。町民の利益、それから福祉の向上、教育関係、その全てがこの1月の臨時議会の審議にかかっていたわけですよ。そのときに、町長はそういうことをされた。そのことを妥当であるのか、ないのか。事件性があるのか、ないのか。その全てを私ども議会で調査しようというのに、なぜ事件性がないなどと発言されるのか、わかりませんね。

私は、粕屋町議会のあるいは町執行部の、そのレベルを上げたいんです。今後、粕屋町が10年、20年後に自治体として生き残って、あの町のまちづくりはすばらしいと、そういうふうに見える町になってほしいと思っているので、その基礎を今つくりたい。だから、そういう意味で、内容は今後その中で考えられるでしょう。けれども、議会としてきちんと事あるごとに対応していく。だから、これは必要だと考えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、本発議に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、本発議に賛成の方の発言を許します。

4番太田議員。

◎4番（太田健策君）

私は、昨年の12月から給食センター建設についての一般質問で質問をずっといたしました。その中で……。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員は賛成者でございますから、簡潔にお願いします。現にここに書かれておりますから。

◎4番（太田健策君）

はい。それで、今回町長が議員の特権である投票、採決権を踏みにじられたということで、私はこの件に賛成いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、本発議に反対の方の発言を許します。

7番田川議員。

◎7番（田川正治君）

私は、この100条委員会設置ということについて、P F I 事業での給食センターの問題から、このP F I そのものの事業がどういうものなのかというのは、2年前ずっと追及してきました。それで、そのたびに執行部に対して、これは法的にも派遣法の問題とか弁護士との関係、2次下請に対する問題、いろいろ元請にまとめてお金を払うことについて、68億円のお金が本当に町民のための税金のむだ遣いにならないのかということをおただしてきました。

このことについて、私は執行部が回答したことについて、まだ十分に納得してないものはあります。しかし、このP F I 事業が採択されたときは、私は反対をした

んですね。それは何でかというのは、まだ十分に納得できるものじゃないと。しかし、それは決まった以上は、今後この問題が起きたら、それはいろんな角度から事業の失敗の問題など、給食センターが子どもに対する本当に安全・安心な給食になるのかということも今後、今まで追及してきた立場からやっていきたいと思う。

ただ、この100条調査委員会そのものが今のこのPFI事業の問題と絡んで出されるということと、町長選挙との関係で、先ほど太田議員のところに品物を持っていったということについて、これは議会の町長答弁で、本人のところには今までもいろいろ漬物を持っていったりしておったと。そのことで訪問して回ったんだということも述べておりました。そういう点で言えば、非常に普通の状況の中での議員に対する訪問活動だったというふうに思うんですね。そういう点で、私はこの調査委員会を今議会でどうしても設置していくということではなくて、今後先ほど言いましたように、いろいろこの事業の中で問題が起きたら、それを徹底して明らかにしていくちゅう立場に立っての委員会をつくっていくことは必要だと思います。しかし、今はそういうときじゃないということで反対します。

◎議長（進藤啓一君）

次に、本発議に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、本発議に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより地方自治法100条に規定される、調査に関する特別委員会を設置することについての採決をいたします。

この採決は押しボタンによる方法で行います。

本会議における地方自治法100条に規定される、調査に関する特別委員会を設置することについての発議に賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

押しボタンの結果は賛成多数であります。よって、発議第4号の地方自治法100条に規定される、調査に関する特別委員会を設置することについての発議は可決されました。

町長の入場を求めます。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時55分)

(再開 午前11時10分)

◎議長（進藤啓一君）

これから再開いたしますけれども、傍聴の皆様におかれましては、長い時間お待たせいたしました相済みませんでした。申しわけございません。

それでは、発議第4号についてお諮りいたします。

特別委員会の名称を町長に対する調査特別委員会、委員の定数を6名とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

特別委員会の名称を町長に対する調査特別委員会、委員の定数を6名とすることに決定しました。

なお、委員に伊藤正議員、山脇秀隆議員、長義晴議員、因辰美議員、小池弘基議員、本田芳枝議員、以上6名であります。委員外議員として田川正治議員にも加わっていただきます。

次に、総合計画特別委員会より委員長及び副委員長の報告がありましたので、事務局長が読み上げます。

◎議会事務局長（大石 進君）

では、読み上げます。

総合計画特別委員会委員長に山脇秀隆議員、副委員長に久我純治議員。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

議案第32号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇秀隆総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

それでは、報告いたします。

平成27年第2回6月粕屋町議会定例会におきまして、税務課所管であります議案第32号は専決処分の承認を求めることについてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果についてご報告いたします。

内容につきましては、平成27年度税制改正に伴い、国においては地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に可決、成立し、同日公布となり、4月1

日から施行とされたことに伴い、粕屋町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日に専決処分をしたことを同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を得るため、議会の議決を求められたものであります。

今回改正の主な内容は、軽自動車税では平成27年度から適用とされていた二輪車等の税率引き上げの時期が1年延期され、平成28年4月1日からの適用となりました。さらには、四輪車等のグリーン化特例が導入され、排出ガス性能や燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、今年度中に取得された四輪車等は平成28年度分のみ税率を軽減することとされました。

固定資産税では、平成24年度から制度化されています償却資産等に対する我が町特例の対象資産が拡充されたことと、並びに既存の軽減措置の適用期間が延長されたものであります。

町たばこ税では、旧三級品と言われる紙巻きたばこの6銘柄について、国及び地方のたばこ税の特例税率が廃止され、一般たばこの税率と同じ税率に、激変緩和等の観点から平成28年度から4段階で引き上げられるとともに、それに対する手持ち品課税が各年度に実施されてまいります。

個人住民税関係では、これは事務的な内容となりますが、所得税の還付申告に起因して個人住民税等の減額賦課決定が行われた場合の還付加算金の起算日が、所得税の起算日に準じた還付申告がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日とされ、平成27年4月1日以降の決定等からの適用となりました。また、消費税率10%への引き上げが1年半延びたことにより、住宅ローン減税の対象期間の延長が平成31年6月30日まで1年半延長されました。これに伴う個人住民税の減収額は、全額地方特例交付金で国より補填されることとなります。さらに、ふるさと納税制度については、2,000円を超える部分の寄附金の特例控除額の上限が個人住民税所得割額の1割であったものが2割に拡充されたことと、確定申告が不要な給与所得者等を対象にふるさと納税団体数が5団体以内に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体にワンストップ特例申請をすることにより、翌年度分の個人住民税に対する寄附金税額控除が適用となりました。

その他の事項では、法人住民税の均等割の税率区分の基準の見直しが行われま。また、固定資産税の土地の負担調整措置の延長及び特定空き家等に係る土地については、住宅用地に係る課税標準の特例措置の対象から除外されることとなったこと等が主な内容となっております。

本年公布の日または4月1日より施行されるものから、段階的に施行される一括の改正について、所要の整備を講じるための改正であります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第33号専決処分の承認を求めることについて、議案第34号専決処分の承認を求めることについて、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 因 辰美君 登壇)

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

それでは、住民福祉部総合窓口課所管、議案第33号専決処分の承認を求めることについて、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果についてご報告をいたします。



本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと軽減措置の拡大、以上2点の改正を行ったものです。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げですが、これは医療分が51万円から52万円に、支援分が16万円から17万円に、介護分が14万円から16万円に引き上げるものでございます。その結果、全体の課税限度額は改正前の81万円から85万円となり、4万円の引き上げとなります。なお、粕屋町の限度額引き上げに伴う税収は約70万円の増となります。

次に、2点目ですが、国民健康保険税の軽減措置の拡大を行ったものです。保険税の5割軽減の算定では、被保険者に乗ずる金額をこれまで24万5,000円から26万円に、2割軽減の算定では45万円から47万円に引き上げ、軽減の対象を拡大したものです。なお、粕屋町の軽減拡大に伴う税収は約40万円の減となり、今回の改正で差し引き30万円の増収となります。

以上のことから、地方自治法179条の規定により今議会で報告され、承認を求められたものです。

当委員会で慎重に審議をいたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり承認すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、住民福祉部介護支援課所管、議案第34号専決処分の承認を求めることについて、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

本議案は、介護保険施行令の一部を改正する政令が平成27年4月10日に公布され、粕屋町介護保険条例の一部を専決処分により改正したものです。

改正の内容は、保険料の軽減強化を行うもので、平成27年度の介護保険料について、住民税が世帯非課税で年金収入等が80万円未満の方等を対象に保険料の軽減を強化したものです。4月の保険料から軽減を実施するため政令の公布日に専決処分し、軽減の実施を行ったものです。

以上のことから、地方自治法179条の規定により今議会で報告され、承認を求められたものです。

議員からは、専決処分を行わなければならない理由等の質問が出ました。担当者からは、さかのぼっての事務処理が非常に煩雑になることなどの説明を受け、理解をしていただきました。

以上、当委員会で慎重に審議をいたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり承認すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(厚生常任委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長 (進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑は一括議案番号順にお願いいたします。  
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより議案第33号の討論に入ります。  
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。  
これより議案第33号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (進藤啓一君)

全員賛成であります。よって、議案第33号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これより議案第34号の討論に入ります。  
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。  
本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第35号粕屋町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

総務部総務課所管であります議案第35号粕屋町教育委員会委員の任命同意について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

粕屋町教育委員会委員を務めていただいております青木政広氏の任期が本年9月21日をもって満了となります。よって、同氏を再度任命することについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求められたものでございます。

青木氏は、長年地方公務員として奉職され、教育委員会部局の経験もあり、またその傍ら町内の子どもたちに剣道の指導をしてこられた経歴もあり、教育委員としての人格、識見ともにすぐれた方でございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定し

ました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第36号粕屋町固定資産評価委員の選任同意についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、税務課所管であります議案第36号は粕屋町固定資産評価委員の選任同意についてでございます。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

内容につきましては、平成18年4月から評価委員でありました松永孝志氏が平成27年3月末をもって辞任されましたので、後任として元粕屋町役場職員であります藤本秀夫氏を選任することの同意を求められたものであります。

固定資産評価委員は、地方税法等の規定に基づき、固定資産を適正に評価するために必要な専門的知識及び経験が必要とされております。今回、評価委員に選任されております藤本秀夫氏は、粕屋町役場を37年間勤務され、平成22年3月に定年退職されております。在職中の20年間は税務行政として従事し、そのうち固定資産課税業務の第一線として係長から課長補佐兼務で6年9カ月にわたっておられます。知識、経験は十分であり、評価委員として最適な方でもあります。人格ともにすぐれた方でもあります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決同意すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第37号粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定を準用し、安河内強士総務部長の退場を求めます。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、総務課所管であります議案第37号粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

地方自治法施行規程及び粕屋町職員懲戒分限審査委員会設置規定に基づき、同委員会は、識見を有する者2名及び副町長、教育長、総務部長の5名の委員で構成されております。同委員でありました前総務部長の八尋悟郎氏の定年退職に伴い、現総務部長であります安河内強士氏を同委員会委員に任命することについて、議会の同意を求められたものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定し

ました。

除斥しておりました安河内強士総務部長の入場を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

議案第38号第5次粕屋町総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総合計画特別委員会委員長。

（総合計画特別委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総合計画特別委員長（山脇秀隆君）

議案第38号第5次粕屋町総合計画基本構想の策定について、付託を受けました総合計画特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

審議の内容につきましては、全議員での審議でございましたので、結果のみをご報告させていただきます。

本議案は、第5次粕屋町総合計画基本構想案を策定したので、粕屋町総合計画策定条例第6条の規定により議会の議決を求められたものであります。

この基本構想は、第1章では、粕屋町が目指す未来の姿として「太陽と緑のまち」、「協働でつくる安心のまち」をまちづくりの基本理念として、「心かよいあう スマイルシティかすや」を第5次総合計画の町の将来像として掲げております。粕屋町の将来フレームでは、平成37年の将来人口フレームを5万2,000人と設定しており、計画的な土地利用の促進、地域資源を生かした産業の活性化による雇用の創出、安心して子どもを産み育てられる子育て支援等、定住化を促進する施策を展開するとしております。

第2章では、まちづくりの目標として4つの大綱を設け、第5次総合計画の体系としております。今後、これらをもとに粕屋町の基本計画がつくられ、平成28年から10年間のまちづくりが進んでいくものと思われま。基本構想を策定するに当たっては、粕屋町総合計画審議会や町民が参画したかすや未来カフェ、各種団体のアンケート、総合計画ワークショップ、そして基本構想案のパブリックコメントなどを経ており、十分に審議されたものと判断します。

当委員会におきまして慎重に審議いたしました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（総合計画特別委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第39号粕屋町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、総務課所管であります議案第39号粕屋町職員再任用に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

平成27年10月1日、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行され、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、条例中の特定警察職員等の定義を定める地方公務員等共済組合法の規定が削除され、改正後の厚生年金保険法の附則に新たに規定されます。それに伴い、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第39号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第40号平成27年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

因予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 因 辰美君 登壇）

◎予算特別委員長（因 辰美君）

総務部経営政策課所管、議案第40号平成27年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

今回は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億1,800万円とするものです。歳入といたしましては、国庫支出金を2,000万円増額するものであり、歳出といたしましても、こども館整備事業費を2,000万円増額するものです。国の地方創生先行型交付金を活用するために、平成27年度において補正予算に計上されたものです。

慎重に審議いたしました結果、全員賛成の原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。



(予算特別委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

11番本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私は、この備品費の補正予算の追加ということで賛成をいたします。しかしながら、非常にわかりにくいところがありましたので、その点も今後のこともありますので、要望も兼ねてちょっと賛成討論というふうにしたいと思いますが、気がついたことを申し述べます。

まず、委員長が追加ということを言われましたが、実はこの予算は26年度の補正予算が減額なんですね。間違っているかもわかりませんが、私が今把握しているところで申し上げます。というのは、それは実際説明がございましたが、地方創生先行型交付金が補正予算に上がって、それを通過したんですけども、実際国との協議の結果、3月24日に決定をされなかったという事実がございます。でも、結局協議の結果、この金額は保証されているということで、再度補正予算として上げて、2,000万円上げておられますが、その注意というか、その場合にハード事業とソフト事業に分けて、ハードに1,000万円、ソフトに1,000万円ということで、新たに平成27年度の一般当初予算に追加として上がっている形になっていると思います。

そこまではそういうものかなと思うんですが、私がちょっと申し上げたいのは、この説明の中で、子育て支援費ということで上げてありますハード事業、これは備品費で1,000万円なんですけど、ソフト事業が子育て支援費の中の母子保健事業費なんですね。これは、子育て支援費は3款2項3目なんですけど、健康づくりのほうの3つの事業をソフト事業として上げておられまして、1,000万円の内容をですね。それが4款1項3目なんです。ところが、予算書にも予算説明書にも、正式の分には4款1項3目の母子保健事業のところの上げ方があってないので、ちょっと私はわかりにくかったので、一応原課の方にお尋ねをして、それはそれで納得したんですけども、こういうことは国との関係がございますし、予算の組み替えと思えばそれでいいのかなと思いますが、今後説明のときにも、もう少しわかりやす

い説明をお願いしたいと思っています。

それと、もう一つは、実はこども館の補正予算で備品購入費で2,000万円ということは3月の補正予算で決まっておりましたので、私は議会報告会でもその分を述べております。ところが、実際はこども館の補正予算として備品費として使われるのは1,000万円ということになっています。だから、その辺が難しいと思うんですけど、これは私の考え方ですが、事業費として、例えば先行型事業費としてこの備品費が使えるようなんですね。

実際、昨日調べてみましたら、全国の先行例ということでこどもセンターでいろんな事業を、私どもが提案している、実際今後やるであろう事業費の内容がそのままここで採用されて、自治体として交付金をいただいたところがあるんですね。だから、私が言いたいのは、こども館の事業をまだどういう事業内容かはっきり決まっていないですよ。もちろん、事業締結がなされてないから決まってないというふうに言われるんですけども、この中でする事業はもうそろそろ計画を立てながらしていったらいいと思うんですね。それで、説明で、発達相談と講師謝礼と、それから療育事業委託料を組み替える形で説明をされましたけれども、それを膨らます形で、今後のこども館の来年度事業をそれにつなげる形で今年もできるわけです。だから、今上げてある予算プラスの膨らます形で事業ができるのではないかと考えているんですが、私自身は何しろそういうことははっきりわかりませんので、要望としてそれを考えていただきたい。そういう意味で、ちょっと私は気がついたことを申しますが、この備品費2,000万円に対しては、賛成でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第41号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

学校教育課所管であります議案第41号は、工事請負契約の締結についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、粕屋中学校第3期大規模改造工事を実施するに当たり、平成27年5月20日に特定建設工事企業体8社による指名競争入札が行われ、因・吉松特定建設工事共同企業体、代表者因建設株式会社代表取締役因善一が工事請負金額2億7,756万円で落札いたしましたので、この者と工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求められたものであります。

工期は、契約効力発生の翌日から平成27年9月11日までとしております。工事の概要につきましては、昨年度第2期大規模改造工事において、校舎棟のうち南側半分の改修が行われましたが、今回は残りの北側半分の改修工事が行われるものであります。内部改修では、壁、パーテーション、床、天井、家具、黒板、掲示板、廊下流し台、扉などにおいて取り替えを中心とした改修が行われます。そのほかに電気設備関係の改修、給排水設備においては、取り替えを中心に改修が行われます。老朽化した施設を改修することにより、きれいなトイレやフローリングの床など、さらなる環境の充実、整備がなされるものと思われまます。

委員会審議では、入札関係及び工事計画等の説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第41号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第42号町道の路線認定及び変更についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長建設委員会委員長。

(建設常任委員長 長 義晴君 登壇)

◎建設常任委員長（長 義晴君）

建設常任委員会に付託を受けました道路環境整備課所管の議案第42号の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

議案第42号は、町道の路線認定及び変更についてでございます。

この案件は、原町5丁目土地区画整理事業により整備される路線の認定及び変更を行う必要が生じたものであります。新規認定路線が4路線、認定変更路線が1路線であります。

建設常任委員会において慎重に審議をいたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第42号の討論に入ります。  
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第43号和解についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

学校給食共同調理場所管であります議案第43号和解についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、長期にわたり給食費を滞納している学校給食滞納者に対し、福岡簡易裁判所に給食費の支払いを求めて訴えを提起した裁判で、去る平成27年4月10日に第1回口頭弁論が開催され、裁判所より和解勧告が示されました。つきましては、本議案において和解を行うことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求められたものであります。

和解の内容といたしましては、平成27年7月から毎月5,000円ずつを支払いを受けるものであり、町といたしましては債権の円滑な回収を図ることを第一に考え、和解に応じたいとのことであります。金額としては少額であります。こうした悪質な未納については町が強い姿勢を示すことにより、学校給食の未納を少なくする効果があると思われまます。

当委員会におきまして慎重に審議いたしました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより議案第43号の討論に入ります。  
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。  
これより議案第43号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第1号国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第1号に対する総務常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第1号は可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は可決とすることに決しました。

お諮りいたします。

意見書案に係る素案につきましては、事務局と協議、作成の上、関係機関に提出したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書にかかわる素案につきましては、事務局と協議、作成の上、関係機関に提出することに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

因町長。

◎町長（因 清範君）

閉会に当たりまして、一言御礼の言葉を申し上げます。

平成27年第2回粕屋町議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、簡単に御礼を申し上げます。

去る6月5日に招集いたしました今定例会におきまして提案いたしました議案12件、全て可決をいただきました。まことにありがとうございました。なお、会期中にいただきましたご意見等々は十分に勘案し、これからの行政運営に取り入れてまいります。

今議会は、今まで粕屋町議会ではなかった案件が2件ございます。議長不信任、今日の100条委員について、長い歴史の中で今日の6月議会は歴史に残るでしょう。終わりになりましたが、これから先、本格的な梅雨、そして暑い夏を迎えます。議員の皆様方には十分に体をご自愛いただき、今後のご活躍を期待しております。それでは、御礼の言葉にかえさせていただきます。どうもお疲れさまでございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

よって、平成27年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

異議なしと認めます。よって、平成27年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前11時57分）

会議録調製者 大 石 進

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

副 議 長 伊 藤 正

署名議員 川 口 晃

署名議員 太 田 健 策